

平成30年度名古屋市各会計関係議案

(別 冊)

目 次

平成30年第49号議案	名古屋市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について……………	1頁
平成30年第50号議案	職員の給与に関する条例の一部改正について……………	29頁
平成30年第51号議案	名古屋市アセットマネジメント基金条例の制定について…	115頁
平成30年第52号議案	名古屋市介護保険条例の一部改正について……………	119頁
平成30年第53号議案	名古屋市子ども・親総合支援基金条例の制定について……	137頁
平成30年第54号議案	名古屋市客引き行為等の禁止等に関する条例の制定について……………	141頁

平成30年第49号議案

名古屋市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

名古屋市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

平成30年 2 月19日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

名古屋市非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成15年名古屋市条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表第2及び別表第3を次のように改める。

別表第2（附属機関の委員等）

番号	区分	報酬の額	旅費	所管
1	防災会議委員	日額 12,600円	8級	防災危機管理 局 総務局
2	国民保護協議会委員	日額 12,600円	8級	
3	特別職報酬等審議会 会長 委員	日額 15,300円 日額 13,500円	8級 8級	
4	情報保護アドバイザー	日額 12,600円	8級	
5	法制アドバイザー	日額 12,600円	8級	
6	行政不服審査会 会長 委員及び臨時委員	日額 15,300円 日額 13,500円	8級 8級	
7	公文書等専門委員	日額 12,600円	8級	
8	経営アドバイザー	日額 15,300円	8級	
9	外郭団体経営検討委員	日額 12,600円	8級	
10	職員倫理審査会 会長 委員	日額 13,500円 日額 12,600円	8級 8級	
11	職員傷病審議会委員	日額 19,800円	8級	
12	公務災害補償等審査会 会長 委員	日額 15,300円 日額 13,500円	8級 8級	
13	公立大学法人評価委員会委員及 び臨時委員	日額 12,600円	8級	
14	男女平等参画苦情処理委員	日額 12,600円	8級	
15	男女平等参画審議会 会長 委員	日額 13,500円 日額 12,600円	8級 8級	
16	入札監視等委員会委員	日額 12,600円	8級	財政局
17	空家等対策審議会 会長 委員及び臨時委員	日額 13,500円 日額 12,600円	8級 8級	市民経済局
18	町名、町界審議会委員、特別委 員及び臨時委員	日額 12,600円	8級	
19	指定特定非営利活動法人審査会 会長 委員	日額 13,500円 日額 12,600円	8級 8級	
20	大規模小売店舗立地審議会委員 及び臨時委員	日額 12,600円	8級	
21	消費生活審議会委員及び臨時委 員	日額 12,600円	8級	
22	中央卸売市場運営協議会委員及 び臨時委員	日額 12,600円	8級	
23	市場取引委員会委員及び臨時委	日額 12,600円	8級	

	員			
24	情報公開審査会 会長及び委員長 委員	日額 15,300円 日額 13,500円	8級 8級	
25	個人情報保護審議会 会長 委員	日額 15,300円 日額 13,500円	8級 8級	
26	国際展示場新第1展示館整備事業 業者選定審議会委員及び臨時委員	日額 12,600円	8級	観光文化交 流局
27	伝統的建造物群保存地区保存審議会 会長 委員及び臨時委員	日額 13,500円 日額 12,600円	8級 8級	
28	環境審議会委員及び専門委員	日額 12,600円	8級	環境局
29	地域環境審議会委員	日額 11,700円	7級	
30	環境影響評価審査会委員及び特別委員	日額 12,600円	8級	
31	公害健康被害認定審査会委員	日額 19,800円	8級	
32	住居の不良堆積物対策審議会委員 及び臨時委員	日額 12,600円	8級	
33	社会福祉審議会委員及び臨時委員	日額 12,600円	8級	健康福祉局
34	高齢者施策推進協議会委員及び臨時委員	日額 12,600円	8級	
35	民生委員推薦会委員	日額 12,600円	8級	
36	地域密着型サービス及び地域包括 支援センター運営協議会委員	日額 12,600円	8級	
37	介護認定審査会委員	日額 16,200円	8級	
38	福祉有償運送運営協議会委員	日額 12,600円	8級	
39	障害者施策推進協議会委員及び臨時委員	日額 12,600円	8級	
40	精神保健福祉審議会委員及び臨時委員	日額 12,600円	8級	
41	精神医療審査会委員	日額 19,800円	8級	
42	障害者スポーツセンター運営審議会委員	日額 12,600円	8級	
43	精神保健指定医	日額 19,800円	8級	
44	透析療法審査委員会委員	日額 10,000円	8級	
45	障害支援区分認定等審査会委員	日額 16,200円	8級	
46	国民健康保険運営協議会委員	日額 12,600円	8級	
47	保健所運営協議会委員	日額 12,600円	8級	
48	感染症予防協議会委員及び臨時委員	日額 12,600円	8級	
49	感染症診査協議会			

	委員	日額	12,600円	8級	
	部会委員	日額	19,800円	8級	
50	予防接種健康被害調査委員会委員及び臨時委員	日額	19,800円	8級	
51	衛生研究所等疫学倫理審査委員会委員	日額	12,600円	8級	
52	指定難病審査会委員及び臨時委員	日額	19,800円	8級	
53	食の安全・安心推進会議委員及び特別委員	日額	12,600円	8級	
54	なごや子ども・子育て支援協議会委員及び臨時委員	日額	12,600円	8級	子ども青少年局
55	子育て支援企業認定審査会委員	日額	12,600円	8級	
56	障害児早期療育指導委員会委員及び臨時委員	日額	12,600円	8級	
57	発達障害者支援体制整備検討委員会委員及び臨時委員	日額	12,600円	8級	
58	中央療育センター等倫理審査委員会委員	日額	12,600円	8級	
59	児童虐待事例検証委員会委員	日額	12,600円	8級	
60	障害児保育指導委員会委員	日額	12,600円	8級	
61	都市計画審議会 会長 委員、臨時委員及び専門委員	日額 日額	13,500円 12,600円	8級 8級	住宅都市局
62	都市高速道路調査専門委員	日額	15,300円	8級	
63	広告・景観審議会 会長 委員及び臨時委員	日額 日額	13,500円 12,600円	8級 8級	
64	交通問題調査会 会長 委員	日額 日額	13,500円 12,600円	8級 8級	
65	建築紛争調停委員会委員	日額	12,600円	8級	
66	建築審査会 会長 委員	日額 日額	15,300円 13,500円	8級 8級	
67	開発審査会 会長 委員	日額 日額	13,500円 12,600円	8級 8級	
68	土地利用審査会 会長 委員	日額 日額	13,500円 12,600円	8級 8級	
69	土地区画整理審議会 会長 委員	日額 日額	13,500円 12,600円	8級 8級	
70	土地区画整理事業評価員	日額	12,600円	8級	

71	市街地再開発審査会 会長 委員	日額 13,500円 日額 12,600円	8級 8級	
72	久屋大通公園北部園地・中央園地整備事業者選定審議会 会長 委員及び臨時委員	日額 13,500円 日額 12,600円	8級 8級	
73	放置自動車廃物判定委員会委員	日額 12,600円	8級	緑政土木局
74	自転車等駐車対策協議会委員	日額 12,600円	8級	
75	緑の審議会 会長 委員及び専門委員	日額 13,500円 日額 12,600円	8級 8級	
76	東山動植物園再生専門委員	日額 12,600円	8級	
77	産業教育審議会 委員 専門員	日額 12,600円 日額 5,400円	8級 8級	教育委員会 事務局
78	いじめ対策検討会議 会長 委員	日額 13,500円 日額 12,600円	8級 8級	
79	社会教育委員	日額 12,600円	8級	
80	スポーツ推進委員	年額 19,800円	6級	
81	スポーツ推進審議会委員	日額 12,600円	8級	
82	文化財調査委員会委員及び臨時委員	日額 12,600円	8級	
83	図書館協議会委員	日額 12,600円	8級	
84	博物館協議会委員	日額 12,600円	8級	
85	美術館協議会委員	日額 12,600円	8級	
86	科学館協議会委員	日額 12,600円	8級	
87	指定管理者選定委員会委員及び臨時委員	日額 12,600円	8級	関係局

備考 旅費の欄中「級」は、給与条例別表第1行政職給料表の職務の級をいう。

別表第3（その他の非常勤の職員）

番号	区分	報酬の額	費用弁償		所管
			旅費	その他	
1	防災危機管理事務嘱託員	月額 228,000円	4級	通勤費用	防災危機管理局
2	災害対策委員		区政協力委員としての級に準ずる。	月額 2,262円	
3	災害救助地区本部員		4級とする。ただし、区政協力委員を兼務する者にあつては、その級に準ずる。		
4	秘書事務嘱託員	月額 228,000円	4級	通勤費用	市長室
5	庁用自動車事務嘱託員	月額 228,000円 (備考第3項の適用を受ける者 214,100円)	4級	通勤費用	
6	広報嘱託員	月額 228,000円 (備考第3項の適用を受ける者 214,100円)	4級	通勤費用	
7	広報事務嘱託員	月額 228,000円	4級	通勤費用	
8	建築営繕嘱託員	月額 257,000円 (備考第3項の適用を受ける者 241,000円)	4級	通勤費用	総務局
9	庁舎管理嘱託員	月額 228,000円 (備考第3項の適用を受ける者 214,100円)	4級	通勤費用	
10	市政資料館館長	月額 582,500円	9級	通勤費用	
11	市政資料館専門調査員	月額 273,500円	4級	通勤費用	
12	市政資料館調査員	月額 257,000円 (備考第3項の適用を受ける者 241,000円)	4級	通勤費用	
13	庁舎設備保全嘱託員	月額 257,000円 (備考第3項の適用を受ける者 241,000円)	4級	通勤費用	
14	情報化推進参与	日額 15,630円	8級		
15	庶務事務嘱託員	1時間 930円	4級	通勤費用（臨職）	
16	職員研修室嘱託員	月額 257,000円 (備考第3項の適用を受ける者 241,000円)	4級	通勤費用	
17	再雇用嘱託員	月額 228,000円 (備考第3項の適用を受ける者 214,100円)	4級	通勤費用	
18	長期休職者代替嘱託員	月額 211,800円	4級	通勤費用	
19	総括産業医	月額 117,000円	7級		
20	産業医	1回 21,400円	7級		
21	総括衛生管理医師	月額 21,400円	7級		
22	衛生管理医師	時給 21,400円	7級		
23	安全衛生管理嘱託員 保健師又は臨床心理士	月額 257,000円	4級	通勤費用	

	その他の者	月額 211,800円	4級	通勤費用	
24	男女平等参画推進センター専門相談員	月額 257,000円	4級	通勤費用	
25	東京事務所嘱託員	月額 211,800円	4級	通勤費用	
26	名古屋市政策顧問	月額 15,630円	9級	通勤費用（臨職）	財政局
27	管財事務嘱託員	月額 257,000円 （備考第3項の適用を受ける者 241,000円）	4級	通勤費用	
28	税務事務嘱託員	月額 257,000円 （備考第3項の適用を受ける者 241,000円）	4級	通勤費用	
29	市民相談幹	月額 273,500円 （備考第3項の適用を受ける者 256,600円）	4級	通勤費用	市民経済局
30	個人情報・情報公開嘱託員	月額 257,000円 （備考第3項の適用を受ける者 241,000円）	4級	通勤費用	
31	電話交換嘱託員	月額 228,000円 （備考第3項の適用を受ける者 214,100円）	4級	通勤費用	
32	区民サービス嘱託員	月額 257,000円 （備考第3項の適用を受ける者 241,000円）	4級	通勤費用	
33	区民サービス協力員	月額 257,000円	4級	通勤費用	
34	集配嘱託員	月額 228,000円 （備考第3項の適用を受ける者 214,100円）	4級	通勤費用	
35	区役所総務事務嘱託員	月額 257,000円 （備考第3項の適用を受ける者 241,000円）	4級	通勤費用	
36	地域力推進事務嘱託員	月額 257,000円 （備考第3項の適用を受ける者 241,000円）	4級	通勤費用	
37	証明書交付センター嘱託員	月額 228,000円	4級	通勤費用	
38	市民活動推進センター嘱託員	月額 257,000円	4級	通勤費用	
39	地域安全指導員	月額 257,000円	4級	通勤費用	
40	労働相談幹	月額 273,500円	4級	通勤費用	
41	通達員	月額とし、58.1円に受持世帯数を乗じて得た額に、2.8円から17.8円までの範囲で任命権者が定める額に臨時の配布物数を乗じて得た額を加算した額とする。	4級	月額 9,000円	
42	地域コミュニティ活性化支援員	月額 273,500円	4級	通勤費用	
43	区政協力委員 市区政協力委員議長協議会 議長、副議長及び会計 区政協力委員協議会議長 及び副議長 学区区政協力委員会委員長 区政協力委員		8級 7級 5級 4級	月額 3,156円 月額 3,156円 月額 3,156円 月額 2,262円	
44	交通指導員	月額 79,400円	4級	月額 9,000円	
45	交通安全教育指導員	月額 228,000円	4級	通勤費用	
46	客引き行為等対策主任指導員	月額 273,500円	4級	通勤費用	

47	客引き行為等対策指導員	月額 257,000円	4級	通勤費用	
48	客引き行為等対策推進員	月額 257,000円	4級	通勤費用	
49	犯罪被害者等支援相談員	月額 273,500円	4級	通勤費用	
50	犯罪被害者等支援員	月額 273,500円 (備考第3項の適用を受ける者 256,600円)	4級	通勤費用	
51	人権企画嘱託員	月額 273,500円	4級	通勤費用	
52	人権啓発嘱託員	月額 273,500円 (備考第3項の適用を受ける者 256,600円)	4級	通勤費用	
53	文化センター事務嘱託員	月額 257,000円	4級	通勤費用	
54	海外展開・誘致推進専門員	月額 273,500円	4級	通勤費用	
55	地域商業事務嘱託員	月額 228,000円	4級	通勤費用	
56	中小企業経営情報相談員	月額 273,500円	4級	通勤費用	
57	計量検査業務嘱託員	月額 257,000円 (備考第3項の適用を受ける者 241,000円)	4級	通勤費用	
58	消費生活事務嘱託員	月額 257,000円 (備考第3項の適用を受ける者 241,000円)	4級	通勤費用	
59	庁用自動車運転管理業務嘱託員	月額 228,000円 (備考第3項の適用を受ける者 214,100円)	4級	通勤費用	
60	消費生活指導員	月額 257,000円	4級	通勤費用	
61	消費生活相談員	月額 211,800円	4級	通勤費用	
62	消費者教育コーディネーター	月額 211,800円	4級	通勤費用	
63	消費生活センター情報アドバイザー	日額 8,980円	4級	通勤費用(臨職)	
64	中央卸売市場本場青果部取引指導監視員	月額 228,000円	4級	通勤費用	
65	中央卸売市場本場水産物部取引指導監視員	月額 228,000円	4級	通勤費用	
66	中央卸売市場本場取引業務嘱託員	月額 257,000円 (備考第3項の適用を受ける者 241,000円)	4級	通勤費用	
67	中央卸売市場本場庁舎管理嘱託員	月額 228,000円 (備考第3項の適用を受ける者 214,100円)	4級	通勤費用	
68	中央卸売市場本場事務嘱託員	月額 257,000円 (備考第3項の適用を受ける者 241,000円)	4級	通勤費用	
69	中央卸売市場北部市場青果部取引指導監視員	月額 228,000円 (備考第3項の適用を受ける者 214,100円)	4級	通勤費用	
70	中央卸売市場北部市場水産物部取引指導監視員	月額 228,000円	4級	通勤費用	
71	中央卸売市場北部市場取引業務嘱託員	月額 257,000円 (備考第3項の適用を受ける者 241,000円)	4級	通勤費用	
72	中央卸売市場南部市場嘱託員	月額 211,800円	4級	通勤費用	
73	中央卸売市場南部市場事務嘱託員	月額 257,000円 (備考第3項の適用を受ける者 241,000円)	4級	通勤費用	
74	工業研究所事務嘱託員	月額 228,000円	4級	通勤費用	
75	国際交流員	月額 370,800円	4級	通勤費用	観光文化交 流局
76	国際交流専門員	月額 302,300円	4級	通勤費用	

77	外事専門員	1時間	1,230円	4級	通勤費用（臨職）
78	渉外事務協力員	1時間	1,100円	4級	通勤費用（臨職）
79	文学嘱託員	日額	12,750円	4級	通勤費用（臨職）
80	歴史的建造物保存活用アドバイザー	日額	12,600円	8級	
81	名古屋城施設管理嘱託員	月額 (備考第3項の適用を受ける者 241,000円)	257,000円	4級	通勤費用
82	名古屋城学芸事務嘱託員	月額	211,800円	4級	通勤費用
83	名古屋城事務嘱託員	月額	211,800円	4級	通勤費用
84	名古屋城整備嘱託員	月額 (備考第3項の適用を受ける者 241,000円)	257,000円	4級	通勤費用
85	名古屋城整備学芸事務嘱託員	月額	211,800円	4級	通勤費用
86	衛生管理嘱託員	月額	273,500円	4級	通勤費用
87	生物多様性推進参与	日額	15,630円	8級	
88	生物多様性相談員	月額 (備考第3項の適用を受ける者 256,600円)	273,500円	4級	通勤費用
89	生物多様性市民協働推進員	月額	257,000円	4級	通勤費用
90	生物多様性専門員	1時間	2,040円	4級	通勤費用（臨職）
91	省エネルギー指導員	日額	15,000円	4級	
92	環境推進専門員	月額	302,300円	4級	通勤費用
93	環境学習相談員	月額 (備考第3項の適用を受ける者 256,600円)	273,500円	4級	通勤費用
94	学校環境学習支援員	月額 (備考第3項の適用を受ける者 241,000円)	257,000円	4級	通勤費用
95	公害対策相談員	月額 (備考第3項の適用を受ける者 241,000円)	257,000円	4級	通勤費用
96	石綿対策指導監視員	月額 (備考第3項の適用を受ける者 241,000円)	257,000円	4級	通勤費用
97	公害健康被害者家庭療養指導保健師	1回	3,000円	4級	通勤費用（臨職）
98	公害保健嘱託医	日額	21,400円	7級	
99	環境保健事業指導保健師	月額	273,500円	4級	通勤費用
100	庁用自動車運転管理業務嘱託員	月額 (備考第3項の適用を受ける者 214,100円)	228,000円	4級	通勤費用
101	減量推進用車両運転管理業務嘱託員	月額 (備考第3項の適用を受ける者 214,100円)	228,000円	4級	通勤費用
102	減量推進事務嘱託員	月額 (備考第3項の適用を受ける者 214,100円)	228,000円	4級	通勤費用
103	南リサイクルプラザ（プラザ棟）管理業務嘱託員	1時間 (備考第3項の適用を受ける者 1,875円)	1,999円	4級	通勤費用
104	南リサイクルプラザ（プラザ棟）業務嘱託員	1時間 (備考第3項の適用を受ける者 1,776円)	1,894円	4級	通勤費用
105	事業者環境推進員	月額 (備考第3項の適用を受	257,000円	4級	通勤費用

環境局

		ける者 241,000円)			
106	西資源センター管理業務嘱託員	1時間 2,054円 (備考第3項の適用を受ける者 1,929円)	4級	通勤費用	
107	路上禁煙等指導員	月額 257,000円	4級	通勤費用	
108	不良堆積物対策推進員	月額 273,500円 (備考第3項の適用を受ける者 256,600円)	4級	通勤費用	
109	不良堆積物対策支援員	月額 273,500円	4級	通勤費用	
110	資源収集嘱託員	1時間 2,054円 (備考第3項の適用を受ける者 1,929円)	4級	通勤費用	
111	処分場管理運営嘱託員	月額 257,000円 (備考第3項の適用を受ける者 241,000円)	4級	通勤費用	
112	厚生統計調査調査員	日額とし、8,000円を上限として任命権者が定める額に、1,000円を上限として任命権者が定める額に調査対象数を乗じて得た額を加算した額とする。ただし、任命権者が別に定める厚生統計調査を行う者については日額とし、8,000円を上限として任命権者が定める額とする。			健康福祉局
113	厚生統計調査指導員	日額とし、8,000円を上限として任命権者が定める額とする。			
114	社会福祉法人会計指導嘱託員	月額 273,500円	4級	通勤費用	
115	生活保護居宅生活支援員	月額 273,500円	4級	通勤費用	
116	福祉施設精神保健相談員	月額 273,500円	4級	通勤費用	
117	滞納整理嘱託員	月額 273,500円	4級	通勤費用	
118	高齢者措置事務嘱託員	月額 273,500円 (備考第3項の適用を受ける者 256,600円)	4級	通勤費用	
119	保護援護生活相談員	月額 273,500円 (備考第3項の適用を受ける者 256,600円)	4級	通勤費用	
120	訪問活動支援員	月額 273,500円 (備考第3項の適用を受ける者 256,600円)	4級	通勤費用	
121	福祉制度案内嘱託員	月額 257,000円	4級	通勤費用	
122	介護保険給付・地域包括ケア事務嘱託員	月額 257,000円	4級	通勤費用	
123	介護保険認定事務嘱託員	月額 257,000円	4級	通勤費用	
124	介護保険給付適正化事務嘱託員	月額 257,000円	4級	通勤費用	
125	介護保険サービス事業者等指定指導事務嘱託員	月額 257,000円	4級	通勤費用	
126	いのちの支援嘱託員	月額 257,000円	4級	通勤費用	
127	ひきこもり支援コーディネーター嘱託員	月額 257,000円	4級	通勤費用	
128	依存症相談員	月額 257,000円	4級	通勤費用	

129	自立支援医療費審査支払事務嘱託員	月額 257,000円	4級	通勤費用
130	補装具費支給制度等適正化事務嘱託員	月額 257,000円	4級	通勤費用
131	障害者職業能力開発プロモーター	月額 257,000円	4級	通勤費用
132	障害福祉サービス事業者等指定指導事務嘱託員	月額 257,000円	4級	通勤費用
133	障害福祉サービス費等審査支払事務嘱託員	月額 257,000円	4級	通勤費用
134	障害者総合支援法施行事務嘱託員	月額 257,000円	4級	通勤費用
135	医療・介護扶助事務嘱託員	月額 257,000円	4級	通勤費用
136	生活保護就労支援員	月額 257,000円	4級	通勤費用
137	生活保護年金等調査員	月額 257,000円	4級	通勤費用
138	生活保護施術給付適正化推進員	月額 257,000円	4級	通勤費用
139	生活困窮者自立支援事務嘱託員	月額 257,000円	4級	通勤費用
140	中国残留邦人等支援・相談員	月額 257,000円	4級	通勤費用
141	生活保護債権管理嘱託員	月額 257,000円	4級	通勤費用
142	特定健診等業務嘱託員	月額 257,000円	4級	通勤費用
143	後期高齢者医療事務嘱託員	月額 257,000円	4級	通勤費用
144	後期高齢者医療徴収事務嘱託員	月額 257,000円	4級	通勤費用
145	福祉医療事務嘱託員	月額 257,000円	4級	通勤費用
146	中央看護専門学校嘱託教員	月額 257,000円	4級	通勤費用
147	自立支援健康相談員	月額 257,000円	4級	通勤費用
148	予防接種相談員	月額 257,000円	4級	通勤費用
149	H1V相談員	月額 257,000円	4級	通勤費用
150	難病等保健福祉相談員	月額 257,000円	4級	通勤費用
151	保健所嘱託員	月額 257,000円 (備考第3項の適用を受ける者 241,000円)	4級	通勤費用
152	保健所看護師嘱託員	月額 257,000円 (備考第3項の適用を受ける者 241,000円)	4級	通勤費用
153	高齢者福祉相談員	月額 257,000円 (備考第3項の適用を受ける者 241,000円)	4級	通勤費用
154	地域ケア推進嘱託員	月額 257,000円 (備考第3項の適用を受ける者 241,000円)	4級	通勤費用
155	介護保険認定適正化事務嘱託員	月額 257,000円 (備考第3項の適用を受ける者 241,000円)	4級	通勤費用
156	保健福祉相談員	月額 257,000円 (備考第3項の適用を受ける者 241,000円)	4級	通勤費用
157	援護事業・保護施設事務嘱託員	月額 257,000円 (備考第3項の適用を受ける者 241,000円)	4級	通勤費用
158	医療安全相談員	月額 257,000円 (備考第3項の適用を受ける者 241,000円)	4級	通勤費用
159	医療施設事務嘱託員	月額 257,000円	4級	通勤費用

		(備考第3項の適用を受ける者 241,000円)		
160	結核対策推進員	月額 257,000円 (備考第3項の適用を受ける者 241,000円)	4級	通勤費用
161	感染症対策支援員	月額 257,000円 (備考第3項の適用を受ける者 241,000円)	4級	通勤費用
162	健康増進支援事務嘱託員	月額 257,000円 (備考第3項の適用を受ける者 241,000円)	4級	通勤費用
163	クオリティライフ21城北嘱託員	月額 257,000円 (備考第3項の適用を受ける者 241,000円)	4級	通勤費用
164	食品衛生検査所嘱託員	月額 257,000円 (備考第3項の適用を受ける者 241,000円)	4級	通勤費用
165	食の安全・安心推進嘱託員	月額 257,000円 (備考第3項の適用を受ける者 241,000円)	4級	通勤費用
166	生活保護事務嘱託員	月額 228,000円	4級	通勤費用
167	環境衛生嘱託員	月額 228,000円	4級	通勤費用
168	火葬業務嘱託員	月額 228,000円	4級	通勤費用
169	斎場受付業務嘱託員	月額 228,000円	4級	通勤費用
170	食肉衛生検査所嘱託員	月額 228,000円 (備考第3項の適用を受ける者 214,100円)	4級	通勤費用
171	動物愛護センター嘱託員	月額 228,000円 (備考第3項の適用を受ける者 214,100円)	4級	通勤費用
172	中央看護専門学校嘱託員	月額 228,000円 (備考第3項の適用を受ける者 214,100円)	4級	通勤費用
173	福祉施設嘱託員			
	看護師	月額 257,000円	4級	通勤費用
	准看護師	月額 257,000円	4級	通勤費用
	管理栄養士	月額 257,000円	4級	通勤費用
	理学療法士	月額 257,000円	4級	通勤費用
	作業療法士	月額 257,000円	4級	通勤費用
	介護員	月額 228,000円	4級	通勤費用
	指導員	月額 228,000円	4級	通勤費用
	雑役人	月額 228,000円	4級	通勤費用
	運転管理業務員	月額 228,000円	4級	通勤費用
174	福祉施設嘱託医師	日額 21,400円		
175	福祉施設嘱託理学療法士	日額 10,400円		
176	福祉施設嘱託作業療法士	日額 10,400円		
177	福祉施設嘱託言語聴覚士	日額 10,400円		
178	厚生院嘱託医			
	病理業務	日額 50,000円		
	麻酔業務	日額 50,000円		
	医療業務	日額 49,400円		
	救護業務	日額 49,400円		
	当直業務	日額 26,500円		
179	厚生院嘱託剖検補助者	日額 10,400円		
180	厚生院嘱託言語聴覚士	日額 10,400円		
181	厚生院嘱託音楽療法士	日額 10,400円		

182	社会福祉施設時間制従事員				
	看護師	1時間	1,150円		通勤費用（臨職）
	厚生院の看護師（指導主任）	1時間	1,495円		通勤費用（臨職）
	厚生院の看護師（主任）	1時間	1,330円		通勤費用（臨職）
	准看護師	1時間	1,100円		通勤費用（臨職）
	厚生院の准看護師（指導主任）	1時間	1,370円		通勤費用（臨職）
	厚生院の准看護師（主任）	1時間	1,270円		通勤費用（臨職）
	厚生院の歯科衛生士	1時間	1,330円		通勤費用（臨職）
	厚生院の介護員	1時間	1,000円		通勤費用（臨職）
	厚生院の看護補助員	1時間	1,000円		通勤費用（臨職）
	厚生院の運転管理業務員	1時間	1,000円		通勤費用（臨職）
183	社会福祉事務所嘱託医	月額	117,000円	7級	
184	民生委員				
	市民生委員連盟理事長及び副理事長			8級	月額 3,156円
	区民生委員協議会会長連絡会会長及び副会長			7級	月額 3,156円
	民生委員協議会会長			5級	月額 3,156円
	民生委員			4級	月額 2,262円
185	認知症施策推進参与	日額	15,630円	8級	
186	身体障害者相談員	年額	58,700円	4級	
187	知的障害者相談員	年額	58,700円		
188	手話通訳者及び点訳者	月額	257,000円	4級	通勤費用
189	知的障害者更生相談所嘱託医	日額	49,400円		
190	精神保健福祉センター特定相談員	日額	21,400円	7級	
191	身体障害者更生相談所判定医師	日額	21,400円		
192	精神障害者保健福祉手帳等判定医	日額	21,400円		
193	特別児童扶養手当認定嘱託医	日額	21,400円		
194	精神保健福祉センターこころの健康電話相談員	日額	13,300円		
195	精神保健福祉センター臨床心理技術者	日額	13,300円		
196	精神保健福祉センター作業療法士	日額	13,300円		
197	知的障害者更生相談所嘱託判定員	日額	10,400円		
198	視聴覚障害情報支援員	1時間	2,040円	4級	
199	業務補助嘱託員	1時間	930円	4級	通勤費用（臨職）
200	障害者職場定着支援嘱託員	1時間	1,070円	4級	通勤費用（臨職）
201	生活保護適正実施推進支援員	月額	257,000円	4級	通勤費用
202	保護課嘱託医				
	内科	月額	117,000円		
	精神科	月額	117,000円		
	歯科	月額	117,000円		
203	国民健康保険移送費審査嘱託医	日額	21,400円		
204	国民健康保険レセプト点検嘱託員	日額	12,240円	4級	通勤費用（臨職）
205	保健環境委員				
	市保健環境委員会会長及び副会長			8級	月額 3,156円

	区保健環境委員会会長及び副会長		7級	月額 3,156円	
	学区保健環境委員会会長		5級	月額 3,156円	
	学区保健環境委員会副会長		5級	月額 2,262円	
	保健環境委員		4級	月額 2,262円	
206	保健所嘱託医	日額 21,400円	7級		
207	中央看護専門学校学生相談員	日額 4,900円			
208	中央看護専門学校カウンセラ	1時間 4,900円			
209	中央看護専門学校司書	1時間 1,070円		通勤費用（臨職）	
210	中央看護専門学校実習指導員・代替教員				
	保健師及び助産師（指導主任）	1時間 1,545円		通勤費用（臨職）	
	保健師及び助産師（主任）	1時間 1,375円		通勤費用（臨職）	
	保健師及び助産師	1時間 1,190円		通勤費用（臨職）	
	看護師（指導主任）	1時間 1,535円		通勤費用（臨職）	
	看護師（主任）	1時間 1,365円		通勤費用（臨職）	
	看護師	1時間 1,180円		通勤費用（臨職）	
211	中央看護専門学校非常勤講師	1授業時間 6,000円			
212	国民健康・栄養調査員				
	医師	日額 21,400円			
	管理栄養士	日額 6,400円			
	保健師その他	日額 6,400円			
213	介護予防推進員	1時間 1,330円	4級	通勤費用（臨職）	
214	女性福祉相談員				子ども青少年局
	緊急相談業務に従事する者	月額とし、273,500円に2,171円に当該業務に従事した時間数を乗じて得た額を加算した額とする。	4級	通勤費用	
	その他の者	月額 273,500円	4級	通勤費用	
215	児童虐待対応支援員				
	緊急相談業務に従事する者	月額とし、273,500円に2,171円に当該業務に従事した時間数を乗じて得た額を加算した額とする。	4級	通勤費用	
	その他の者	月額 273,500円	4級	通勤費用	
216	児童虐待対応員				
	緊急相談業務に従事する者	月額とし、273,500円に2,171円に当該業務に従事した時間数を乗じて得た額を加算した額とする。	4級	通勤費用	
	その他の者	月額 273,500円	4級	通勤費用	
217	トワイライト事業嘱託員	月額 273,500円 （備考第3項の適用を受ける者 256,600円）	4級	通勤費用	
218	保育関連研修企画嘱託員	月額 273,500円 （備考第3項の適用を受ける者 256,600円）	4級	通勤費用	
219	ひとり親家庭応援専門員	月額 273,500円	4級	通勤費用	
220	母子・父子自立支援員	月額 273,500円	4級	通勤費用	
221	保育所整備推進員	月額 273,500円	4級	通勤費用	

		(備考第3項の適用を受ける者 256,600円)		
222	保育事業者支援コンサルタント	月額 273,500円 (備考第3項の適用を受ける者 256,600円)	4級	通勤費用
223	保育運営課嘱託員(栄養士)	月額 257,000円	4級	通勤費用
224	子育て支援課嘱託員	月額 257,000円	4級	通勤費用
225	障害児通所給付費等審査支払事務嘱託員	月額 257,000円	4級	通勤費用
226	障害児通所支援事業所等指定指導事務嘱託員	月額 257,000円 (備考第3項の適用を受ける者 241,000円)	4級	通勤費用
227	児童相談協力員 緊急相談業務に従事する者	月額とし、257,000円に2,040円に当該業務に従事した時間数を乗じて得た額を加算した額とする。	4級	通勤費用
	その他の者	月額 257,000円	4級	通勤費用
228	児童相談対応協力員	月額 257,000円	4級	通勤費用
229	一時保護対応協力員	月額 257,000円	4級	通勤費用
230	嘱託児童心理司 緊急相談業務に従事する者	月額とし、257,000円に2,040円に当該業務に従事した時間数を乗じて得た額を加算した額とする。	4級	通勤費用
	その他の者	月額 257,000円	4級	通勤費用
231	発達障害者支援センター嘱託ケースワーカー	月額 257,000円	4級	通勤費用
232	発達障害者支援センター嘱託セラピスト	月額 257,000円	4級	通勤費用
233	家庭復帰支援員	月額 257,000円	4級	通勤費用
234	児童福祉施設嘱託員			
	保健師	月額 257,000円	4級	通勤費用
	看護師	月額 257,000円	4級	通勤費用
	准看護師	月額 257,000円	4級	通勤費用
	保育士	月額 257,000円	4級	通勤費用
	児童指導員	月額 257,000円	4級	通勤費用
	栄養士	月額 257,000円	4級	通勤費用
	言語聴覚士	月額 257,000円	4級	通勤費用
	相談業務に従事する者	月額 257,000円	4級	通勤費用
	心理判定業務に従事する者	月額 257,000円	4級	通勤費用
	調理又は雑役業務に従事する者	月額 228,000円	4級	通勤費用
	保育士業務補助	月額 228,000円	4級	通勤費用
	児童指導員業務補助	月額 228,000円	4級	通勤費用
235	保育案内人	月額 257,000円	4級	通勤費用
236	家庭的保育支援者	月額 257,000円 (備考第3項の適用を受ける者 241,000円)	4級	通勤費用
237	保健所子育て相談員	月額 257,000円 (備考第3項の適用を受ける者 241,000円)	4級	通勤費用
238	里親委託等推進員	月額 257,000円 (備考第3項の適用を受	4級	通勤費用

		ける者 241,000円)		
239	玉野川学園学科指導嘱託員	月額 257,000円 (備考第3項の適用を受ける者 241,000円)	4級	通勤費用
240	小児慢性特定疾病児童等自立支援員	月額 257,000円 (備考第3項の適用を受ける者 241,000円)	4級	通勤費用
241	妊娠・出産期支援員	月額 257,000円	4級	通勤費用
242	地域療育センター嘱託ケースワーカー	月額 257,000円	4級	通勤費用
243	児童相談研修コーディネーター	月額 257,000円	4級	通勤費用
244	児童福祉債権管理嘱託員	月額 257,000円	4級	通勤費用
245	エリア支援保育所事業嘱託保健師	月額 257,000円 (備考第3項の適用を受ける者 241,000円)	4級	通勤費用
246	保育所等認可事務嘱託員	月額 257,000円 (備考第3項の適用を受ける者 241,000円)	4級	通勤費用
247	通訳業務担当嘱託員	月額 257,000円	4級	通勤費用
248	片用自動車運転管理業務嘱託員	月額 228,000円 (備考第3項の適用を受ける者 214,100円)	4級	通勤費用
249	配偶者暴力防止参与	日額 15,630円	8級	
250	児童虐待対策参与	日額 15,630円	8級	
251	児童福祉施設嘱託医師			
	嘱託医師	日額 21,400円		
	地域療育センター嘱託医師	日額 49,400円		
252	児童福祉施設嘱託理学療法士	日額 10,400円		
253	児童福祉施設嘱託作業療法士	日額 10,400円		
254	児童福祉施設嘱託音楽療法士	日額 10,400円		
255	児童福祉施設嘱託言語聴覚士	日額 10,400円		
256	児童福祉施設嘱託セラピスト	日額 10,400円		
257	児童福祉施設心理療法嘱託員	日額 10,400円		
258	児童福祉施設嘱託放射線技師	日額 8,300円		
259	児童福祉施設嘱託臨床検査技師	日額 8,300円		
260	児童福祉施設嘱託歯科衛生士	日額 8,300円		
261	児童福祉施設時間制従事員			
	栄養士	1時間 1,040円		通勤費用 (臨職)
	雑役人	1時間 930円		通勤費用 (臨職)
	調理業務員	1時間 930円		通勤費用 (臨職)
262	児童福祉施設業務補助嘱託員	1時間 930円		通勤費用 (臨職)
263	保育運営課嘱託栄養士	1時間 1,040円		通勤費用 (臨職)
264	保育所嘱託職員			
	一般嘱託職員 (保健師、助産師及び看護師 (准看護師を除く。))	1時間 1,140円 ~1,380円		通勤費用 (臨職)
	一般嘱託職員 (准看護師)	1時間 1,050円 ~1,300円		通勤費用 (臨職)
	一般嘱託職員 (午前9時30分以前又は午後4時30分以後における補助業務に従事する者に限る。)	1時間 1,100円 ~1,350円		通勤費用 (臨職)
	その他の一般嘱託職員、特	1時間 950円		通勤費用 (臨職)

	別嘱託職員及び障害児対応嘱託職員	～1,200円			
265	保育所嘱託医 産後休暇明け園等 一般園	年額 402,500円 年額 251,600円			
266	統合保育スーパーバイザー	1回 8,300円			
267	母子父子寡婦福祉資金担当嘱託員	1時間 2,171円	4級		
268	児童扶養手当等嘱託医	年額 20,000円			
269	子育てサロン従事者 マネージャー サブマネージャー コーディネーター	1回 4,000円 1回 2,000円 1回 2,000円		通勤費用（臨職） 通勤費用（臨職）	
270	新生児・産婦訪問指導員	1回 3,700円		通勤費用（臨職）	
271	嘱託心理判定員	日額 10,400円			
272	3歳児検診等嘱託心理判定員	日額 10,400円			
273	児童相談所スーパーバイザー	1時間 6,800円			
274	児童虐待防止事業嘱託員（電話相談員）	日額 10,400円			
275	児童相談所児童福祉専門員	日額 21,400円			
276	児童相談所日直電話対応嘱託員	日額 10,400円			
277	わかくさ学園保育補助員	1時間 1,075円			
278	玉野川学園非常勤講師	1時間 2,800円	4級	通勤費用（臨職）	
279	児童自立支援補助業務嘱託員	日額 13,410円	4級	通勤費用（臨職）	
280	地域療育センター嘱託看護師	日額 6,400円			
281	少年指導員	月額 257,000円	4級	通勤費用	
282	エリア支援保育所担当歯科医	1回 21,500円	7級	通勤費用	
283	児童委員		民生委員としての級に準ずる。	月額 2,262円	
284	都市計画相談員	月額 257,000円 （備考第3項の適用を受ける者 241,000円）	4級	通勤費用	住宅都市局
285	工事監理員	月額 257,000円 （備考第3項の適用を受ける者 241,000円）	4級	通勤費用	
286	庁舎電気設備管理員	月額 257,000円 （備考第3項の適用を受ける者 241,000円）	4級	通勤費用	
287	建築相談員	月額 257,000円 （備考第3項の適用を受ける者 241,000円）	4級	通勤費用	
288	住宅等認定業務嘱託員	月額 273,500円 （備考第3項の適用を受ける者 256,600円）	4級	通勤費用	
289	開発審査関係業務嘱託員	月額 273,500円 （備考第3項の適用を受ける者 256,600円）	4級	通勤費用	
290	宅地造成窓口相談員	月額 273,500円 （備考第3項の適用を受ける者 256,600円）	4級	通勤費用	
291	建築確認申請指導員	月額 257,000円 （備考第3項の適用を受ける者 241,000円）	4級	通勤費用	

292	住宅関連業務嘱託員	月額 273,500円 (備考第3項の適用を受ける者 256,600円)	4級	通勤費用	緑政土木局
293	土地取引等調査事務嘱託員	月額 273,500円 (備考第3項の適用を受ける者 256,600円)	4級	通勤費用	
294	市街地整備等関連業務嘱託員	月額 273,500円 (備考第3項の適用を受ける者 256,600円)	4級	通勤費用	
295	庁用自動車運転管理業務嘱託員	月額 228,000円 (備考第3項の適用を受ける者 214,100円)	4級	通勤費用	
296	住宅居住指導員	月額 257,000円	4級	通勤費用	
297	景観アドバイザー	日額 12,600円	8級		
298	道路巡視員	月額 257,000円 (備考第3項の適用を受ける者 241,000円)	4級	通勤費用	
299	補修作業員	月額 228,000円 (備考第3項の適用を受ける者 214,100円)	4級	通勤費用	
300	地域企画アドバイザー	月額 273,500円 (備考第3項の適用を受ける者 256,600円)	4級	通勤費用	
301	土木アドバイザー	月額 273,500円 (備考第3項の適用を受ける者 256,600円)	4級	通勤費用	
302	道路相談員	月額 257,000円	4級	通勤費用	
303	道路監理嘱託員	月額 257,000円 (備考第3項の適用を受ける者 241,000円)	4級	通勤費用	
304	測量窓口相談員	月額 273,500円 (備考第3項の適用を受ける者 256,600円)	4級	通勤費用	
305	自転車対策推進員 (主任)	月額 273,500円 (備考第3項の適用を受ける者 256,600円)	4級	通勤費用	
306	自転車対策推進員	月額 257,000円 (備考第3項の適用を受ける者 241,000円)	4級	通勤費用	
307	用地補償アドバイザー	月額 273,500円 (備考第3項の適用を受ける者 256,600円)	4級	通勤費用	
308	橋梁巡視員 (主任)	月額 273,500円 (備考第3項の適用を受ける者 256,600円)	4級	通勤費用	
309	橋梁巡視員	月額 257,000円 (備考第3項の適用を受ける者 241,000円)	4級	通勤費用	
310	河川相談員	月額 273,500円 (備考第3項の適用を受ける者 256,600円)	4級	通勤費用	
311	河川巡視員 (主任)	月額 273,500円 (備考第3項の適用を受ける者 256,600円)	4級	通勤費用	
312	河川巡視員	月額 257,000円 (備考第3項の適用を受ける者 241,000円)	4級	通勤費用	

		ける者 241,000円)			
313	農政相談員	月額 257,000円 (備考第3項の適用を受ける者 241,000円)	4級	通勤費用	
314	農業センター嘱託員	月額 257,000円 (備考第3項の適用を受ける者 241,000円)	4級	通勤費用	
315	公園利用相談員 (主任)	月額 273,500円	4級	通勤費用	
316	公園利用相談員	月額 257,000円	4級	通勤費用	
317	緑化相談員	月額 273,500円 (備考第3項の適用を受ける者 256,600円)	4級	通勤費用	
318	公園用地管理嘱託員	月額 257,000円 (備考第3項の適用を受ける者 241,000円)	4級	通勤費用	
319	動物飼育嘱託員	月額 228,000円 (備考第3項の適用を受ける者 214,100円)	4級	通勤費用	
320	植物園嘱託員	月額 257,000円 (備考第3項の適用を受ける者 241,000円)	4級	通勤費用	
321	農業土木委員 農業土木委員 (重要) 農業土木委員 (一般) 農業土木委員補助員	年額とし、17,730円に担当地区数を乗じて得た額とする。 年額とし、8,865円に担当地区数を乗じて得た額とする。 年額とし、4,925円に担当地区数を乗じて得た額とする。			
322	市会事務嘱託員	月額 257,000円 (備考第3項の適用を受ける者 241,000円)	4級	通勤費用	市会事務局
323	庁用自動車運転管理業務嘱託員	月額 228,000円 (備考第3項の適用を受ける者 214,100円)	4級	通勤費用	教育委員会事務局
324	学事課事務嘱託員	月額 228,000円 (備考第3項の適用を受ける者 214,100円)	4級	通勤費用	
325	幼児教育指導員	月額 228,000円 (備考第3項の適用を受ける者 214,100円)	4級	通勤費用	
326	ことばの指導推進員	月額 257,000円 (備考第3項の適用を受ける者 241,000円)	4級	通勤費用	
327	日本語学習支援コーディネーター	月額 257,000円 (備考第3項の適用を受ける者 241,000円)	4級	通勤費用	
328	初期日本語集中教室企画指導員	月額 257,000円 (備考第3項の適用を受ける者 241,000円)	4級	通勤費用	
329	子ども適応相談センター主任相談員	月額 273,500円 (備考第3項の適用を受ける者 256,600円)	4級	通勤費用	
330	子ども適応相談センター相談員	月額 257,000円	4級	通勤費用	

	員	(備考第3項の適用を受ける者 241,000円)		
331	文化センター学習相談員	月額 257,000円 (備考第3項の適用を受ける者 241,000円)	4級	通勤費用
332	生徒指導主任相談員	月額 273,500円 (備考第3項の適用を受ける者 256,600円)	4級	通勤費用
333	生徒指導相談員	月額 257,000円 (備考第3項の適用を受ける者 241,000円)	4級	通勤費用
334	主任教育相談員	月額 273,500円 (備考第3項の適用を受ける者 256,600円)	4級	通勤費用
335	教育相談員	月額 257,000円 (備考第3項の適用を受ける者 241,000円)	4級	通勤費用
336	教育センター研修指導員	月額 257,000円 (備考第3項の適用を受ける者 241,000円)	4級	通勤費用
337	教員免許状更新講習主任指導員	月額 273,500円 (備考第3項の適用を受ける者 256,600円)	4級	通勤費用
338	教員免許状更新講習指導員	月額 257,000円 (備考第3項の適用を受ける者 241,000円)	4級	通勤費用
339	教育センター障害児指導員	月額 257,000円 (備考第3項の適用を受ける者 241,000円)	4級	通勤費用
340	教育センター技術員	月額 257,000円 (備考第3項の適用を受ける者 241,000円)	4級	通勤費用
341	教育センター調査研究員	月額 257,000円 (備考第3項の適用を受ける者 241,000円)	4級	通勤費用
342	教育センター教育情報調査管理員	月額 228,000円 (備考第3項の適用を受ける者 214,100円)	4級	通勤費用
343	教育サポートセンター主任指導員	月額 273,500円 (備考第3項の適用を受ける者 256,600円)	4級	通勤費用
344	教育サポートセンター指導員	月額 257,000円 (備考第3項の適用を受ける者 241,000円)	4級	通勤費用
345	教師力向上主任支援員	月額 273,500円 (備考第3項の適用を受ける者 256,600円)	4級	通勤費用
346	教師力向上支援員	月額 257,000円 (備考第3項の適用を受ける者 241,000円)	4級	通勤費用
347	学校事務センター事務支援員	月額 228,000円 (備考第3項の適用を受ける者 214,100円)	4級	通勤費用
348	学校事務センター事務支援嘱託員	月額 228,000円 (備考第3項の適用を受ける者 214,100円)	4級	通勤費用

349	スクールランチ指導員	月額 257,000円 (備考第3項の適用を受ける者 241,000円)	4級	通勤費用
350	人権教育指導員	月額 257,000円 (備考第3項の適用を受ける者 241,000円)	4級	通勤費用
351	生涯学習指導員	月額 257,000円 (備考第3項の適用を受ける者 241,000円)	4級	通勤費用
352	少年スポーツ活動普及指導員	月額 257,000円 (備考第3項の適用を受ける者 241,000円)	4級	通勤費用
353	スポーツ施設監視員	月額 257,000円 (備考第3項の適用を受ける者 241,000円)	4級	通勤費用
354	学校施設開放指導員	月額 228,000円 (備考第3項の適用を受ける者 214,100円)	4級	通勤費用
355	文化財調査員	月額 228,000円 (備考第3項の適用を受ける者 214,100円)	4級	通勤費用
356	生涯学習運営員	月額 228,000円 (備考第3項の適用を受ける者 214,100円)	4級	通勤費用
357	図書館奉仕調査員	月額 257,000円 (備考第3項の適用を受ける者 241,000円)	4級	通勤費用
358	博物館調査研究員	月額 228,000円 (備考第3項の適用を受ける者 214,100円)	4級	通勤費用
359	美術館調査員	月額 228,000円 (備考第3項の適用を受ける者 214,100円)	4級	通勤費用
360	科学館調査員	月額 228,000円 (備考第3項の適用を受ける者 214,100円)	4級	通勤費用
361	科学館教育指導員	月額 273,500円 (備考第3項の適用を受ける者 256,600円)	4級	通勤費用
362	科学館統括運営員	月額 273,500円 (備考第3項の適用を受ける者 256,600円)	4級	通勤費用
363	生涯学習施設等管理運営員	月額 228,000円 (備考第3項の適用を受ける者 214,100円)	4級	通勤費用
364	旧学校施設等使用管理員	月額 228,000円 (備考第3項の適用を受ける者 214,100円)	4級	通勤費用
365	高等学校事務嘱託員	月額 228,000円 (備考第3項の適用を受ける者 214,100円)	4級	通勤費用
366	給食費事務嘱託員	月額 228,000円 (備考第3項の適用を受ける者 214,100円)	4級	通勤費用
367	野外教育施設指導員	月額 228,000円	4級	通勤費用
368	野外教育施設指導補助員	月額 211,800円	4級	通勤費用

369	野外教育施設看護員	月額	211,800円	4級	通勤費用
370	野外教育施設管理運営員	月額	211,800円	4級	通勤費用
371	母語学習協力員	月額	257,000円	4級	通勤費用
372	初期日本語集中教室指導員	月額	257,000円	4級	通勤費用
373	就労支援コーディネーター	月額	257,000円	4級	通勤費用
374	教職員保健指導員	月額	273,500円	4級	通勤費用
375	公有財産関係事務嘱託員	月額	228,000円	4級	通勤費用
376	学校用務業務員（臨時）	月額	211,800円	4級	通勤費用
377	学校用務業務補助嘱託員	1時間	930円	4級	通勤費用（臨職）
378	学校給食調理業務員（臨時）	月額	211,800円	4級	通勤費用
379	図書館業務補助嘱託員	1時間	930円	4級	通勤費用（臨職）
380	教育事務補助嘱託員	1時間	930円	4級	通勤費用（臨職）
381	特別支援学校実習業務補助嘱託員	1時間	930円	4級	通勤費用（臨職）
382	特別支援学校介助嘱託員	月額	211,800円	4級	通勤費用
383	学校業務補助嘱託員	1時間	930円	4級	通勤費用（臨職）
384	教育委員会事務局事務嘱託員	月額	211,800円	4級	通勤費用
385	就学奨励事務嘱託員	月額	228,000円	4級	通勤費用
386	子ども応援委員会スクールポ リス	1時間	2,040円	4級	通勤費用（臨職）
387	スクールカウンセラー	1時間	5,000円	4級	通勤費用（臨職）
388	日本語教育相談センターコン サルタント	1回	5,900円	4級	通勤費用（臨職）
389	栄日本語指導教室 主任学習講師	1回	6,400円	4級	通勤費用（臨職）
	学習講師	1回	5,410円	4級	通勤費用（臨職）
390	特別支援教育スーパーバイザ ー	1回	21,400円	7級	通勤費用（臨職）
391	特別支援教育アドバイザー	1回	15,000円	4級	通勤費用（臨職）
392	発達障害対応支援員	1時間	1,040円	4級	通勤費用（臨職）
393	児童生徒看護介助員	1時間	1,700円	4級	通勤費用（臨職）
394	通級指導定着支援員	月額	228,000円	4級	通勤費用
395	高等学校外国人理数英語講師	月額	438,600円	5級	通勤費用
396	学校司書	1時間	1,070円	4級	通勤費用（臨職）
397	ことばのアドバイザー	1回	15,000円	4級	通勤費用（臨職）
398	学校給食栄養士	1時間	1,040円	4級	通勤費用（臨職）
399	名東高等学校外国人英語講師	月額	525,700円	5級	通勤費用
400	高等学校非常勤外国人講師	1時間	6,000円	4級	通勤費用
401	初任研拠点校指導嘱託員	月額 (備考第3項の適用を受 ける者 256,600円)	273,500円	4級	通勤費用
402	高等学校嘱託講師	月額 (備考第3項の適用を受 ける者 196,900円)	209,700円	4級	通勤費用
403	幼稚園嘱託講師	月額 (備考第3項の適用を受 ける者 201,500円)	214,500円	4級	通勤費用
404	小学校・中学校・特別支援学 校非常勤講師	1時間	2,800円	4級	通勤費用
405	高等学校非常勤講師				
	65分授業を担当する者	1授業 時間	3,640円	4級	通勤費用
	定時制課程（夜間）に勤務 する者	1授業 時間	2,920円	4級	通勤費用
	45分授業を担当する者（全 日制課程に限る。）	1授業 時間	2,520円	4級	通勤費用

	その他の者	1授業 時間	2,800円	4級	通勤費用
406	高等学校非常勤実習助手	1授業 時間	1,750円	4級	通勤費用
407	幼稚園非常勤講師	1時間	1,680円	4級	通勤費用
408	学校事務センター給与事務嘱託員	月額	228,000円	4級	通勤費用
409	小学校・中学校・特別支援学校事務支援員	月額	228,000円	4級	通勤費用
410	学校事務補助嘱託員	1時間	930円	4級	通勤費用（臨職）
411	小学校給食衛生等指導員	月額	257,000円	4級	通勤費用
412	学校産業医	月額	200,000円	7級	
413	学校衛生管理医師	1回	21,400円	7級	
414	学校医 内科	年額とし、253,000円に335円に検診者数を乗じて得た額を加算した額とする。		7級	
	眼科及び耳鼻咽喉科	年額とし、216,400円に335円に検診者数を乗じて得た額を加算した額とする。		7級	
	精神科	年額とし、216,400円に24,600円に相談回数を乗じて得た額を加算した額とする。		7級	
	精神科（特別支援学校）	年額	393,300円	7級	
415	小学校臨時専門医	1回につき、24,600円に335円に検診者数を乗じて得た額を加算した額とする。		7級	
416	学校医補助者	1回	3,540円	4級	
417	学校歯科医	年額とし、216,400円に335円に検診者数を乗じて得た額を加算した額とする。		7級	
418	学校歯科医補助者 歯科衛生士 歯科助手	1回 1回	6,490円 3,540円	4級 4級	
419	学校薬剤師	年額とし、180,800円に2,950円に学級数を乗じて得た額を加算した額とする。		7級	
420	地域学校安全指導員	日額	8,160円	4級	
421	稲武野外教育センター所長	月額	317,200円 （備考第3項の適用を受ける者 299,500円）	7級	通勤費用
422	中津川野外教育センター所長	月額	317,200円 （備考第3項の適用を受ける者 299,500円）	7級	通勤費用
423	野外教育センター宿日直代行員	1回	6,200円	4級	
424	子ども適応相談センター参与	日額	15,630円	8級	
425	子ども適応相談センター嘱託医師	1回	21,400円	7級	通勤費用（臨職）
426	子ども適応相談センターセラ	1回	18,500円	7級	通勤費用（臨職）

	ピスト				
427	部活動顧問 小学校 中学校	月額 月額	32,400円 43,200円	4級 4級	
428	文化財専門員	月額	257,000円	4級	通勤費用
429	文化財事務嘱託員	月額	211,800円	4級	通勤費用
430	見晴台考古資料館長	月額 (備考第3項の適用を受ける者 256,600円)	273,500円	4級	通勤費用
431	見晴台考古資料館運営嘱託員	月額	228,000円	4級	通勤費用
432	見晴台考古資料館調査員	1時間	1,070円	4級	通勤費用 (臨職)
433	埋蔵文化財発掘調査員 学芸員の資格を有する者 学芸員の資格を有しない者	日額 日額	7,250円 7,050円	4級 4級	通勤費用 (臨職) 通勤費用 (臨職)
434	図書館奉仕協力員	1時間	930円	4級	通勤費用 (臨職)
435	博物館長	月額	582,500円	9級	通勤費用
436	博物館参与	日額	15,630円	8級	
437	博物館資料調査員	日額	7,250円	4級	通勤費用 (臨職)
438	蓬左文庫司書	1時間	1,070円	4級	通勤費用 (臨職)
439	美術館長	月額	582,500円	9級	通勤費用
440	美術館参与	日額	15,630円	8級	
441	科学館長	月額	582,500円	9級	通勤費用
442	科学館主任展示運営員	月額	273,500円	4級	通勤費用
443	科学館展示運営員	月額	257,000円	4級	通勤費用
444	科学館展示運営補助員	月額	211,800円	4級	通勤費用
445	教育センター嘱託弁護士	1回	25,900円	7級	通勤費用 (臨職)
446	教育センター嘱託医師	1回	21,400円	7級	通勤費用 (臨職)
447	教育センター特別教育相談員	1回	21,400円	7級	通勤費用 (臨職)
448	教育センター嘱託臨床心理士	1回	18,500円	7級	通勤費用 (臨職)
449	教育センター嘱託社会福祉士	1回	18,500円	7級	通勤費用 (臨職)
450	教育センター情報教育専門員	日額	15,630円	8級	
451	新規採用教員研修指導員	1時間	2,800円	4級	通勤費用
452	選挙事務嘱託員	1時間	1,700円	4級	通勤費用 (臨職)
453	自主防災組織指導員	月額 (備考第3項の適用を受ける者 256,600円)	273,500円	4級	通勤費用
454	防災技術訓練センター指導員	月額 (備考第3項の適用を受ける者 241,000円)	257,000円	4級	通勤費用
455	大型バス運転業務嘱託員	月額 (備考第3項の適用を受ける者 214,100円)	228,000円	4級	通勤費用
456	自主防災組織連絡調整指導員	月額 (備考第3項の適用を受ける者 241,000円)	257,000円	4級	通勤費用
457	車両整備嘱託員	月額 (備考第3項の適用を受ける者 241,000円)	257,000円	4級	通勤費用
458	消防署受付業務嘱託員	月額 (備考第3項の適用を受ける者 241,000円)	257,000円	4級	通勤費用
459	消防学校寮監	月額 (備考第3項の適用を受ける者 256,600円)	273,500円	4級	通勤費用
460	消防装備集配送業務嘱託員	月額	228,000円	4級	通勤費用

選挙管理委員会事務局
消防局

		(備考第3項の適用を受ける者 214,100円)		
461	庶務経理事務嘱託員	月額 257,000円 (備考第3項の適用を受ける者 241,000円)	4級	通勤費用
462	指令管制支援嘱託員	月額 257,000円 (備考第3項の適用を受ける者 241,000円)	4級	通勤費用
463	特定災害業務支援嘱託員	月額 257,000円 (備考第3項の適用を受ける者 241,000円)	4級	通勤費用
464	研修業務嘱託員	月額 257,000円 (備考第3項の適用を受ける者 241,000円)	4級	通勤費用
465	応急手当普及主任指導員	月額 273,500円 (備考第3項の適用を受ける者 256,600円)	4級	通勤費用
466	応急手当普及指導員	月額 257,000円 (備考第3項の適用を受ける者 241,000円)	4級	通勤費用
467	市民防災普及員	月額 273,500円 (備考第3項の適用を受ける者 256,600円)	4級	通勤費用
468	学校業務支援嘱託員	月額 257,000円 (備考第3項の適用を受ける者 241,000円)	4級	通勤費用
469	消防音楽隊演奏業務嘱託員	月額 257,000円	4級	通勤費用
470	救急救命士養成専任教員 医師免許を有する者 その他の者	月額 380,100円 月額 273,500円	5級 4級	通勤費用 通勤費用
471	衛生管理指導員	月額 273,500円	4級	通勤費用
472	消防局産業医	1回 21,400円	7級	
473	消防局衛生管理医師	1回 21,400円	7級	
474	消防カラーガード隊員	月額 211,800円	4級	通勤費用
475	消防業務事務補助嘱託員 内部部局において企画調整 事務補助に従事する者 その他の者	月額 228,000円 月額 211,800円	4級 4級	通勤費用 通勤費用
476	消防団員(基本消防団) 市消防団連合会長 区消防団連合会長(市消防 団連合会長である者を除く。) 消防団長(市消防団連合会 長又は区消防団連合会長で ある者を除く。) 副団長	年額とし、37,500円に 7,000円を上限として市 長が定める額に出場回 数を乗じて得た額を加 算した額とする。 年額とし、37,500円に 7,000円を上限として市 長が定める額に出場回 数を乗じて得た額を加 算した額とする。 年額とし、37,500円に 7,000円を上限として市 長が定める額に出場回 数を乗じて得た額を加 算した額とする。 年額とし、34,500円に 7,000円を上限として市	8級 7級 5級 4級	

	部長	長が定める額に出場回数を乗じて得た額を加算した額とする。 年額とし、31,500円に7,000円を上限として市長が定める額に出場回数を乗じて得た額を加算した額とする。	4級		
	班長	年額とし、28,500円に7,000円を上限として市長が定める額に出場回数を乗じて得た額を加算した額とする。	4級		
	団員	年額とし、25,500円に7,000円を上限として市長が定める額に出場回数を乗じて得た額を加算した額とする。	4級		
477	消防団員（機能別消防団） 名古屋市マイスター消防団の業務に従事する者	1回 4,500円を上限として市長が定める額とする。	消防団員（基本消防団）としての級に準ずる。 4級		
	名古屋市大学生消防団の業務に従事する者	1回 1,000円	4級		
478	育児休業等代替嘱託員	月額 228,000円	4級	通勤費用	関係局

- 備考 1 月額により定める報酬の額は、非常勤の職員の任命を行った時期、年齢等を考慮して任命権者が別に定める基準により減額することができる。
- 2 1時間当たりの報酬の額が上限及び下限で定められているものについては、職務の困難、複雑、責任の度等に応じて任命権者が別に定める基準により報酬の額を定めるものとする。
- 3 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）第3条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）附則第19条（同法附則第19条の2の規定により読み替える場合を含む。）に規定する退職共済年金を支給する年齢に達した日の属する年度の翌年度以後の期間にある者であって、非常勤の職員に任命されている者（以下「支給年齢職員」という。）の報酬の額は、報酬の額の欄中括弧内に掲げる額とする。
- 4 費用弁償旅費の欄中「級」は、給与条例別表第1行政職給料表の職務の級をいう。
- 5 費用弁償その他の欄中「通勤費用」は、非常勤の職員の住居から勤務場所までの通勤に要する費用とし、その額は給与条例第11条の規定を準用し算定する。ただし、当該規定を改正する条例（以下「改正条例」という。）による改正後の当該規定の施行又は適用の日が改正条例の公布の日の属する年度の末日までの間である場合にあっては、同日までの間は、改正条例による改正前の当該規定を準用し算定する。
- 6 費用弁償その他の欄中「通勤費用（臨職）」は、非常勤の職員の住居から勤務場所までの通勤に要する費用とし、その額は給与条例第22条を準用し算定する。
- 7 32の項区民サービス嘱託員の報酬の額は、午後10時から翌日午前5時までの間に勤務した場合には、この表の額にその間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき510円（支給年齢職員にあっては、479円）を加算した額とする。
- 8 33の項区民サービス協力員の報酬の額は、午後10時から翌日午前5時までの間に勤務した場合には、この表の額にその間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき510円を加算した額とする。
- 9 41の項通達員の報酬の額の欄中「任命権者が定める額」は、臨時の配付物ごとにその重量、形状等を考慮して、任命権者が定める額とする。
- 10 46の項客引き行為等対策主任指導員の報酬の額は、午後10時から翌日午前5時までの間に勤務した場合には、この表の額にその間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき543円

を加算した額とする。

- 11 47の項客引き行為等対策指導員の報酬の額は、午後10時から翌日午前5時までの間に勤務した場合には、この表の額にその間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき510円を加算した額とする。
- 12 48の項客引き行為等対策推進員の報酬の額は、午後10時から翌日午前5時までの間に勤務した場合には、この表の額にその間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき510円を加算した額とする。
- 13 173の項福祉施設嘱託員（介護員に限る。）の報酬の額は、午後10時から翌日午前5時までの間に勤務した場合には、この表の額にその間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき453円を加算した額とする。
- 14 229の項一時保護対応協力員の報酬の額は、午後10時から翌日午前5時までの間に勤務した場合には、この表の額にその間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき510円を加算した額とする。
- 15 234の項児童福祉施設嘱託員（保育士又は児童指導員に限る。）の報酬の額は、午後10時から翌日午前5時までの間に勤務した場合には、この表の額にその間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき510円を加算した額とし、同項児童福祉施設嘱託員（保育士業務補助又は児童指導員業務補助に限る。）の報酬の額は、午後10時から翌日午前5時までの間に勤務した場合には、この表の額にその間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき453円を加算した額とする。
- 16 452の項選挙事務嘱託員の報酬の額は、1日8時間を超えて勤務した場合には、この表の額にその間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき425円（その勤務が午後10時から翌日午前5時までの間である場合は850円）を加算した額とし、午後10時から翌日午前5時までの間に勤務した場合には、この表の額にその間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき425円を加算した額とする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(理 由)

この案を提出したのは、非常勤の職員に支給される報酬の額の改定等を行う必要があるによる。

平成30年第50号議案

職員の給与に関する条例の一部改正について

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

平成30年2月19日提出

名古屋市長 河 村 たかし

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 職員の給与に関する条例（昭和26年名古屋市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第11条の2第1項第1号中「184,300円」を「184,500円」に改める。

第20条の2第3項中「支給する時期ごとの割合は、100分の85（特定管理職員にあっては100分の105、指定職給料表の適用を受ける職員にあっては1,000分の925）」を「割合は、6月に支給する場合においては100分の85、12月に支給する場合においては100分の95（特定管理職員にあっては6月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の115、指定職給料表の適用を受ける職員にあっては6月に支給する場合においては1,000分の925、12月に支給する場合においては1,000分の975）」に改め、同条第4項中「支給する時期ごとの割合は、100分の40（特定管理職員にあっては、100分の50）」を「割合は、6月に支給する場合においては100分の40、12月に支給する場合においては100分の45（特定管

理職員にあつては、6月に支給する場合においては100分の50、12月に支給する場合においては100分の55)」に改める。

第20条の8第3項中「、第6条の2」を削る。

附則別表第3を次のように改める。

7

附則別表第3 技能労務職給料表

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
1	131,000	146,600	200,900	226,200
2	132,000	147,800	202,300	227,300
3	133,000	149,000	203,700	228,400
4	133,900	150,200	205,000	229,500
5	134,800	151,300	206,300	230,600
6	135,800	152,600	207,700	231,700
7	136,800	153,800	209,100	232,800
8	137,700	155,000	210,500	233,900
9	138,600	156,200	211,900	235,000
10	139,600	157,700	213,700	236,100
11	140,600	159,200	215,400	237,200
12	141,600	160,600	217,100	238,300
13	142,500	162,000	218,800	239,400
14	143,600	163,500	220,000	240,500
15	144,600	165,000	221,200	241,600
16	145,600	166,400	222,400	242,700
17	146,600	167,800	223,500	243,800
18	147,800	169,300	224,700	244,900
19	149,000	170,800	225,900	246,000
20	150,200	172,200	227,100	247,100
21	151,300	173,600	228,200	248,200
22	152,500	175,100	229,400	249,300
23	153,700	176,500	230,600	250,400
24	154,900	177,900	231,800	251,500
25	156,100	179,300	232,900	252,600
26	157,600	180,800	234,100	253,800
27	159,100	182,200	235,300	255,000
28	160,600	183,600	236,500	256,200
29	162,000	185,000	237,600	257,300
30	163,500	186,500	238,800	258,500
31	164,900	187,900	240,000	259,600
32	166,300	189,300	241,200	260,700
33	167,700	190,700	242,300	261,800
34	169,100	191,900	243,500	262,900
35	170,500	193,100	244,700	264,000
36	171,900	194,300	245,900	265,000
37	173,300	195,500	247,000	266,000
38	174,700	196,600	248,200	267,100
39	176,100	197,700	249,400	268,200
40	177,500	198,800	250,500	269,200

41	178,900	199,900	251,600	270,200
42	180,300	201,000	252,800	271,300
43	181,700	202,100	254,000	272,400
44	183,100	203,100	255,100	273,400
45	184,500	204,100	256,200	274,400
46	185,900	205,200	257,400	275,500
47	187,300	206,300	258,500	276,600
48	188,700	207,300	259,600	277,600
49	190,000	208,300	260,700	278,600
50	191,200	209,400	261,800	279,600
51	192,400	210,500	262,900	280,600
52	193,500	211,500	264,000	281,600
53	194,600	212,500	265,100	282,600
54	195,700	213,600	266,200	283,600
55	196,800	214,600	267,300	284,500
56	197,900	215,600	268,400	285,400
57	199,000	216,600	269,500	286,300
58	200,100	217,700	270,600	287,200
59	201,100	218,700	271,700	288,100
60	202,100	219,700	272,700	289,000
61	203,100	220,700	273,700	289,900
62	204,000	221,800	274,700	290,800
63	204,900	222,800	275,700	291,700
64	205,700	223,800	276,700	292,600
65	206,500	224,800	277,700	293,400
66	207,200	225,900	278,500	294,300
67	207,900	226,900	279,300	295,200
68	208,600	227,900	280,100	296,000
69	209,200	228,900	280,900	296,800
70	209,800	230,000	281,700	297,500
71	210,400	231,000	282,500	298,200
72	211,000	232,000	283,300	298,900
73	211,500	233,000	284,000	299,600
74	212,100	234,100	284,800	300,300
75	212,700	235,100	285,500	301,000
76	213,200	236,100	286,200	301,700
77	213,700	237,100	286,900	302,400
78	214,300	238,100	287,400	303,100
79	214,900	239,100	287,900	303,800
80	215,400	240,000	288,400	304,500
81	215,900	240,900	288,800	305,200
82	216,500	241,900	289,300	305,900
83	217,100	242,900	289,800	306,600
84	217,600	243,800	290,300	307,200

85	218,100	244,700	290,700	307,800
86	218,700	245,600	291,200	308,400
87	219,300	246,500	291,700	309,000
88	219,800	247,400	292,200	309,600
89	220,300	248,200	292,600	310,100
90	220,900	249,000	293,100	310,600
91	221,400	249,800	293,600	311,000
92	221,900	250,600	294,000	311,400
93	222,400	251,300	294,400	311,800
94	223,000	251,800	294,900	312,200
95	223,500	252,300	295,400	312,600
96	224,000	252,800	295,800	313,000
97	224,500	253,200	296,200	313,400
98	225,000	253,700	296,700	313,700
99	225,500	254,200	297,200	314,000
100	226,000	254,600	297,600	314,300
101	226,500	255,000	298,000	314,600
102	227,000	255,500	298,400	314,900
103	227,500	255,900	298,800	315,200
104	228,000	256,300	299,100	315,500
105	228,500	256,700	299,400	315,700
106	229,000	257,000	299,800	316,000
107	229,400	257,300	300,200	316,300
108	229,800	257,600	300,500	316,600
109	230,200	257,800	300,800	316,800
110	230,700	258,100	301,200	317,100
111	231,100	258,400	301,500	317,400
112	231,500	258,700	301,800	317,700
113	231,900	258,900	302,100	317,900
114	232,400	259,200	302,400	318,200
115	232,800	259,500	302,700	318,500
116	233,200	259,800	302,900	318,700
117	233,600	260,000	303,100	318,900
118	234,000	260,300	303,400	319,200
119	234,400	260,600	303,700	319,500
120	234,800	260,900	303,900	319,700
121	235,200	261,100	304,100	319,900
122		261,400	304,400	
123		261,700	304,700	
124		262,000	304,900	
125		262,200	305,100	
126		262,500	305,400	
127		262,800	305,700	
128		263,000	305,900	

129		263,200	306,100	
130		263,500	306,400	
131		263,800	306,700	
132		264,000	306,900	
133		264,200	307,100	
134		264,500		
135		264,800		
136		265,000		
137		265,200		
138		265,500		
139		265,800		
140		266,000		
141		266,200		
142		266,500		
143		266,800		
144		267,000		
145		267,200		
146		267,500		
147		267,800		
148		268,000		
149		268,200		
150		268,500		
151		268,800		
152		269,000		
153		269,200		
154		269,500		
155		269,800		
156		270,000		
157		270,200		
158		270,500		
159		270,800		
160		271,000		
161		271,200		

別表第5 1 医療職給料表(1)を次のように改める。

別表第5 医療職給料表

1 医療職給料表(1)

号	職務の級 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
1		259,400	313,800	346,500	448,600
2		262,100	316,600	349,300	452,500
3		264,700	319,300	352,000	456,400
4		267,300	322,000	354,700	460,200
5		269,900	324,700	357,400	464,000
6		272,600	327,500	360,200	467,900
7		275,200	330,200	362,900	471,800
8		277,800	332,900	365,600	475,700
9		280,400	335,600	368,300	479,600
10		283,100	338,400	371,100	483,500
11		285,800	341,100	373,900	487,400
12		288,400	343,800	376,700	491,300
13		291,000	346,500	379,500	495,100
14		293,800	349,300	382,400	498,900
15		296,600	352,000	385,300	502,700
16		299,400	354,700	388,100	506,500
17		302,100	357,400	390,900	510,300
18		305,100	360,200	393,800	514,100
19		308,000	362,900	396,700	517,800
20		310,900	365,600	399,600	521,500
21		313,800	368,300	402,400	525,200
22		316,600	371,100	405,300	528,700
23		319,300	373,900	408,200	532,200
24		322,000	376,700	411,100	535,700
25		324,700	379,500	413,900	539,100
26		327,500	382,400	416,700	542,600
27		330,200	385,300	419,400	546,000
28		332,900	388,100	422,100	549,400
29		335,600	390,900	424,800	552,800
30		338,300	393,800	427,600	556,300
31		341,000	396,700	430,300	559,700
32		343,700	399,600	433,000	563,100
33		346,400	402,400	435,700	566,500
34		349,100	405,300	438,500	569,900
35		351,800	408,200	441,200	573,300
36		354,500	411,100	443,900	576,600
37		357,200	413,900	446,600	579,900
38		359,900	416,700	449,400	582,900
39		362,600	419,500	452,100	585,900
40		365,300	422,200	454,800	588,900

41	368,000	424,900	457,500	591,800
42	370,700	427,700	460,300	594,800
43	373,400	430,400	463,000	597,800
44	376,100	433,100	465,700	600,800
45	378,800	435,800	468,400	603,700
46	381,500	438,500	471,100	606,700
47	384,200	441,200	473,700	609,700
48	386,900	443,800	476,300	612,700
49	389,600	446,400	478,900	615,600
50	392,200	449,000	481,600	618,600
51	394,700	451,600	484,200	621,600
52	397,200	454,200	486,800	624,600
53	399,700	456,800	489,400	627,500
54	402,100	459,400	492,100	630,500
55	404,500	462,000	494,700	633,500
56	406,900	464,600	497,300	636,500
57	409,300	467,100	499,900	639,400
58	411,500	469,600	502,500	642,400
59	413,700	472,100	505,100	645,400
60	415,900	474,600	507,700	648,400
61	418,100	477,100	510,300	651,300
62	420,300	479,800	512,900	
63	422,500	482,400	515,500	
64	424,700	485,000	518,100	
65	426,800	487,600	520,700	
66	429,000	490,300	523,300	
67	431,200	493,000	525,900	
68	433,300	495,600	528,400	
69	435,400	498,200	530,900	
70	437,600	500,900	533,200	
71	439,800	503,600	535,400	
72	441,900	506,200	537,600	
73	444,000	508,800	539,800	
74	446,200	511,400	541,900	
75	448,400	514,000	543,900	
76	450,500	516,600	545,900	
77	452,600	519,100	547,900	
78	454,800	520,900	549,600	
79	456,900	522,700	551,300	
80	459,000	524,500	552,900	
81	461,100	526,300	554,500	
82	462,600	528,100	556,200	
83	464,100	529,900	557,900	
84	465,500	531,700	559,500	

85	466,900	533,400	561,100
86	467,700	534,300	562,300
87	468,500	535,200	563,500
88	469,300	536,100	564,700
89	470,100	537,000	565,900
90		537,900	567,100
91		538,700	568,300
92		539,500	569,400
93		540,300	570,500
94		541,100	571,400
95		541,900	572,300
96		542,700	573,100
97		543,500	573,900
98		544,300	574,800
99		545,100	575,700
100		545,900	576,500
101		546,700	577,300
102		547,500	578,200
103		548,300	579,100
104		549,100	579,900
105		549,900	580,700
106		550,800	581,600
107		551,600	582,500
108		552,400	583,300
109		553,200	584,100
110		554,100	585,000
111		554,900	585,900
112		555,700	586,700
113		556,500	587,500
114		557,400	588,400
115		558,200	589,300
116		559,000	590,100
117		559,800	590,900
118			591,800
119			592,700
120			593,500
121			594,300
122			595,200
123			596,100
124			596,900
125			597,700

備考 この表は、医師及び歯科医師で市長が指定するものに適用する。

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第12条の30第2項中「4,250円」を「5,100円」に改める。

第18条第1項中「4,400円」を「6,200円」に改める。

第20条の2第3項中「割合は、6月に支給する場合においては100分の85、12月に支給する場合においては100分の95（特定管理職員にあっては6月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の115、指定職給料表の適用を受ける職員にあっては6月に支給する場合においては1,000分の925、12月に支給する場合においては1,000分の975）」を「支給する時期ごとの割合は、100分の90（特定管理職員にあっては100分の110、指定職給料表の適用を受ける職員にあっては100分の95）」に改め、同条第4項中「割合は、6月に支給する場合においては100分の40、12月に支給する場合においては100分の45（特定管理職員にあっては、6月に支給する場合においては100分の50、12月に支給する場合においては100分の55）」を「支給する時期ごとの割合は、1,000分の425（特定管理職員にあっては、1,000分の525）」に改める。

第22条第2項中「1,235円」を「1,240円」に改める。

附則第18項中「66,300円」を「66,400円」に改める。

附則第19項第1号中「1,000分の291」を「1,000分の298」に改め、同項第2号中「1,000分の174」を「100分の18」に改め、同項第3号中「1,000分の109」を「1,000分の115」に改める。

別表第8 6医療職給料表(1)級別基準職務表2級の項中「保健所」を「保健福祉センター」に改め、同表3級の項中「参事、」を削る。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第16項及び第17項の規定は平成30年3月31日から、第2条、附則第7項、第9項、第10項、第13項（職員の勤務時間及び休暇に関する条例（昭和26年名古屋市条例第48号）第14条の2の改正規定に限る。）、第14項及び第15項の規定は平成30年4月1日（以下「一部施行日」という。）から施行する。

- 2 附則第13項の規定による改正後の職員の勤務時間及び休暇に関する条例（以下「改正後勤務時間条例」という。）第17条及び第18条の規定は昭和26年10月10日から、第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後条例」という。）の規定、附則第6項の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成15年名古屋市条例第3号。以下「改正後任期付職員条例」という。）の規定、附則第8項の規定による改正後の特別職に属する職員の給与に関する条例（昭和26年名古屋市条例第6号。以下「改正後特別職条例」という。）の規定、附則第11項の規定による改正後の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成28年名古屋市条例第6号。以下「改正後平成28年改正条例」という。）の規定及び附則第12項の規定による改正後の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成29年名古屋市条例第2号。以下「改正後平成29年改正条例」という。）の規定は平成29年4月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

（経過措置）

- 3 適用日から平成30年3月31日までの間における再任用職員（職員の給与に関する条例第20条第3項に規定する特定管理職員に限る。）に対する改正後条例第20条の2第4項の規定の適用については、なお従前の例による。

（給与の内払）

- 4 第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例、附則第6項の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例、附則第8項の規定による改正前の特別職に属する職員の給与に関する条例、附則第11項の規定による改正前の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例又は附則第12項の規定による改正前の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の規定に基づいて適用日以後の分として支給を受けた給与は、改正後条例、改正後任期付職員条例、改正後特別職条例、改正後平成28年改正条例又は改正後平成29年改正条例の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

- 5 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

- 6 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「採用された職員」の次に「(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第15条第1項に規定する企業職員を除く。以下「特定任期付職員」という。)」を、「第20条第3項中」の次に「ある職員(とあるのは「ある職員(特定任期付職員を除く。)」と、」を加え、「割合は、6月に支給する場合においては1,000分の1,225、12月に支給する場合においては1,000分の1,375(市長の定める管理又は監督の地位にある職員(以下「特定管理職員」という。))にあっては6月に支給する場合においては1,000分の1,025、12月に支給する場合においては1,000分の1,175」を「1,000分の775」に、「支給する時期ごとの割合は、1,000分の1,625」を「1,000分の775、特定任期付職員にあっては6月に支給する場合においては1,000分の1,625、12月に支給する場合においては1,000分の1,675」に改める。

- 7 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「6月に支給する場合においては1,000分の1,625、12月に支給する場合においては1,000分の1,675」を「支給する時期ごとに100分の165」に改める。

(特別職に属する職員の給与に関する条例の一部改正)

- 8 特別職に属する職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の170」を「100分の175」に改める。

- 9 特別職に属する職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の155」を「1,000分の1,575」に、「100分の175」を「1,000分の1,725」に改める。

(職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 10 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成26年名古屋市条例第26号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「1,000分の291」を「1,000分の298」に、「1,000分の

229」を「1,000分の236」に、「1,000分の174」を「100分の18」に、「1,000分の107」を「1,000分の113」に、「1,000分の109」を「1,000分の115」に、「100分の4」を「1,000分の46」に改める。

- 11 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成28年名古屋市条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則別表第1から附則別表第7まで及び附則別表第9を次のように改める。

附則別表第1 行政職給料表

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	142,400	157,300	214,600	229,100	243,900	271,100 (309,400)	323,300 (371,000)	394,700	414,000
2	143,500	158,500	216,200	230,600	246,000	273,200 (311,800)	326,100 (373,700)	397,900	417,600
3	144,600	159,700	217,800	232,100	248,000	275,300 (314,200)	328,900 (376,400)	401,100	421,100
4	145,600	160,900	219,400	233,500	250,000	277,300 (316,600)	331,700 (379,000)	404,200	424,600
5	146,600	162,000	220,900	234,900	252,000	279,300 (319,000)	334,400 (381,600)	407,300	428,100
6	147,700	163,700	222,500	236,900	254,000	281,500 (321,500)	337,100 (384,000)	410,500	431,800
7	148,800	165,300	224,100	238,900	256,000	283,700 (324,000)	339,800 (386,400)	413,600	435,500
8	149,900	166,900	225,700	240,900	258,000	285,800 (326,400)	342,500 (388,700)	416,700	439,100
9	150,900	168,500	227,300	242,800	260,000	287,900 (328,800)	345,100 (391,000)	419,800	442,700
10	152,100	170,200	229,300	244,800	262,100	290,200 (331,200)	347,500 (393,400)	423,000	446,300
11	153,200	171,900	231,300	246,800	264,200	292,400 (333,600)	349,900 (395,800)	426,100	449,800
12	154,300	173,600	233,200	248,800	266,200	294,600 (335,900)	352,300 (398,100)	429,200	453,300
13	155,400	175,300	235,100	250,700	268,200	296,800 (338,200)	354,600 (400,400)	432,300	456,800
14	156,900	177,000	237,100	252,800	270,300	299,100 (340,600)	356,900 (402,400)	435,300	460,400
15	158,400	178,700	239,000	254,900	272,400	301,400 (342,900)	359,200 (404,400)	438,300	463,900
16	159,900	180,400	240,900	256,900	274,500	303,600 (345,200)	361,500 (406,300)	441,300	467,400
17	161,300	182,100	242,800	258,900	276,500	305,800 (347,500)	363,800 (408,200)	444,200	470,900
18	163,100	183,800	244,700	261,000	278,600	308,200 (349,800)	366,000 (409,300)	447,000	474,400
19	164,900	185,500	246,600	263,100	280,700	310,600 (352,100)	368,200 (411,600)	449,800	477,900
20	166,700	187,200	248,500	265,200	282,800	312,900 (354,300)	370,400 (413,300)	452,600	481,300
21	168,500	188,900	250,400	267,300	284,900	315,200 (356,500)	372,500 (415,000)	455,300	484,700
22	170,200	190,600	252,300	269,500	287,100	317,600 (358,800)	374,700 (416,300)	457,900	488,000
23	171,900	192,300	254,200	271,600	289,200	320,000 (361,000)	376,800 (417,600)	460,500	491,200
24	173,600	194,000	256,100	273,700	291,300	322,400 (363,200)	378,900 (418,900)	463,100	494,400
25	175,300	195,700	257,900	275,800	293,400	324,700 (365,400)	381,000 (420,200)	465,600	497,600
26	176,900	197,400	259,800	278,000	295,600	326,700 (367,700)	383,100 (421,500)	467,700	500,800
27	178,400	199,100	261,700	280,100	297,700	328,700 (369,900)	385,100 (422,800)	469,800	503,900
28	179,900	200,800	263,600	282,200	299,800	330,700 (372,100)	387,100 (424,000)	471,900	507,000
29	181,400	202,500	265,500	284,300	301,900	332,600 (374,300)	389,100 (425,200)	474,000	510,100
30	182,600	204,200	267,400	286,500	304,100	334,600 (376,500)	390,800 (426,500)	476,000	513,300
31	183,800	205,900	269,300	288,600	306,200	336,600 (378,600)	392,400 (427,700)	478,000	516,400
32	185,000	207,600	271,200	290,700	308,300	338,600 (380,700)	394,000 (428,900)	479,900	519,500
33	186,200	209,300	273,100	292,800	310,400	340,500 (382,800)	395,600 (430,100)	481,800	522,600
34	187,400	211,000	275,000	295,000	312,700	342,600 (384,400)	397,000 (431,200)	483,400	525,700
35	188,600	212,700	276,900	297,200	315,000	344,700 (386,000)	398,400 (432,300)	485,000	528,800
36	189,800	214,400	278,800	299,400	317,200	346,700 (387,600)	399,800 (433,400)	486,600	531,800
37	191,000	216,100	280,700	301,500	319,400	348,700 (389,100)	401,100 (434,400)	488,100	534,800
38	192,200	217,800	282,600	303,600	321,600	350,800 (390,100)	402,300 (435,200)	489,500	537,700
39	193,400	219,500	284,500	305,700	323,800	352,800 (391,100)	403,500 (436,000)	490,900	540,500
40	194,600	221,200	286,400	307,700	325,900	354,800 (392,000)	404,700 (436,700)	492,300	543,300

41	195,800	222,900	288,200	309,700	328,000	356,800 (392,900)	406,900 (437,400)	493,700	546,100
42	197,000	224,600	290,100	311,600	330,100	358,600 (394,300)	406,900 (438,200)	495,100	548,900
43	198,200	226,300	292,000	313,500	332,100	360,300 (395,600)	407,900 (439,000)	496,500	551,700
44	199,400	228,000	293,900	315,300	334,100	362,000 (396,900)	408,800 (439,700)	497,900	554,500
45	200,500	229,700	295,700	317,100	336,100	363,700 (398,200)	409,700 (440,400)	499,300	557,200
46	201,700	231,400	297,600	319,000	338,000	365,500 (399,200)	410,600 (441,200)	500,500	560,100
47	202,900	233,100	299,500	320,800	339,800	367,300 (400,200)	411,500 (441,900)	501,700	562,900
48	204,000	234,800	301,300	322,600	341,600	369,000 (401,200)	412,400 (442,600)	502,900	565,700
49	205,100	236,500	303,100	324,400	343,400	370,700 (402,200)	413,300 (443,300)	504,000	568,500
50	206,200	238,200	304,900	326,300	345,200	372,000 (402,900)	414,100 (444,100)	505,200	571,400
51	207,300	239,900	306,700	328,100	347,000	373,300 (403,600)	414,900 (444,900)	506,400	574,200
52	208,300	241,600	308,500	329,900	348,800	374,500 (404,300)	415,600 (445,600)	507,600	577,000
53	209,300	243,300	310,300	331,700	350,500	375,700 (405,000)	416,300 (446,300)	508,700	579,800
54	210,400	245,100	312,000	333,200	351,700	376,900 (405,700)	417,100 (447,100)	509,900	582,600
55	211,400	246,800	313,700	334,600	352,900	378,100 (406,400)	417,900 (447,800)	511,100	585,400
56	212,400	248,500	315,400	336,000	354,000	379,200 (407,100)	418,600 (448,600)	512,300	588,200
57	213,400	250,200	317,000	337,400	355,100	380,300 (407,800)	419,300 (449,300)	513,500	591,000
58	214,400	251,900	318,500	338,500	356,600	381,200 (408,500)	420,100 (450,000)	514,700	593,900
59	215,400	253,600	320,000	339,600	358,100	382,100 (409,200)	420,800 (450,800)	515,900	596,700
60	216,400	255,300	321,500	340,600	359,600	383,000 (409,900)	421,500 (451,500)	517,100	599,500
61	217,400	257,000	322,900	341,600	361,000	383,800 (410,500)	422,200 (452,200)	518,300	602,300
62	218,300	258,700	324,300	342,600	362,000	384,500 (411,200)	423,000 (453,000)		
63	219,100	260,300	325,700	343,600	363,000	385,200 (411,900)	423,800 (453,700)		
64	219,900	261,900	327,100	344,600	364,000	385,900 (412,600)	424,500 (454,400)		
65	220,700	263,500	328,500	345,600	364,900	386,600 (413,300)	425,200 (455,100)		
66	221,500	264,500	329,800	346,300	365,800	387,300 (414,000)	426,000 (456,900)		
67	222,300	265,500	331,100	346,900	366,600	388,000 (414,700)	426,700 (456,600)		
68	223,100	266,500	332,400	347,500	367,400	388,700 (415,400)	427,400 (457,300)		
69	223,900	267,400	333,600	348,100	368,200	389,300 (416,100)	428,100 (458,000)		
70	224,700	268,400	334,700	348,800	368,900	390,000 (416,800)	428,900 (458,800)		
71	225,500	269,400	335,800	349,500	369,600	390,700 (417,500)	429,600 (459,600)		
72	226,300	270,400	336,900	350,200	370,300	391,400 (418,200)	430,300 (460,300)		
73	227,100	271,300	337,900	350,900	371,000	392,100 (418,900)	431,000 (461,000)		
74	227,900	272,200	338,600	351,600	371,700	392,800 (419,600)	431,800 (461,800)		
75	228,700	273,100	339,300	352,300	372,400	393,500 (420,300)	432,500 (462,500)		
76	229,500	274,000	340,000	352,900	373,100	394,200 (421,000)	433,200 (463,200)		
77	230,200	274,900	340,600	353,500	373,800	394,900 (421,600)	433,900 (463,900)		
78	231,000	275,800	341,400	354,200	374,500	395,600 (422,300)	434,600 (464,700)		
79	231,800	276,700	342,200	354,900	375,200	396,300 (423,000)	435,300 (465,500)		
80	232,600	277,500	343,000	355,500	375,900	397,000 (423,700)	436,000 (466,200)		
81	233,300	278,300	343,700	356,100	376,500	397,700 (424,400)	436,700 (466,900)		
82	233,900	279,200	344,400	356,800	377,200	398,400 (425,100)	437,500		
83	234,500	280,100	345,000	357,500	377,900	399,100 (425,800)	438,200		
84	235,000	280,900	345,600	358,100	378,600	399,800 (426,500)	438,900		

85	235,500	281,700	346,200	358,700	379,300	400,400 (427,100)	439,600
86	236,000	282,500	346,800	359,400	380,000	401,100 (427,800)	440,400
87	236,500	283,300	347,400	360,100	380,700	401,800 (428,500)	441,100
88	236,900	284,100	348,000	360,700	381,400	402,500 (429,100)	441,800
89	237,300	284,800	348,500	361,300	382,100	403,200 (429,700)	442,500
90	237,800	285,500	349,100	362,000	382,800	403,900	443,200
91	238,200	286,200	349,700	362,600	383,500	404,600	443,900
92	238,600	286,900	350,300	363,200	384,200	405,300	444,600
93	239,000	287,500	350,900	363,800	384,900	406,000	445,300
94	239,500	288,200	351,500	364,500	385,600	406,700	446,100
95	239,900	288,900	352,000	365,200	386,300	407,400	446,800
96	240,300	289,600	352,500	365,800	387,000	408,100	447,500
97	240,700	290,200	353,000	366,400	387,600	408,700	448,200
98		290,900	353,600	367,100	388,300	409,400	
99		291,600	354,100	367,800	389,000	410,100	
100		292,200	354,600	368,400	389,700	410,800	
101		292,800	355,100	369,000	390,400	411,400	
102		293,300	355,700	369,700	391,100	412,100	
103		293,800	356,200	370,400	391,800	412,800	
104		294,300	356,700	371,000	392,500	413,500	
105		294,700	357,200	371,600	393,200	414,100	
106		295,100	357,800	372,300	393,900	414,800	
107		295,500	358,300	373,000	394,600	415,500	
108		295,900	358,800	373,600	395,300	416,100	
109		296,300	359,300	374,200	395,900	416,700	
110		296,700	359,900	374,900	396,600	417,400	
111		297,100	360,400	375,500	397,300	418,000	
112		297,500	360,900	376,100	398,000	418,600	
113		297,900	361,400	376,700	398,700	419,200	
114		298,300	362,000	377,400	399,400		
115		298,700	362,500	378,100	400,100		
116		299,100	363,000	378,700	400,800		
117		299,500	363,500	379,300	401,500		
118		299,900	364,100	380,000	402,200		
119		300,300	364,600	380,700	402,900		
120		300,700	365,100	381,300	403,500		
121		301,100	365,600	381,900	404,100		
122		301,500		382,600	404,800		
123		301,900		383,300	405,500		
124		302,300		383,900	406,100		
125		302,600		384,500	406,700		
126		303,000		385,200	407,400		
127		303,400		385,900	408,100		
128		303,700		386,500	408,700		

129	304,000	387,100	409,300
130	304,400	387,800	410,000
131	304,800	388,400	410,700
132	305,200	389,000	411,300
133	305,500	389,600	411,900
134	305,900	390,300	
135	306,300	390,900	
136	306,600	391,500	
137	306,900	392,100	
138	307,300	392,800	
139	307,600	393,400	
140	307,900	394,000	
141	308,200	394,600	
142	308,600	395,300	
143	308,900	395,900	
144	309,200	396,500	
145	309,500	397,100	
146		397,800	
147		398,400	
148		399,000	
149		399,600	
150		400,300	
151		400,900	
152		401,500	
153		402,100	
154		402,700	
155		403,300	
156		403,900	
157		404,400	

- 備考 1 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第22条及び附則第13項に規定する職員を除く。
2 この表の 6級の 1号給から89号給までの括弧内の金額は、6級の職にある職員で市長が特に必要と認めて指定する職にあるものに適用する。
3 この表の 7級の 1号給から81号給までの括弧内の金額は、7級の職にある職員で市長が特に必要と認めて指定する職にあるものに適用する。

附則別表第2 消防職給料表

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	155,400	168,500	214,600	229,100	243,900	271,100 (309,400)	323,300 (371,000)	394,700
2	156,900	170,200	216,200	230,600	246,000	273,200 (311,800)	326,100 (373,700)	397,900
3	158,400	171,900	217,800	232,100	248,000	275,300 (314,200)	328,900 (376,400)	401,100
4	159,900	173,600	219,400	233,500	250,000	277,300 (316,600)	331,700 (379,000)	404,200
5	161,300	175,300	220,900	234,900	252,000	279,300 (319,000)	334,400 (381,600)	407,300
6	163,100	177,000	222,500	236,900	254,000	281,500 (321,500)	337,100 (384,000)	410,400
7	164,900	178,700	224,100	238,900	256,000	283,700 (324,000)	339,800 (386,400)	413,500
8	166,700	180,400	225,700	240,900	258,000	285,800 (326,400)	342,500 (388,700)	416,600
9	168,500	182,100	227,300	242,800	260,000	287,900 (328,800)	345,100 (391,000)	419,700
10	170,200	183,800	229,300	244,800	262,100	290,200 (331,200)	347,500 (393,400)	422,700
11	171,900	185,500	231,300	246,800	264,200	292,400 (333,600)	349,900 (395,800)	425,600
12	173,600	187,200	233,200	248,800	266,200	294,600 (335,900)	352,300 (398,100)	428,500
13	175,300	188,900	235,100	250,700	268,200	296,800 (338,200)	354,600 (400,400)	431,400
14	176,900	190,600	237,100	252,800	270,300	299,100 (340,600)	356,900 (402,400)	434,200
15	178,400	192,300	239,000	254,900	272,400	301,400 (342,900)	359,200 (404,400)	436,900
16	179,900	194,000	240,900	256,900	274,500	303,600 (345,200)	361,500 (406,300)	439,600
17	181,400	195,700	242,800	258,900	276,500	305,800 (347,500)	363,800 (408,200)	442,300
18	182,600	197,400	244,700	261,000	278,600	308,200 (349,800)	366,000 (409,900)	444,600
19	183,800	199,100	246,600	263,100	280,700	310,600 (352,100)	368,200 (411,600)	446,800
20	185,000	200,800	248,500	265,200	282,800	312,900 (354,300)	370,400 (413,300)	449,000
21	186,200	202,500	250,400	267,300	284,900	315,200 (356,500)	372,500 (415,000)	451,200
22	187,400	204,200	252,300	269,500	287,100	317,600 (358,800)	374,700 (416,300)	453,200
23	188,600	205,900	254,200	271,600	289,200	320,000 (361,000)	376,800 (417,600)	455,100
24	189,800	207,600	256,100	273,700	291,300	322,400 (363,200)	378,900 (418,900)	457,000
25	191,000	209,300	257,900	275,800	293,400	324,700 (365,400)	381,000 (420,200)	458,900
26	192,200	211,000	259,800	278,000	295,600	326,700 (367,700)	383,100 (421,500)	460,600
27	193,400	212,700	261,700	280,100	297,700	328,700 (369,900)	385,100 (422,800)	462,300
28	194,600	214,400	263,600	282,200	299,800	330,700 (372,100)	387,100 (424,000)	464,000
29	195,800	216,100	265,500	284,300	301,900	332,600 (374,300)	389,100 (425,200)	465,600
30	197,000	217,800	267,400	286,500	304,100	334,600 (376,500)	390,800 (426,500)	467,300
31	198,200	219,500	269,300	288,600	306,200	336,600 (378,600)	392,400 (427,700)	468,900
32	199,400	221,200	271,200	290,700	308,300	338,600 (380,700)	394,000 (428,900)	470,500
33	200,500	222,900	273,100	292,800	310,400	340,600 (382,800)	395,600 (430,100)	472,100
34	201,700	224,600	275,000	295,000	312,700	342,600 (384,400)	397,000 (431,200)	473,800
35	202,900	226,300	276,900	297,200	315,000	344,700 (386,000)	398,400 (432,300)	475,400
36	204,000	228,000	278,800	299,400	317,200	346,700 (387,600)	399,800 (433,400)	477,000
37	205,100	229,700	280,700	301,500	319,400	348,700 (389,100)	401,100 (434,400)	478,600
38	206,200	231,400	282,600	303,600	321,600	350,800 (390,100)	402,300 (435,200)	480,100
39	207,300	233,100	284,500	305,700	323,800	352,800 (391,100)	403,500 (436,000)	481,600
40	208,300	234,800	286,400	307,700	325,900	354,800 (392,000)	404,700 (436,700)	483,000

41	209,300	236,500	288,200	309,700	328,000	356,800 (392,900)	405,900 (437,400)	484,400
42	210,400	238,200	290,100	311,600	330,100	358,600 (394,300)	406,900 (438,200)	485,500
43	211,400	239,900	292,000	313,500	332,100	360,300 (395,600)	407,900 (439,000)	486,600
44	212,400	241,600	293,900	315,300	334,100	362,000 (396,900)	408,800 (439,700)	487,600
45	213,400	243,300	295,700	317,100	336,100	363,700 (398,200)	409,700 (440,400)	488,600
46	214,400	245,100	297,600	319,000	338,000	365,500 (399,200)	410,600 (441,200)	489,700
47	215,400	246,800	299,500	320,800	339,800	367,300 (400,200)	411,500 (441,900)	490,800
48	216,400	248,500	301,300	322,600	341,600	369,000 (401,200)	412,400 (442,600)	491,800
49	217,400	250,200	303,100	324,400	343,400	370,700 (402,200)	413,300 (443,300)	492,800
50	218,300	251,900	304,900	326,300	345,200	372,000 (402,900)	414,100 (444,100)	493,900
51	219,100	253,600	306,700	328,100	347,000	373,300 (403,600)	414,900 (444,900)	495,000
52	219,900	255,300	308,500	329,900	348,800	374,500 (404,300)	415,600 (445,600)	496,000
53	220,700	257,000	310,300	331,700	350,500	375,700 (405,000)	416,300 (446,300)	497,000
54	221,500	258,700	312,000	333,200	351,700	376,900 (405,700)	417,100 (447,100)	
55	222,300	260,300	313,700	334,600	352,900	378,100 (406,400)	417,900 (447,800)	
56	223,100	261,900	315,400	336,000	354,000	379,200 (407,100)	418,600 (448,500)	
57	223,900	263,500	317,000	337,400	355,100	380,300 (407,800)	419,300 (449,200)	
58	224,700	264,500	318,500	338,500	356,600	381,200 (408,500)	420,100 (450,000)	
59	225,500	265,500	320,000	339,600	358,100	382,100 (409,200)	420,800 (450,800)	
60	226,300	266,500	321,500	340,600	359,600	383,000 (409,900)	421,500 (451,500)	
61	227,100	267,400	322,900	341,600	361,000	383,800 (410,500)	422,200 (452,200)	
62	227,900	268,400	324,300	342,600	362,000	384,500 (411,200)	423,000 (453,000)	
63	228,700	269,400	325,700	343,600	363,000	385,200 (411,900)	423,800 (453,700)	
64	229,500	270,400	327,100	344,600	364,000	385,900 (412,600)	424,500 (454,400)	
65	230,200	271,300	328,500	345,600	364,900	386,600 (413,300)	425,200 (455,100)	
66	231,000	272,200	329,800	346,300	365,800	387,300 (414,000)	426,000 (455,900)	
67	231,800	273,100	331,100	346,900	366,600	388,000 (414,700)	426,700 (456,600)	
68	232,600	274,000	332,400	347,500	367,400	388,700 (415,400)	427,400 (457,300)	
69	233,300	274,900	333,600	348,100	368,200	389,300 (416,100)	428,100 (458,000)	
70	233,900	275,800	334,700	348,800	368,900	390,000 (416,800)	428,900	
71	234,500	276,700	335,800	349,500	369,600	390,700 (417,500)	429,600	
72	235,000	277,500	336,900	350,200	370,300	391,400 (418,200)	430,300	
73	235,500	278,300	337,900	350,900	371,000	392,100 (418,900)	431,000	
74	236,000	279,200	338,600	351,600	371,700	392,800 (419,600)	431,800	
75	236,500	280,100	339,300	352,300	372,400	393,500 (420,300)	432,500	
76	236,900	280,900	340,000	352,900	373,100	394,200 (421,000)	433,200	
77	237,300	281,700	340,600	353,500	373,800	394,900 (421,600)	433,900	
78	237,800	282,500	341,400	354,200	374,500	395,600 (422,300)	434,600	
79	238,200	283,300	342,200	354,900	375,200	396,300 (423,000)	435,300	
80	238,600	284,100	343,000	355,500	375,900	397,000 (423,700)	436,000	
81	239,000	284,800	343,700	356,100	376,500	397,700 (424,400)	436,700	
82	239,500	285,500	344,400	356,800	377,200	398,400 (425,100)	437,500	
83	239,900	286,200	345,000	357,500	377,900	399,100 (425,800)	438,200	
84	240,300	286,900	345,600	358,100	378,600	399,800 (426,500)	438,900	

85	240,700	287,500	346,200	358,700	379,300	400,400 (427,100)	439,600
86	241,200	288,200	346,800	359,400	380,000	401,100 (427,800)	
87	241,600	288,900	347,400	360,100	380,700	401,800 (428,500)	
88	242,000	289,600	348,000	360,700	381,400	402,500 (429,100)	
89	242,400	290,200	348,500	361,300	382,100	403,200 (429,700)	
90	242,900	290,900	349,100	362,000	382,800	403,900	
91	243,300	291,600	349,700	362,600	383,500	404,600	
92	243,700	292,200	350,300	363,200	384,200	405,300	
93	244,100	292,800	350,900	363,800	384,900	406,000	
94	244,600	293,300	351,500	364,500	385,600	406,700	
95	245,000	293,800	352,000	365,200	386,300	407,400	
96	245,400	294,300	352,500	365,800	387,000	408,100	
97	245,800	294,700	353,000	366,400	387,600	408,700	
98		295,100	353,600	367,100	388,300	409,400	
99		295,500	354,100	367,800	389,000	410,100	
100		295,900	354,600	368,400	389,700	410,800	
101		296,300	355,100	369,000	390,400	411,400	
102		296,700	355,700	369,700	391,100	412,100	
103		297,100	356,200	370,400	391,800	412,800	
104		297,500	356,700	371,000	392,500	413,500	
105		297,900	357,200	371,600	393,200	414,100	
106		298,300	357,800	372,300	393,900		
107		298,700	358,300	373,000	394,600		
108		299,100	358,800	373,600	395,300		
109		299,500	359,300	374,200	395,900		
110		299,900	359,900	374,900	396,600		
111		300,300	360,400	375,500	397,300		
112		300,700	360,900	376,100	398,000		
113		301,100	361,400	376,700	398,700		
114		301,500	362,000	377,400	399,400		
115		301,900	362,500	378,100	400,100		
116		302,300	363,000	378,700	400,800		
117		302,600	363,500	379,300	401,500		
118		303,000		380,000	402,200		
119		303,400		380,700	402,900		
120		303,700		381,300	403,500		
121		304,000		381,900	404,100		
122		304,400		382,600	404,800		
123		304,800		383,300	405,500		
124		305,200		383,900	406,100		
125		305,500		384,500	406,700		
126		305,900		385,200	407,400		
127		306,300		385,900	408,100		
128		306,600		386,500	408,700		

129		306,900		387,100	409,300			
130				387,800	410,000			
131				388,400	410,700			
132				389,000	411,300			
133				389,600	411,900			
134				390,300				
135				390,900				
136				391,500				
137				392,100				
138				392,800				
139				393,400				
140				394,000				
141				394,600				
142				395,300				
143				395,900				
144				396,500				
145				397,100				
146				397,800				
147				398,400				
148				399,000				
149				399,600				
150				400,300				
151				400,900				
152				401,500				
153				402,100				
154				402,700				
155				403,300				
156				403,900				
157				404,400				

- 備考 1 この表は、消防吏員に適用する。ただし、消防長、部長その他市長が指定する職員を除く。
2 この表の 6級の 1号給から89号給までの括弧内の金額は、6級の職にある職員で市長が特に必要と認めて指定する職にあるものに適用する。
3 この表の 7級の 1号給から69号給までの括弧内の金額は、7級の職にある職員で市長が特に必要と認めて指定する職にあるものに適用する。

附則別表第3 教育職給料表(2)

職務の級		1 級	2 級	3 級	4 級
号	給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
1		157,400	173,200	253,800	376,500
2		158,900	174,900	256,500	379,600
3		160,400	176,600	259,100	382,700
4		161,800	178,300	261,700	385,800
5		163,200	180,000	264,300	388,900
6		165,000	181,900	267,000	392,100
7		166,700	183,800	269,700	395,200
8		168,400	185,700	272,300	398,300
9		170,100	187,500	274,900	401,400
10		171,900	189,400	277,700	404,000
11		173,700	191,300	280,400	406,600
12		175,500	193,200	283,100	409,100
13		177,200	195,000	285,800	411,600
14		179,000	197,000	288,700	413,600
15		180,800	199,000	291,600	415,600
16		182,500	200,900	294,400	417,600
17		184,200	202,800	297,200	419,600
18		186,000	204,900	300,100	421,600
19		187,800	207,000	302,900	423,600
20		189,600	209,100	305,700	425,600
21		191,300	211,100	308,500	427,600
22		193,100	213,400	311,400	429,600
23		194,900	215,700	314,300	431,600
24		196,700	217,900	317,100	433,600
25		198,400	220,100	319,900	435,500
26		199,900	222,400	322,800	437,700
27		201,400	224,700	325,600	439,800
28		202,900	226,900	328,400	441,900
29		204,400	229,100	331,200	444,000
30		206,100	231,200	334,000	446,000
31		207,800	233,300	336,800	448,000
32		209,500	235,300	339,600	450,000
33		211,100	237,300	342,400	452,000
34		213,100	239,400	345,100	453,700
35		215,100	241,500	347,800	455,400
36		217,100	243,500	350,500	457,100
37		219,100	245,500	353,100	458,800
38		221,200	247,600	355,400	460,400
39		223,300	249,700	357,700	462,000
40		225,300	251,800	360,000	463,600

41	227,300	253,800	362,300	465,200
42	229,500	256,100	364,700	466,200
43	231,700	258,400	367,000	467,100
44	233,900	260,600	369,300	468,000
45	236,100	262,800	371,600	468,900
46	237,900	265,200	373,700	469,800
47	239,600	267,600	375,800	470,700
48	241,300	270,000	377,900	471,600
49	243,000	272,300	379,900	472,500
50	244,100	274,900	381,800	473,500
51	245,200	277,400	383,700	474,400
52	246,300	279,900	385,600	475,300
53	247,300	282,400	387,400	476,200
54	249,000	285,300	389,000	477,100
55	250,700	288,100	390,600	478,000
56	252,400	290,900	392,200	478,900
57	254,000	293,700	393,700	479,800
58	255,600	296,600	395,300	480,700
59	257,200	299,400	396,900	481,600
60	258,800	302,200	398,400	482,500
61	260,300	305,000	399,900	483,400
62	262,000	307,800	401,600	484,300
63	263,700	310,600	403,300	485,200
64	265,400	313,400	404,900	486,100
65	267,100	316,100	406,500	487,000
66	268,800	318,900	408,300	488,000
67	270,500	321,700	410,100	488,900
68	272,200	324,500	411,800	489,800
69	273,800	327,200	413,500	490,700
70	275,400	330,000	415,300	491,600
71	277,000	332,800	417,100	492,500
72	278,600	335,600	418,900	493,400
73	280,100	338,300	420,600	494,300
74	281,400	341,200	422,400	495,200
75	282,700	344,100	424,200	496,100
76	283,900	347,000	426,000	497,000
77	285,100	349,900	427,700	497,900
78	286,600	352,600	429,500	
79	288,100	355,300	431,300	
80	289,600	358,000	433,000	
81	291,100	360,600	434,700	
82	292,600	363,300	436,300	
83	294,100	366,000	437,900	
84	295,600	368,700	439,400	

85	297,100	371,300	440,900
86	298,600	373,400	442,400
87	300,100	375,500	443,900
88	301,600	377,600	445,300
89	303,100	379,700	446,700
90	304,600	381,500	447,500
91	306,000	383,300	448,200
92	307,400	385,100	448,900
93	308,800	386,800	449,600
94	310,400	388,600	450,400
95	312,000	390,300	451,100
96	313,600	392,000	451,800
97	315,100	393,700	452,500
98	316,000	395,300	453,200
99	316,900	396,900	453,900
100	317,800	398,400	454,600
101	318,600	399,900	455,200
102	319,200	401,000	455,900
103	319,800	402,100	456,500
104	320,300	403,100	457,100
105	320,800	404,100	457,700
106	321,400	405,200	458,300
107	322,000	406,200	458,900
108	322,500	407,200	459,400
109	323,000	408,200	459,900
110	323,600	409,200	460,500
111	324,200	410,100	461,100
112	324,800	411,000	461,600
113	325,400	411,900	462,100
114	325,900	412,800	462,700
115	326,300	413,600	463,300
116	326,700	414,400	463,800
117	327,100	415,200	464,300
118	327,500	416,000	
119	327,800	416,700	
120	328,100	417,400	
121	328,400	418,100	
122	328,700	418,700	
123	329,000	419,300	
124	329,300	419,900	
125	329,600	420,400	
126	330,000	421,000	
127	330,400	421,600	
128	330,700	422,200	

129	331,000	422,700	
130	331,400	423,300	
131	331,800	423,900	
132	332,200	424,400	
133	332,600	424,900	
134	333,000	425,500	
135	333,400	426,100	
136	333,700	426,600	
137	334,000	427,100	
138		427,700	
139		428,300	
140		428,800	
141		429,300	
142		429,900	
143		430,500	
144		431,000	
145		431,500	
146		432,100	
147		432,700	
148		433,200	
149		433,700	
150		434,300	
151		434,900	
152		435,400	
153		435,900	
154		436,500	
155		437,100	
156		437,600	
157		438,100	
158		438,700	
159		439,200	
160		439,700	
161		440,200	
162		440,800	
163		441,300	
164		441,800	
165		442,300	
166		442,900	
167		443,400	
168		443,900	
169		444,400	
170		445,000	
171		445,500	
172		446,000	

173		446,500		
174		447,100		
175		447,600		
176		448,100		
177		448,600		

備考 1 この表は、高等学校又は特別支援学校に勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、実習助手その他市長が指定する職員に適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額、この表の額に7,700円をそれぞれ加算して得た額（以下この項において「3級給料月額」という。）とする。ただし、この表の職務の級2級から3級となった職員のうち、職務の級3級となった場合に決定される3級給料月額が、職務の級3級となる直前の給料月額に教職調整額（教育職員の給与等の特別措置に関する条例（昭和47年名古屋市条例第20号）第3条第1項に規定する教職調整額をいう。以下同じ。）を加算して得た額（以下この項において「2級給料月額」という。）に満たない者の給料月額は、市長が定める間、この表の額に2級給料月額から職務の級3級となった場合に決定されるこの表の額を減じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。）をそれぞれ加算して得た額とする。

附則別表第4 教育職給料表(3)

職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級
	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
1	156,000	164,000	235,600
2	157,500	165,700	237,400
3	158,900	167,400	239,200
4	160,300	169,100	241,000
5	161,700	170,800	242,800
6	163,400	172,800	244,600
7	165,100	174,800	246,400
8	166,800	176,800	248,200
9	168,500	178,700	250,000
10	170,300	180,600	251,800
11	172,100	182,500	253,600
12	173,800	184,400	255,400
13	175,500	186,300	257,100
14	177,300	188,200	258,900
15	179,100	190,000	260,700
16	180,800	191,800	262,500
17	182,500	193,600	264,300
18	184,300	195,600	266,500
19	186,100	197,500	268,600
20	187,900	199,400	270,700
21	189,600	201,300	272,800
22	191,400	203,200	275,300
23	193,200	205,000	277,800
24	194,900	206,800	280,200
25	196,600	208,600	282,600
26	198,000	210,500	285,600
27	199,400	212,300	288,500
28	200,800	214,100	291,400
29	202,100	215,900	294,300
30	203,500	217,800	297,200
31	204,900	219,600	300,000
32	206,300	221,400	302,800
33	207,600	223,200	305,600
34	209,000	225,100	308,600
35	210,400	226,900	311,600
36	211,800	228,700	314,500
37	213,100	230,500	317,400
38	214,500	232,400	320,400
39	215,900	234,300	323,300
40	217,300	236,200	326,200

41	218,600	238,000	329,100
42	220,000	239,800	331,100
43	221,400	241,600	333,100
44	222,800	243,300	335,100
45	224,100	245,000	337,000
46	225,400	246,800	339,200
47	226,700	248,600	341,400
48	228,000	250,400	343,600
49	229,300	252,100	345,800
50	230,600	254,300	348,000
51	231,900	256,500	350,200
52	233,200	258,600	352,300
53	234,500	260,700	354,400
54	235,800	263,000	356,800
55	237,100	265,300	359,200
56	238,400	267,500	361,600
57	239,600	269,700	364,000
58	240,900	272,500	365,600
59	242,200	275,200	367,200
60	243,500	277,900	368,800
61	244,700	280,600	370,400
62	246,000	283,500	371,900
63	247,300	286,400	373,400
64	248,600	289,200	374,900
65	249,800	292,000	376,300
66	251,100	294,900	377,900
67	252,400	297,800	379,500
68	253,600	300,600	381,100
69	254,800	303,400	382,700
70	256,100	306,100	384,600
71	257,400	308,800	386,500
72	258,600	311,500	388,300
73	259,800	314,200	390,100
74	260,800	316,900	391,900
75	261,800	319,600	393,700
76	262,700	322,200	395,400
77	263,600	324,800	397,100
78	264,600	327,100	398,700
79	265,600	329,400	400,300
80	266,500	331,600	401,800
81	267,400	333,800	403,300
82	268,100	336,000	405,000
83	268,800	338,200	406,700
84	269,500	340,400	408,300

85	270,200	342,500	409,900
86	270,900	344,800	411,200
87	271,500	347,100	412,500
88	272,100	349,400	413,800
89	272,700	351,600	415,000
90	273,300	353,200	416,000
91	273,900	354,700	417,000
92	274,500	356,200	418,000
93	275,000	357,700	419,000
94	275,500	359,200	419,800
95	276,000	360,600	420,500
96	276,400	362,000	421,200
97	276,800	363,400	421,900
98	277,300	364,800	422,600
99	277,800	366,200	423,300
100	278,200	367,500	424,000
101	278,600	368,800	424,600
102	279,000	370,100	425,300
103	279,400	371,300	426,000
104	279,800	372,500	426,700
105	280,200	373,700	427,300
106	280,600	374,900	428,000
107	280,900	376,100	428,700
108	281,200	377,300	429,400
109	281,500	378,500	430,000
110	281,800	379,700	430,700
111	282,000	380,800	431,400
112	282,200	381,900	432,000
113	282,400	383,000	432,600
114		383,800	433,300
115		384,600	434,000
116		385,400	434,700
117		386,200	435,300
118		386,900	436,000
119		387,600	436,700
120		388,300	437,400
121		389,000	438,000
122		389,600	438,700
123		390,200	439,400
124		390,800	440,000
125		391,400	440,600
126		392,000	441,300
127		392,500	442,000
128		393,000	442,700

129	393,500	443,300
130	394,000	
131	394,500	
132	395,000	
133	395,400	
134	395,900	
135	396,400	
136	396,900	
137	397,300	
138	397,800	
139	398,300	
140	398,700	
141	399,100	
142	399,600	
143	400,100	
144	400,500	
145	400,900	
146	401,400	
147	401,800	
148	402,200	
149	402,600	
150	403,100	
151	403,500	
152	403,900	
153	404,300	
154	404,800	
155	405,300	
156	405,800	
157	406,200	
158	406,700	
159	407,200	
160	407,600	
161	408,000	
162	408,500	
163	409,000	
164	409,400	
165	409,800	
166	410,300	
167	410,800	
168	411,300	
169	411,800	
170	412,300	
171	412,800	
172	413,300	

173	413,800
174	414,300
175	414,800
176	415,300
177	415,700

備考 1 この表は、幼稚園に勤務する園長、教諭、養護教諭その他市長が指定する職員に適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額、この表の額に7,500円をそれぞれ加算して得た額（以下この項において「3級給料月額」という。）とする。ただし、この表の職務の級2級から3級となった職員のうち、職務の級3級となった場合に決定される3級給料月額が、職務の級3級となる直前の給料月額に教職調整額を加算して得た額（以下この項において「2級給料月額」という。）に満たない者の給料月額は、市長が定める間、この表の額に2級給料月額から職務の級3級となった場合に決定されるこの表の額を減じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。）をそれぞれ加算して得た額とする。

附則別表第 5 研究職給料表

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	175,300	175,800	235,700	289,300	301,300	319,600	414,000
2	177,200	177,900	238,000	291,700	304,000	322,100	417,600
3	179,000	179,900	240,300	294,100	306,700	324,600	421,100
4	180,800	181,900	242,600	296,500	309,400	327,100	424,600
5	182,600	183,900	244,900	298,900	312,100	329,500	428,100
6	184,500	186,000	247,200	301,300	314,800	332,100	431,800
7	186,400	188,100	249,500	303,700	317,500	334,600	435,500
8	188,200	190,200	251,800	306,100	320,200	337,100	439,100
9	190,000	192,200	254,100	308,400	322,800	339,600	442,700
10	192,000	194,500	256,400	310,900	325,300	342,200	446,300
11	194,000	196,700	258,600	313,300	327,700	344,800	449,800
12	195,900	198,900	260,800	315,700	330,100	347,400	453,300
13	197,800	201,100	263,000	318,100	332,500	349,900	456,800
14	199,800	203,200	265,200	320,300	334,800	352,500	460,400
15	201,700	205,300	267,400	322,500	337,100	355,100	463,900
16	203,600	207,400	269,600	324,600	339,400	357,700	467,400
17	205,500	209,500	271,700	326,700	341,700	360,200	470,900
18	207,500	211,700	273,900	328,600	343,900	362,900	474,400
19	209,500	213,800	276,100	330,500	346,100	365,500	477,900
20	211,400	215,900	278,200	332,300	348,300	368,100	481,300
21	213,300	218,000	280,300	334,100	350,500	370,700	484,700
22	215,200	220,100	282,400	335,900	352,700	373,400	488,000
23	217,100	222,200	284,500	337,700	354,800	376,000	491,200
24	219,000	224,300	286,600	339,500	356,900	378,600	494,400
25	220,900	226,300	288,600	341,300	359,000	381,200	497,600
26	222,800	228,400	290,700	343,100	361,200	383,900	500,800
27	224,600	230,500	292,800	344,900	363,400	386,600	503,900
28	226,400	232,500	294,800	346,700	365,500	389,200	507,000
29	228,200	234,500	296,800	348,500	367,600	391,800	510,100
30	229,800	236,500	298,800	350,300	369,500	394,500	513,300
31	231,400	238,500	300,800	352,100	371,400	397,200	516,400
32	233,000	240,500	302,700	353,900	373,300	399,900	519,500
33	234,600	242,400	304,600	355,600	375,100	402,500	522,600
34	236,000	244,200	306,600	357,400	376,900	405,200	525,700
35	237,400	246,000	308,500	359,200	378,600	407,800	528,800
36	238,800	247,800	310,400	360,900	380,300	410,400	531,800
37	240,200	249,500	312,300	362,600	382,000	413,000	534,800
38	241,300	251,100	314,300	364,300	383,600	415,800	537,700
39	242,400	252,700	316,200	365,900	385,200	418,600	540,500
40	243,400	254,300	318,100	367,500	386,700	421,300	543,300

41	244,400	255,800	320,000	369,100	388,200	424,000	546,100
42	245,500	257,400	321,900	370,600	389,800	426,700	548,900
43	246,500	259,000	323,800	372,100	391,400	429,400	551,700
44	247,500	260,600	325,600	373,600	392,900	432,100	554,500
45	248,500	262,100	327,400	375,100	394,400	434,700	557,200
46	249,600	263,700	329,100	376,500	395,700	437,300	560,100
47	250,600	265,300	330,800	377,900	397,000	439,800	562,900
48	251,600	266,800	332,500	379,300	398,300	442,300	565,700
49	252,600	268,300	334,100	380,600	399,600	444,800	568,500
50	253,700	269,800	335,800	382,000	400,900	446,900	571,400
51	254,700	271,300	337,500	383,300	402,200	449,000	574,200
52	255,700	272,800	339,100	384,600	403,500	451,000	577,000
53	256,700	274,300	340,700	385,900	404,700	453,000	579,800
54	257,800	275,800	342,400	387,300	406,000	454,900	
55	258,800	277,200	344,000	388,600	407,300	456,800	
56	259,800	278,600	345,600	389,900	408,500	458,700	
57	260,800	280,000	347,200	391,200	409,700	460,600	
58	261,900	281,500	348,800	392,400	410,900	462,300	
59	262,900	282,900	350,400	393,600	412,100	464,000	
60	263,900	284,300	352,000	394,800	413,300	465,600	
61	264,900	285,700	353,600	396,000	414,500	467,200	
62	266,000	287,200	355,300	397,100	415,600	468,900	
63	267,000	288,600	356,900	398,200	416,600	470,600	
64	268,000	290,000	358,500	399,300	417,600	472,200	
65	269,000	291,400	360,100	400,400	418,600	473,800	
66	270,100	292,900	361,800	401,400	419,600	475,300	
67	271,100	294,300	363,400	402,400	420,600	476,800	
68	272,100	295,700	365,000	403,300	421,600	478,300	
69	273,100	297,100	366,600	404,200	422,600	479,700	
70	274,000	298,400	368,100	405,200	423,600	481,000	
71	274,900	299,700	369,600	406,200	424,500	482,200	
72	275,800	300,900	371,000	407,200	425,400	483,400	
73	276,600	302,100	372,400	408,100	426,300	484,600	
74	277,200	303,400	373,500	409,000	427,200	485,800	
75	277,800	304,600	374,600	409,900	428,100	487,000	
76	278,400	305,800	375,700	410,800	429,000	488,100	
77	278,900	307,000	376,700	411,700	429,800	489,200	
78	279,300	308,300	377,800	412,400	430,700	490,200	
79	279,700	309,600	378,900	413,100	431,600	491,200	
80	280,100	310,800	380,000	413,800	432,400	492,200	
81	280,400	312,000	381,000	414,500	433,200	493,200	
82	280,800	313,300	382,000	415,200	434,100	494,200	
83	281,100	314,500	383,000	415,900	435,000	495,200	
84	281,400	315,700	384,000	416,600	435,800	496,100	

85	281,700	316,900	385,000	417,200	436,600	497,000
86	282,000	318,100	385,900	417,900	437,500	
87	282,300	319,300	386,700	418,600	438,400	
88	282,600	320,500	387,500	419,300	439,300	
89	282,900	321,600	388,300	420,000	440,100	
90		322,300	388,800	420,700	441,000	
91		323,000	389,300	421,400	441,900	
92		323,600	389,700	422,100	442,700	
93		324,200	390,100	422,800	443,500	
94		324,800	390,600	423,500	444,400	
95		325,400	391,100	424,200	445,300	
96		325,900	391,500	424,900	446,200	
97		326,400	391,900	425,500	447,000	
98		327,000		426,200	447,900	
99		327,500		426,900	448,800	
100		328,000		427,600	449,600	
101		328,500		428,300	450,400	
102		329,000		429,000	451,300	
103		329,500		429,700	452,200	
104		329,900		430,400	453,000	
105		330,300		431,100	453,800	
106		330,700		431,800		
107		331,100		432,500		
108		331,400		433,200		
109		331,700		433,900		
110				434,600		
111				435,300		
112				436,000		
113				436,600		
114				437,300		
115				438,000		
116				438,700		
117				439,300		
118				440,000		
119				440,700		
120				441,400		
121				442,000		
122				442,700		
123				443,400		
124				444,100		
125				444,700		
126				445,400		
127				446,100		
128				446,700		

129				447,300			
130				448,000			
131				448,700			
132				449,400			
133				450,000			
134				450,700			
135				451,400			
136				452,100			
137				452,700			

備考 この表は、工業研究所、環境科学調査センター又は衛生研究所に勤務し、試験研究又は調査研究の業務に従事する職員で市長が指定するものに適用する。

附則別表第 6 医療職給料表(2)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	142,400	157,300	214,600	243,400	260,500	271,100 (309,400)	327,000
2	143,500	158,500	216,200	245,200	262,600	273,200 (311,800)	329,700
3	144,600	159,700	217,800	247,000	264,700	275,300 (314,200)	332,300
4	145,600	160,900	219,400	248,800	266,700	277,300 (316,600)	334,900
5	146,600	162,000	220,900	250,500	268,700	279,300 (319,000)	337,500
6	147,700	163,700	222,500	252,500	270,800	281,500 (321,500)	340,200
7	148,800	165,300	224,100	254,500	272,900	283,700 (324,000)	342,800
8	149,900	166,900	225,700	256,500	275,000	285,800 (326,400)	345,400
9	150,900	168,500	227,300	258,400	277,000	287,900 (328,800)	348,000
10	152,100	170,200	229,300	260,500	279,200	290,200 (331,200)	350,600
11	153,200	171,900	231,300	262,500	281,300	292,400 (333,600)	353,200
12	154,300	173,600	233,200	264,500	283,400	294,600 (335,900)	355,800
13	155,400	175,300	235,100	266,500	285,500	296,800 (338,200)	358,400
14	156,900	177,000	237,100	268,600	287,700	299,100 (340,600)	361,300
15	158,400	178,700	239,000	270,700	289,800	301,400 (342,900)	364,100
16	159,900	180,400	240,900	272,700	291,900	303,600 (345,200)	366,900
17	161,300	182,100	242,800	274,700	294,000	305,800 (347,500)	369,700
18	163,100	183,800	244,700	276,800	296,200	308,200 (349,800)	372,300
19	164,900	185,500	246,600	278,900	298,300	310,600 (352,100)	374,800
20	166,700	187,200	248,500	281,000	300,400	312,900 (354,300)	377,300
21	168,500	188,900	250,400	283,100	302,500	315,200 (356,500)	379,800
22	170,200	190,600	252,300	285,200	304,700	317,600 (358,800)	382,300
23	171,900	192,300	254,200	287,300	306,900	320,000 (361,000)	384,700
24	173,600	194,000	256,100	289,400	309,000	322,400 (363,200)	387,100
25	175,300	195,700	257,900	291,500	311,100	324,700 (365,400)	389,500
26	176,900	197,400	259,800	293,700	313,400	326,700 (367,700)	391,800
27	178,400	199,100	261,700	295,900	315,700	328,700 (369,900)	394,100
28	179,900	200,800	263,600	298,100	318,000	330,700 (372,100)	396,400
29	181,400	202,500	265,500	300,200	320,300	332,600 (374,300)	398,700
30	182,600	204,200	267,400	302,300	322,500	334,600 (376,500)	400,800
31	183,800	205,900	269,300	304,400	324,700	336,600 (378,600)	402,800
32	185,000	207,600	271,200	306,500	326,900	338,600 (380,700)	404,800
33	186,200	209,300	273,100	308,500	329,000	340,500 (382,800)	406,800
34	187,400	211,000	275,000	310,400	331,100	342,600 (384,400)	408,400
35	188,600	212,700	276,900	312,300	333,200	344,700 (386,000)	410,000
36	189,800	214,400	278,800	314,200	335,200	346,700 (387,600)	411,600
37	191,000	216,100	280,700	316,100	337,200	348,700 (389,100)	413,200
38	192,200	217,800	282,600	317,900	339,100	350,800 (390,100)	414,400
39	193,400	219,500	284,500	319,700	341,000	352,800 (391,100)	415,500
40	194,600	221,200	286,400	321,500	342,800	354,800 (392,000)	416,600

41	195,800	222,900	288,200	323,300	344,600	356,800 (392,900)	417,700
42	197,000	224,600	290,100	324,700	346,200	358,600 (394,300)	418,700
43	198,200	226,300	292,000	326,100	347,800	360,300 (395,600)	419,700
44	199,400	228,000	293,900	327,500	349,300	362,000 (396,900)	420,700
45	200,500	229,700	295,700	328,900	350,800	363,700 (398,200)	421,600
46	201,700	231,400	297,600	330,300	352,000	365,500 (399,200)	422,600
47	202,900	233,100	299,500	331,600	353,200	367,300 (400,200)	423,600
48	204,000	234,800	301,300	332,900	354,400	369,000 (401,200)	424,500
49	205,100	236,500	303,100	334,200	355,500	370,700 (402,200)	425,400
50	206,200	238,200	304,900	335,700	357,100	372,000 (402,900)	426,400
51	207,300	239,900	306,700	337,200	358,700	373,300 (403,600)	427,400
52	208,300	241,600	308,500	338,700	360,300	374,500 (404,300)	428,300
53	209,300	243,300	310,300	340,100	361,800	375,700 (405,000)	429,200
54	210,400	245,100	312,000	341,300	363,000	376,900 (405,700)	430,200
55	211,400	246,800	313,700	342,400	364,200	378,100 (406,400)	431,200
56	212,400	248,500	315,400	343,500	365,400	379,200 (407,100)	432,100
57	213,400	250,200	317,000	344,600	366,600	380,300 (407,800)	433,000
58	214,400	251,900	318,500	345,700	367,600	381,200 (408,500)	434,000
59	215,400	253,600	320,000	346,700	368,500	382,100 (409,200)	435,000
60	216,400	255,300	321,500	347,700	369,400	383,000 (409,900)	435,900
61	217,400	257,000	322,900	348,700	370,300	383,800 (410,500)	436,800
62	218,300	258,700	324,300	349,700	371,300	384,500 (411,200)	437,800
63	219,100	260,300	325,700	350,600	372,200	385,200 (411,900)	438,800
64	219,900	261,900	327,100	351,500	373,100	385,900 (412,600)	439,700
65	220,700	263,500	328,500	352,400	374,000	386,600 (413,300)	440,600
66	221,500	264,500	329,800	353,300	374,900	387,300 (414,000)	441,600
67	222,300	265,500	331,100	354,100	375,800	388,000 (414,700)	442,600
68	223,100	266,500	332,400	354,900	376,700	388,700 (415,400)	443,600
69	223,900	267,400	333,600	355,700	377,600	389,300 (416,100)	444,500
70	224,700	268,400	334,700	356,500	378,500	390,000 (416,800)	445,500
71	225,500	269,400	335,800	357,300	379,300	390,700 (417,500)	446,500
72	226,300	270,400	336,900	358,100	380,100	391,400 (418,200)	447,400
73	227,100	271,300	337,900	358,900	380,900	392,100 (418,900)	448,300
74	227,900	272,200	338,600	359,600	381,600	392,800 (419,600)	449,300
75	228,700	273,100	339,300	360,300	382,300	393,500 (420,300)	450,300
76	229,500	274,000	340,000	360,900	383,000	394,200 (421,000)	451,200
77	230,200	274,900	340,600	361,500	383,700	394,900 (421,600)	452,100
78	231,000	275,800	341,400	362,200	384,400	395,600 (422,300)	453,100
79	231,800	276,700	342,200	362,900	385,100	396,300 (423,000)	454,000
80	232,600	277,500	343,000	363,600	385,800	397,000 (423,700)	454,900
81	233,300	278,300	343,700	364,200	386,500	397,700 (424,400)	455,800
82	233,900	279,200	344,400	364,900	387,200	398,400 (425,100)	456,800
83	234,500	280,100	345,000	365,600	387,900	399,100 (425,800)	457,800
84	235,000	280,900	345,600	366,300	388,600	399,800 (426,500)	458,700

85	235,500	281,700	346,200	366,900	389,200	400,400 (427,100)	459,600
86	236,000	282,500	346,800	367,600	389,900	401,100 (427,800)	
87	236,500	283,300	347,400	368,300	390,600	401,800 (428,500)	
88	236,900	284,100	348,000	369,000	391,300	402,500 (429,100)	
89	237,300	284,800	348,500	369,600	392,000	403,200 (429,700)	
90	237,800	285,500	349,100	370,300	392,700	403,900	
91	238,200	286,200	349,700	371,000	393,400	404,600	
92	238,600	286,900	350,300	371,600	394,100	405,300	
93	239,000	287,500	350,900	372,200	394,800	406,000	
94	239,500	288,200	351,500	372,900	395,500	406,700	
95	239,900	288,900	352,000	373,600	396,200	407,400	
96	240,300	289,600	352,500	374,300	396,900	408,100	
97	240,700	290,200	353,000	374,900	397,600	408,700	
98		290,900	353,600	375,600	398,300	409,400	
99		291,600	354,100	376,300	399,000	410,100	
100		292,200	354,600	376,900	399,700	410,800	
101		292,800	355,100	377,500	400,300	411,400	
102		293,300	355,700	378,200	401,000	412,100	
103		293,800	356,200	378,900	401,700	412,800	
104		294,300	356,700	379,500	402,400	413,500	
105		294,700	357,200	380,100	403,000	414,100	
106		295,100	357,800	380,800	403,700	414,800	
107		295,500	358,300	381,500	404,400	415,500	
108		295,900	358,800	382,100	405,000	416,100	
109		296,300	359,300	382,700	405,600	416,700	
110		296,700	359,900	383,400	406,300	417,400	
111		297,100	360,400	384,000	407,000	418,000	
112		297,500	360,900	384,600	407,600	418,600	
113		297,900	361,400	385,200	408,200	419,200	
114		298,300	362,000	385,900	408,900		
115		298,700	362,500	386,600	409,500		
116		299,100	363,000	387,200	410,100		
117		299,500	363,500	387,800	410,700		
118		299,900		388,500			
119		300,300		389,100			
120		300,700		389,700			
121		301,100		390,300			
122		301,500		391,000			
123		301,900		391,600			
124		302,300		392,200			
125		302,600		392,800			
126		303,000		393,500			
127		303,400		394,100			
128		303,700		394,700			

129		304,000		395,300			
130		304,400		396,000			
131		304,800		396,600			
132		305,200		397,200			
133		305,500		397,800			
134		305,900		398,400			
135		306,300		399,000			
136		306,600		399,600			
137		306,900		400,200			
138				400,900			
139				401,500			
140				402,100			
141				402,700			
142				403,300			
143				403,900			
144				404,500			
145				405,100			

備考 1 この表は、医療保護施設等に勤務する薬剤師、管理栄養士、診療放射線技師その他の職員で市長が指定するものに適用する。
2 この表の 6 級の 1 号給から 89 号給までの括弧内の金額は、6 級の職にある職員で市長が特に必要と認めて指定する職にあるものに適用する。

附則別表第7 医療職給料表(3)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	150,900	157,300	214,600	229,100	243,900	271,100 (309,400)	324,400
2	152,100	158,500	216,200	230,600	246,000	273,200 (311,800)	327,100
3	153,200	159,700	217,800	232,100	248,000	275,300 (314,200)	329,700
4	154,300	160,900	219,400	233,500	250,000	277,300 (316,600)	332,300
5	155,400	162,000	220,900	234,900	252,000	279,300 (319,000)	334,900
6	156,900	163,700	222,500	236,900	254,000	281,500 (321,500)	337,300
7	158,400	165,300	224,100	238,900	256,000	283,700 (324,000)	339,600
8	159,900	166,900	225,700	240,900	258,000	285,800 (326,400)	341,900
9	161,300	168,500	227,300	242,800	260,000	287,900 (328,800)	344,200
10	163,100	170,200	229,300	244,800	262,100	290,200 (331,200)	346,600
11	164,900	171,900	231,300	246,800	264,200	292,400 (333,600)	348,900
12	166,700	173,600	233,200	248,800	266,200	294,600 (335,900)	351,200
13	168,500	175,300	235,100	250,700	268,200	296,800 (338,200)	353,500
14	170,200	177,000	237,100	252,800	270,300	299,100 (340,600)	355,800
15	171,900	178,700	239,000	254,900	272,400	301,400 (342,900)	358,100
16	173,600	180,400	240,900	256,900	274,500	303,600 (345,200)	360,400
17	175,300	182,100	242,800	258,900	276,500	305,800 (347,500)	362,700
18	176,900	183,800	244,700	261,000	278,600	308,200 (349,800)	365,100
19	178,400	185,500	246,600	263,100	280,700	310,600 (352,100)	367,400
20	179,900	187,200	248,500	265,200	282,800	312,900 (354,300)	369,700
21	181,400	188,900	250,400	267,300	284,900	315,200 (356,500)	372,000
22	182,600	190,600	252,300	269,500	287,100	317,600 (358,800)	374,200
23	183,800	192,300	254,200	271,600	289,200	320,000 (361,000)	376,400
24	185,000	194,000	256,100	273,700	291,300	322,400 (363,200)	378,600
25	186,200	195,700	257,900	275,800	293,400	324,700 (365,400)	380,800
26	187,400	197,400	259,800	278,000	295,600	326,700 (367,700)	382,800
27	188,600	199,100	261,700	280,100	297,700	328,700 (369,900)	384,800
28	189,800	200,800	263,600	282,200	299,800	330,700 (372,100)	386,800
29	191,000	202,500	265,500	284,300	301,900	332,600 (374,300)	388,700
30	192,200	204,200	267,400	286,500	304,100	334,600 (376,500)	390,400
31	193,400	205,900	269,300	288,600	306,200	336,600 (378,600)	392,100
32	194,600	207,600	271,200	290,700	308,300	338,600 (380,700)	393,800
33	195,800	209,300	273,100	292,800	310,400	340,500 (382,800)	395,400
34	197,000	211,000	275,000	295,000	312,700	342,600 (384,400)	396,900
35	198,200	212,700	276,900	297,200	315,000	344,700 (386,000)	398,300
36	199,400	214,400	278,800	299,400	317,200	346,700 (387,600)	399,700
37	200,500	216,100	280,700	301,500	319,400	348,700 (389,100)	401,100
38	201,700	217,800	282,600	303,600	321,600	350,800 (390,100)	402,200
39	202,900	219,500	284,500	305,700	323,800	352,800 (391,100)	403,300
40	204,000	221,200	286,400	307,700	325,900	354,800 (392,000)	404,300

41	205,100	222,900	288,200	309,700	328,000	356,800 (392,900)	405,300
42	206,200	224,600	290,100	311,600	330,100	358,600 (394,300)	406,300
43	207,300	226,300	292,000	313,500	332,100	360,300 (395,600)	407,300
44	208,300	228,000	293,900	315,300	334,100	362,000 (396,900)	408,300
45	209,300	229,700	295,700	317,100	336,100	363,700 (398,200)	409,300
46	210,400	231,400	297,600	319,000	338,000	365,500 (399,200)	410,300
47	211,400	233,100	299,500	320,800	339,800	367,300 (400,200)	411,300
48	212,400	234,800	301,300	322,600	341,600	369,000 (401,200)	412,300
49	213,400	236,500	303,100	324,400	343,400	370,700 (402,200)	413,300
50	214,400	238,200	304,900	326,300	345,200	372,000 (402,900)	414,200
51	215,400	239,900	306,700	328,100	347,000	373,300 (403,600)	415,000
52	216,400	241,600	308,500	329,900	348,800	374,500 (404,300)	415,800
53	217,400	243,300	310,300	331,700	350,500	375,700 (405,000)	416,600
54	218,300	245,100	312,000	333,200	351,700	376,900 (405,700)	417,400
55	219,100	246,800	313,700	334,600	352,900	378,100 (406,400)	418,200
56	219,900	248,500	315,400	336,000	354,000	379,200 (407,100)	419,000
57	220,700	250,200	317,000	337,400	355,100	380,300 (407,800)	419,700
58	221,500	251,900	318,500	338,500	356,600	381,200 (408,500)	420,500
59	222,300	253,600	320,000	339,600	358,100	382,100 (409,300)	421,300
60	223,100	255,300	321,500	340,600	359,600	383,000 (409,900)	422,100
61	223,900	257,000	322,900	341,600	361,000	383,800 (410,500)	422,900
62	224,700	258,700	324,300	342,600	362,000	384,500 (411,200)	423,700
63	225,500	260,300	325,700	343,600	363,000	385,200 (411,900)	424,500
64	226,300	261,900	327,100	344,600	364,000	385,900 (412,600)	425,300
65	227,100	263,500	328,500	345,600	364,900	386,600 (413,300)	426,000
66	227,900	264,500	329,800	346,300	365,800	387,300 (414,000)	426,800
67	228,700	265,500	331,100	346,900	366,600	388,000 (414,700)	427,600
68	229,500	266,500	332,400	347,500	367,400	388,700 (415,400)	428,400
69	230,200	267,400	333,600	348,100	368,200	389,300 (416,100)	429,200
70	231,000	268,400	334,700	348,800	368,900	390,000 (416,800)	430,000
71	231,800	269,400	335,800	349,500	369,600	390,700 (417,500)	430,800
72	232,600	270,400	336,900	350,200	370,300	391,400 (418,200)	431,600
73	233,300	271,300	337,900	350,900	371,000	392,100 (418,900)	432,300
74	233,900	272,200	338,600	351,600	371,700	392,800 (419,600)	433,100
75	234,500	273,100	339,300	352,300	372,400	393,500 (420,300)	433,900
76	235,000	274,000	340,000	352,900	373,100	394,200 (421,000)	434,700
77	235,500	274,900	340,600	353,500	373,800	394,900 (421,600)	435,500
78	236,000	275,800	341,400	354,200	374,500	395,600 (422,300)	
79	236,500	276,700	342,200	354,900	375,200	396,300 (423,000)	
80	236,900	277,500	343,000	355,500	375,900	397,000 (423,700)	
81	237,300	278,300	343,700	356,100	376,500	397,700 (424,400)	
82	237,800	279,200	344,400	356,800	377,200	398,400 (425,100)	
83	238,200	280,100	345,000	357,500	377,900	399,100 (425,800)	
84	238,600	280,900	345,600	358,100	378,600	399,800 (426,500)	

85	239,000	281,700	346,200	358,700	379,300	400,400 (427,100)
86	239,500	282,500	346,800	359,400	380,000	401,100 (427,800)
87	239,900	283,300	347,400	360,100	380,700	401,800 (428,500)
88	240,300	284,100	348,000	360,700	381,400	402,500 (429,100)
89	240,700	284,800	348,500	361,300	382,100	403,200 (429,700)
90		285,500	349,100	362,000	382,800	403,900
91		286,200	349,700	362,600	383,500	404,600
92		286,900	350,300	363,200	384,200	405,300
93		287,500	350,900	363,800	384,900	406,000
94		288,200	351,500	364,500	385,600	406,700
95		288,900	352,000	365,200	386,300	407,400
96		289,600	352,500	365,800	387,000	408,100
97		290,200	353,000	366,400	387,600	408,700
98		290,900	353,600	367,100	388,300	409,400
99		291,600	354,100	367,800	389,000	410,100
100		292,200	354,600	368,400	389,700	410,800
101		292,800	355,100	369,000	390,400	411,400
102		293,300	355,700	369,700	391,100	412,100
103		293,800	356,200	370,400	391,800	412,800
104		294,300	356,700	371,000	392,500	413,500
105		294,700	357,200	371,600	393,200	414,100
106		295,100	357,800	372,300	393,900	414,800
107		295,500	358,300	373,000	394,600	415,500
108		295,900	358,800	373,600	395,300	416,100
109		296,300	359,300	374,200	395,900	416,700
110		296,700	359,900	374,900	396,600	417,400
111		297,100	360,400	375,500	397,300	418,000
112		297,500	360,900	376,100	398,000	418,600
113		297,900	361,400	376,700	398,700	419,200
114		298,300	362,000	377,400	399,400	
115		298,700	362,500	378,100	400,100	
116		299,100	363,000	378,700	400,800	
117		299,500	363,500	379,300	401,500	
118		299,900		380,000	402,200	
119		300,300		380,700	402,900	
120		300,700		381,300	403,500	
121		301,100		381,900	404,100	
122		301,500		382,600	404,800	
123		301,900		383,300	405,500	
124		302,300		383,900	406,100	
125		302,600		384,500	406,700	
126		303,000		385,200		
127		303,400		385,900		
128		303,700		386,500		

129	304,000	387,100
130	304,400	387,800
131	304,800	388,400
132	305,200	389,000
133	305,500	389,600
134	305,900	390,300
135	306,300	390,900
136	306,600	391,500
137	306,900	392,100
138		392,800
139		393,400
140		394,000
141		394,600
142		395,300
143		395,900
144		396,500
145		397,100
146		397,800
147		398,400
148		399,000
149		399,600
150		400,300
151		400,900
152		401,500
153		402,100
154		402,700
155		403,300
156		403,900
157		404,400

備考 1 この表は、医療保護施設等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で市長が指定するものに適用する。

2 この表の 6 級の 1 号給から 89 号給までの括弧内の金額は、6 級の職にある職員で市長が特に必要と認めて指定する職にあるものに適用する。

附則別表第9 技能労務職給料表

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
1	130,900	148,000	214,600	229,100	243,900
2	131,900	149,200	216,200	230,600	246,000
3	132,900	150,400	217,800	232,100	248,000
4	133,800	151,600	219,400	233,500	250,000
5	134,700	152,700	220,900	234,900	252,000
6	135,700	153,900	222,500	236,900	254,000
7	136,700	155,100	224,100	238,900	256,000
8	137,600	156,200	225,700	240,900	258,000
9	138,500	157,300	227,300	242,800	260,000
10	139,500	158,500	229,300	244,800	262,100
11	140,500	159,700	231,300	246,800	264,200
12	141,500	160,900	233,200	248,800	266,200
13	142,400	162,000	235,100	250,700	268,200
14	143,500	163,700	237,100	252,800	270,300
15	144,600	165,300	239,000	254,900	272,400
16	145,600	166,900	240,900	256,900	274,500
17	146,600	168,500	242,800	258,900	276,500
18	147,700	170,200	244,700	261,000	278,600
19	148,800	171,900	246,600	263,100	280,700
20	149,900	173,600	248,500	265,200	282,800
21	150,900	175,300	250,400	267,300	284,900
22	152,100	177,000	252,300	269,500	287,100
23	153,200	178,700	254,200	271,600	289,200
24	154,300	180,400	256,100	273,700	291,300
25	155,400	182,100	257,900	275,800	293,400
26	156,900	183,800	259,800	278,000	295,600
27	158,400	185,500	261,700	280,100	297,700
28	159,900	187,200	263,600	282,200	299,800
29	161,300	188,900	265,500	284,300	301,900
30	163,100	190,600	267,400	286,500	304,100
31	164,900	192,300	269,300	288,600	306,200
32	166,700	194,000	271,200	290,700	308,300
33	168,500	195,700	273,100	292,800	310,400
34	170,200	197,400	275,000	296,000	312,700
35	171,900	199,100	276,900	297,200	315,000
36	173,600	200,800	278,800	299,400	317,200
37	175,300	202,500	280,700	301,500	319,400
38	176,900	204,200	282,600	303,600	321,600
39	178,400	205,900	284,500	305,700	323,800
40	179,900	207,600	286,400	307,700	325,900

41	181,400	209,300	288,200	309,700	328,000
42	182,600	211,000	290,100	311,600	330,100
43	183,800	212,700	292,000	313,500	332,100
44	185,000	214,400	293,900	315,300	334,100
45	186,200	216,100	295,700	317,100	336,100
46	187,400	217,800	297,600	319,000	338,000
47	188,600	219,500	299,500	320,800	339,800
48	189,800	221,200	301,300	322,600	341,600
49	191,000	222,900	303,100	324,400	343,400
50	192,200	224,600	304,900	326,300	345,200
51	193,400	226,300	306,700	328,100	347,000
52	194,600	228,000	308,500	329,900	348,800
53	195,800	229,700	310,300	331,700	350,500
54	197,000	231,400	312,000	333,200	351,700
55	198,200	233,100	313,700	334,600	352,900
56	199,400	234,800	315,400	336,000	354,000
57	200,500	236,500	317,000	337,400	355,100
58	201,700	238,200	318,500	338,500	356,600
59	202,900	239,900	320,000	339,600	358,100
60	204,000	241,600	321,500	340,600	359,600
61	205,100	243,300	322,900	341,600	361,000
62	206,200	245,100	324,300	342,600	362,000
63	207,300	246,800	325,700	343,600	363,000
64	208,300	248,500	327,100	344,600	364,000
65	209,300	250,200	328,500	345,600	364,900
66	210,400	251,900	329,800	346,300	365,800
67	211,400	253,600	331,100	346,900	366,600
68	212,400	255,300	332,400	347,500	367,400
69	213,400	257,000	333,600	348,100	368,200
70	214,400	258,700	334,700	348,800	368,900
71	215,400	260,300	335,800	349,500	369,600
72	216,400	261,900	336,900	350,200	370,300
73	217,400	263,500	337,900	350,900	371,000
74	218,300	264,500	338,600	351,600	371,700
75	219,100	265,500	339,300	352,300	372,400
76	219,900	266,500	340,000	352,900	373,100
77	220,700	267,400	340,600	353,500	373,800
78	221,500	268,400	341,400	354,200	374,500
79	222,300	269,400	342,200	354,900	375,200
80	223,100	270,400	343,000	355,500	375,900
81	223,900	271,300	343,700	356,100	376,500
82	224,700	272,200	344,400	356,800	377,200
83	225,500	273,100	345,000	357,500	377,900
84	226,300	274,000	345,600	358,100	378,600

85	227,100	274,900	346,200	358,700	379,300
86	227,900	275,800	346,800	359,400	380,000
87	228,700	276,700	347,400	360,100	380,700
88	229,500	277,500	348,000	360,700	381,400
89	230,200	278,300	348,500	361,300	382,100
90	231,000	279,200	349,100	362,000	382,800
91	231,800	280,100	349,700	362,600	383,500
92	232,600	280,900	350,300	363,200	384,200
93	233,300	281,700	350,900	363,800	384,900
94	233,900	282,500	351,500	364,500	385,600
95	234,500	283,300	352,000	365,200	386,300
96	235,000	284,100	352,500	365,800	387,000
97	235,500	284,800	353,000	366,400	387,600
98	236,000	285,500	353,600	367,100	388,300
99	236,500	286,200	354,100	367,800	389,000
100	236,900	286,900	354,600	368,400	389,700
101	237,300	287,500	355,100	369,000	390,400
102	237,800	288,200	355,700	369,700	391,100
103	238,200	288,900	356,200	370,400	391,800
104	238,600	289,600	356,700	371,000	392,500
105	239,000	290,200	357,200	371,600	393,200
106	239,500	290,900	357,800	372,300	393,900
107	239,900	291,600	358,300	373,000	394,600
108	240,300	292,200	358,800	373,600	395,300
109	240,700	292,800	359,300	374,200	395,900
110		293,300	359,900	374,900	396,600
111		293,800	360,400	375,500	397,300
112		294,300	360,900	376,100	398,000
113		294,700	361,400	376,700	398,700
114		295,100	362,000	377,400	399,400
115		295,500	362,500	378,100	400,100
116		295,900	363,000	378,700	400,800
117		296,300	363,500	379,300	401,500
118		296,700		380,000	402,200
119		297,100		380,700	402,900
120		297,500		381,300	403,500
121		297,900		381,900	404,100
122		298,300		382,600	404,800
123		298,700		383,300	405,500
124		299,100		383,900	406,100
125		299,500		384,500	406,700
126		299,900		385,200	
127		300,300		385,900	
128		300,700		386,500	

129		301,100		387,100	
130		301,500		387,800	
131		301,900		388,400	
132		302,300		389,000	
133		302,600		389,600	
134		303,000		390,300	
135		303,400		390,900	
136		303,700		391,500	
137		304,000		392,100	
138		304,400		392,800	
139		304,800		393,400	
140		305,200		394,000	
141		305,500		394,600	
142		305,900		395,300	
143		306,300		395,900	
144		306,600		396,500	
145		306,900		397,100	
146				397,800	
147				398,400	
148				399,000	
149				399,600	
150				400,300	
151				400,900	
152				401,500	
153				402,100	
154				402,700	
155				403,300	
156				403,900	
157				404,400	

- 12 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成29年名古屋市条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則別表第1から附則別表第5までを次のように改める。

附則別表第1 教育職給料表(4)

職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	特2級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額
	円	円	円	円	円
1	157,400	173,200	251,200	253,800	366,300
2	158,900	174,900	253,700	256,500	369,400
3	160,400	176,600	256,100	259,100	372,500
4	161,800	178,300	258,500	261,700	375,600
5	163,200	180,000	260,900	264,300	378,700
6	165,000	181,900	263,400	267,000	381,900
7	166,700	183,800	265,900	269,700	385,000
8	168,400	185,700	268,400	272,300	388,100
9	170,100	187,500	270,800	274,900	391,200
10	171,900	189,400	273,500	277,700	393,800
11	173,700	191,300	276,200	280,400	396,400
12	175,500	193,200	278,800	283,100	398,900
13	177,200	195,000	281,400	285,800	401,400
14	179,000	197,000	284,300	288,700	403,200
15	180,800	199,000	287,100	291,600	405,000
16	182,500	200,900	289,900	294,400	406,800
17	184,200	202,800	292,700	297,200	408,500
18	186,000	204,900	295,600	300,100	410,200
19	187,800	207,000	298,400	302,900	411,900
20	189,500	209,100	301,200	305,700	413,600
21	191,200	211,100	304,000	308,500	415,300
22	193,000	213,400	306,800	311,300	416,900
23	194,800	215,700	309,600	314,100	418,400
24	196,500	217,900	312,400	316,900	419,900
25	198,200	220,100	315,200	319,700	421,400
26	199,600	222,400	317,900	322,300	423,100
27	201,000	224,700	320,600	324,900	424,800
28	202,400	226,900	323,300	327,500	426,400
29	203,800	229,100	325,900	330,100	428,000
30	205,400	231,200	328,500	332,700	429,500
31	207,000	233,300	331,100	335,300	431,000
32	208,600	235,300	333,700	337,900	432,500
33	210,100	237,300	336,300	340,500	433,900
34	212,200	239,400	338,900	343,100	434,800
35	214,200	241,500	341,500	345,600	435,700
36	216,200	243,500	344,000	348,100	436,600
37	218,200	245,500	346,500	350,600	437,500
38	220,300	247,600	348,800	352,600	439,000
39	222,400	249,700	351,000	354,600	440,400
40	224,500	251,800	353,200	356,600	441,800

41	226,600	253,800	355,400	358,600	443,200
42	228,800	256,100	357,600	360,600	444,000
43	231,000	258,400	359,800	362,500	444,800
44	233,100	260,600	362,000	364,400	445,500
45	235,200	262,800	364,100	366,300	446,200
46	237,000	265,200	366,100	368,100	447,000
47	238,800	267,600	368,100	369,800	447,700
48	240,500	270,000	370,000	371,500	448,400
49	242,200	272,300	371,900	373,200	449,100
50	243,300	274,900	373,600	374,900	449,900
51	244,400	277,400	375,300	376,600	450,700
52	245,500	279,900	377,000	378,300	451,400
53	246,600	282,400	378,600	380,000	452,100
54	248,100	285,300	380,000	381,300	453,000
55	249,600	288,100	381,400	382,600	453,900
56	251,000	290,900	382,700	383,900	454,800
57	252,400	293,700	384,000	385,200	455,700
58	253,900	296,600	385,200	386,300	456,600
59	255,400	299,400	386,400	387,400	457,500
60	256,900	302,200	387,600	388,500	458,400
61	258,400	305,000	388,800	389,600	459,300
62	260,200	307,800	390,000	390,800	460,200
63	262,000	310,600	391,100	392,000	461,100
64	263,800	313,400	392,200	393,200	462,000
65	265,500	316,100	393,300	394,300	462,900
66	267,100	318,900	394,500	395,700	463,900
67	268,700	321,700	395,600	397,100	464,800
68	270,300	324,400	396,700	398,400	465,700
69	271,900	327,100	397,800	399,700	466,600
70	273,500	329,600	399,000	401,100	467,500
71	275,100	332,100	400,100	402,500	468,400
72	276,700	334,600	401,200	403,900	469,300
73	278,200	337,100	402,300	405,200	470,200
74	279,400	339,800	403,500	406,700	471,100
75	280,500	342,400	404,600	408,200	472,000
76	281,600	345,000	405,700	409,600	472,900
77	282,700	347,600	406,800	411,000	473,800
78	284,100	349,900	407,900	412,500	474,700
79	285,400	352,200	409,000	413,900	475,600
80	286,700	354,500	410,100	415,300	476,500
81	288,000	356,800	411,100	416,700	477,400
82	289,300	359,300	412,100	418,000	478,300
83	290,500	361,800	413,000	419,200	479,200
84	291,700	364,200	413,900	420,400	480,100

85	292,900	366,600	414,800	421,600	481,000
86	294,100	368,600	415,700	422,700	
87	295,300	370,500	416,600	423,800	
88	296,500	372,400	417,400	424,900	
89	297,600	374,300	418,200	426,000	
90	298,800	375,700	418,900	426,800	
91	300,000	377,100	419,600	427,500	
92	301,200	378,500	420,300	428,200	
93	302,400	379,900	420,900	428,900	
94	303,500	381,300	421,600	429,700	
95	304,600	382,700	422,300	430,400	
96	305,600	384,100	422,900	431,100	
97	306,600	385,500	423,500	431,800	
98	306,900	386,700	424,200	432,500	
99	307,200	387,900	424,800	433,200	
100	307,500	389,100	425,400	433,900	
101	307,800	390,300	426,000	434,500	
102	308,200	391,300	426,600	435,200	
103	308,500	392,300	427,200	435,800	
104	308,800	393,200	427,800	436,400	
105	309,100	394,100	428,400	437,000	
106	309,400	395,000	429,000	437,600	
107	309,700	395,900	429,600	438,200	
108	310,000	396,800	430,100	438,700	
109	310,300	397,700	430,600	439,200	
110	310,700	398,500	431,200	439,800	
111	311,100	399,300	431,800	440,400	
112	311,500	400,100	432,300	440,900	
113	311,800	400,900	432,800	441,400	
114	312,000	401,700	433,400	442,000	
115	312,200	402,500	434,000	442,600	
116	312,400	403,300	434,500	443,100	
117	312,500	404,000	435,000	443,600	
118		404,700	435,600	444,200	
119		405,400	436,100	444,800	
120		406,100	436,600	445,300	
121		406,800	437,100	445,800	
122		407,400	437,700	446,400	
123		408,000	438,300	447,000	
124		408,600	438,800	447,500	
125		409,100	439,300	448,000	
126		409,800	439,900	448,600	
127		410,400	440,400	449,200	
128		411,000	440,900	449,700	

129	411,600	441,400	450,200
130	412,200		
131	412,800		
132	413,400		
133	414,000		
134	414,600		
135	415,200		
136	415,800		
137	416,300		
138	416,900		
139	417,500		
140	418,000		
141	418,500		
142	419,100		
143	419,700		
144	420,200		
145	420,700		
146	421,300		
147	421,900		
148	422,400		
149	422,900		
150	423,500		
151	424,100		
152	424,600		
153	425,100		
154	425,700		
155	426,300		
156	426,800		
157	427,300		
158	427,900		
159	428,400		
160	428,900		
161	429,400		
162	430,000		
163	430,500		
164	431,000		
165	431,500		
166	432,100		
167	432,600		
168	433,100		
169	433,600		
170	434,200		
171	434,700		
172	435,200		

173		435,700			
174		436,300			
175		436,800			
176		437,300			
177		437,800			

- 備考 1 この表は、小学校又は中学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭その他市長が指定する職員に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額、この表の額に7,500円をそれぞれ加算して得た額（以下この項において「3級給料月額」という。）とする。ただし、この表の職務の級2級又は特2級から3級となった職員のうち、職務の級3級となった場合に決定される3級給料月額が、職務の級3級となる直前の給料月額に教職調整額を加算して得た額（以下この項において「2級等給料月額」という。）に満たない者の給料月額は、市長が定める間、この表の額に2級等給料月額から職務の級3級となった場合に決定されるこの表の額を減じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。）をそれぞれ加算して得た額とする。

附則別表第2 行政職給料表

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	143,000	158,100	215,700	230,300	245,100	272,500 (311,000)	325,000 (370,600)	394,900	414,200
2	144,100	159,300	217,300	231,800	247,200	274,600 (313,500)	327,800 (373,400)	398,100	417,800
3	145,200	160,500	218,900	233,300	249,200	276,700 (315,900)	330,600 (376,200)	401,300	421,400
4	146,300	161,700	220,500	234,700	251,200	278,700 (318,300)	333,400 (379,000)	404,500	424,900
5	147,300	162,800	222,000	236,100	253,200	280,700 (320,700)	336,100 (381,700)	407,700	428,400
6	148,400	164,500	223,700	238,100	255,300	282,900 (323,200)	338,800 (384,200)	410,800	432,100
7	149,500	166,100	225,300	240,100	257,400	285,100 (325,700)	341,500 (386,700)	413,900	435,800
8	150,600	167,700	226,900	242,100	259,400	287,300 (328,100)	344,200 (389,200)	417,000	439,500
9	151,600	169,300	228,500	244,000	261,400	289,400 (330,500)	346,900 (391,600)	420,100	443,200
10	152,800	171,100	230,500	246,000	263,500	291,700 (332,900)	349,300 (394,100)	423,100	446,900
11	154,000	172,800	232,500	248,000	265,600	293,900 (335,300)	351,700 (396,600)	426,100	450,600
12	155,100	174,500	234,400	250,000	267,600	296,100 (337,600)	354,100 (399,100)	429,100	454,200
13	156,200	176,200	236,300	251,900	269,600	298,300 (339,900)	356,500 (401,500)	432,000	457,800
14	157,700	177,900	238,300	254,000	271,700	300,600 (342,300)	358,800 (403,600)	434,900	461,300
15	159,200	179,600	240,200	256,100	273,800	302,900 (344,700)	361,100 (405,700)	437,800	464,800
16	160,700	181,300	242,100	258,200	275,900	305,200 (347,000)	363,400 (407,800)	440,600	468,300
17	162,100	183,000	244,000	260,300	277,900	307,400 (349,300)	365,600 (409,800)	443,400	471,700
18	163,900	184,700	245,900	262,400	280,100	309,800 (351,600)	367,800 (411,200)	446,300	475,000
19	165,700	186,400	247,800	264,500	282,200	312,200 (353,900)	370,000 (412,600)	449,200	478,300
20	167,500	188,100	249,700	266,600	284,300	314,600 (356,200)	372,200 (414,000)	452,000	481,500
21	169,300	189,800	251,600	268,700	286,400	316,900 (358,400)	374,400 (415,300)	454,800	484,700
22	171,100	191,500	253,600	270,900	288,600	319,300 (360,700)	376,600 (416,700)	457,500	487,800
23	172,800	193,200	255,500	273,000	290,700	321,700 (362,900)	378,700 (418,100)	460,200	490,900
24	174,500	194,900	257,400	275,100	292,800	324,100 (365,100)	380,800 (419,500)	462,800	493,900
25	176,200	196,600	259,300	277,200	294,900	326,400 (367,300)	382,900 (420,800)	465,400	496,900
26	177,800	198,400	261,200	279,400	297,100	328,400 (369,600)	385,000 (422,000)	467,200	500,000
27	179,300	200,100	263,100	281,600	299,200	330,400 (371,900)	387,000 (423,200)	469,000	503,000
28	180,800	201,800	265,000	283,700	301,300	332,400 (374,100)	389,000 (424,400)	470,700	506,000
29	182,300	203,500	266,900	285,800	303,400	334,300 (376,300)	391,000 (425,600)	472,400	509,000
30	183,500	205,300	268,800	288,000	305,600	336,200 (378,500)	392,700 (426,700)	474,200	512,000
31	184,700	207,000	270,700	290,100	307,800	338,100 (380,600)	394,400 (427,800)	476,000	515,000
32	185,900	208,700	272,600	292,200	309,900	340,000 (382,700)	396,000 (428,900)	477,700	517,900
33	187,100	210,400	274,500	294,300	312,000	341,900 (384,800)	397,600 (429,900)	479,400	520,800
34	188,300	212,100	276,400	296,500	314,300	343,900 (386,400)	399,000 (430,700)	480,900	523,800
35	189,500	213,800	278,300	298,700	316,600	345,800 (388,000)	400,400 (431,500)	482,400	526,700
36	190,700	215,500	280,200	300,900	318,900	347,700 (389,600)	401,800 (432,300)	483,800	529,600
37	191,900	217,200	282,100	303,000	321,100	349,600 (391,100)	403,200 (433,100)	485,200	532,500
38	193,100	218,900	284,000	305,100	323,300	351,500 (392,100)	404,500 (433,700)	486,500	535,200
39	194,300	220,600	285,900	307,200	325,500	353,400 (393,100)	405,700 (434,300)	487,800	537,900
40	195,500	222,300	287,800	309,300	327,600	355,300 (394,000)	406,900 (434,900)	489,100	540,600

41	196,700	224,000	289,700	311,300	329,700	357,100 (394,900)	408,100 (435,500)	490,400	543,200
42	197,900	225,800	291,600	313,200	331,800	358,900 (395,600)	408,900 (436,100)	491,500	545,900
43	199,100	227,500	293,500	315,100	333,800	360,600 (396,200)	409,700 (436,700)	492,600	548,500
44	200,300	229,200	295,400	317,000	335,800	362,300 (396,800)	410,400 (437,300)	493,700	551,100
45	201,500	230,900	297,200	318,800	337,800	364,000 (397,400)	411,100 (437,900)	494,800	553,700
46	202,700	232,600	299,100	320,700	339,700	365,800 (398,000)	411,700 (438,500)	495,900	556,200
47	203,900	234,300	301,000	322,500	341,600	367,600 (398,600)	412,300 (439,100)	497,000	558,700
48	205,100	236,000	302,800	324,300	343,400	369,300 (399,200)	412,900 (439,700)	498,100	561,100
49	206,200	237,700	304,600	326,100	345,200	371,000 (399,800)	413,400 (440,300)	499,100	563,500
50	207,300	239,400	306,500	328,000	347,000	372,300 (400,400)	414,000 (440,900)	500,100	566,000
51	208,400	241,100	308,300	329,800	348,800	373,500 (401,000)	414,600 (441,500)	501,100	568,500
52	209,400	242,800	310,100	331,600	350,600	374,700 (401,600)	415,200 (442,100)	502,000	571,000
53	210,400	244,500	311,900	333,400	352,300	375,900 (402,100)	415,700 (442,700)	502,900	573,400
54	211,500	246,300	313,600	334,900	353,500	377,000 (402,700)	416,300 (443,300)	503,800	575,900
55	212,500	248,000	315,300	336,300	354,700	378,100 (403,300)	416,900 (443,900)	504,700	578,300
56	213,500	249,700	317,000	337,700	355,900	379,100 (403,900)	417,500 (444,500)	505,600	580,700
57	214,500	251,400	318,700	339,100	357,000	380,100 (404,400)	418,000 (445,100)	506,500	583,100
58	215,500	253,200	320,200	340,200	357,900	380,800 (405,000)	418,600 (445,700)	507,400	585,500
59	216,500	255,000	321,700	341,300	358,800	381,400 (405,600)	419,200 (446,300)	508,300	587,900
60	217,500	256,700	323,200	342,400	359,700	382,000 (406,200)	419,800 (446,900)	509,200	590,300
61	218,500	258,400	324,600	343,400	360,500	382,600 (406,700)	420,300 (447,500)	510,100	592,700
62	219,400	260,100	326,000	344,400	361,300	383,200 (407,300)	420,900 (448,100)		
63	220,200	261,700	327,400	345,400	362,100	383,800 (407,900)	421,500 (448,700)		
64	221,000	263,300	328,800	346,400	362,900	384,400 (408,500)	422,100 (449,300)		
65	221,800	264,900	330,200	347,400	363,700	384,900 (409,000)	422,600 (449,900)		
66	222,600	265,900	331,500	348,100	364,400	385,500 (409,600)	423,200 (450,500)		
67	223,400	266,900	332,800	348,700	365,000	386,100 (410,200)	423,800 (451,100)		
68	224,200	267,900	334,100	349,300	365,600	386,700 (410,800)	424,400 (451,700)		
69	225,000	268,800	335,300	349,900	366,200	387,200 (411,300)	424,900 (452,300)		
70	225,900	269,800	336,400	350,500	366,900	387,800 (411,900)	425,500 (452,900)		
71	226,700	270,800	337,500	351,100	367,500	388,400 (412,500)	426,100 (453,500)		
72	227,500	271,800	338,600	351,700	368,100	389,000 (413,100)	426,700 (454,100)		
73	228,300	272,700	339,600	352,300	368,700	389,600 (413,600)	427,200 (454,700)		
74	229,100	273,600	340,300	352,900	369,400	390,100 (414,200)	427,800 (455,300)		
75	229,900	274,500	341,000	353,500	370,100	390,700 (414,800)	428,400 (456,000)		
76	230,700	275,400	341,700	354,100	370,700	391,300 (415,400)	429,000 (456,600)		
77	231,400	276,300	342,400	354,700	371,300	391,800 (415,900)	429,600 (457,200)		
78	232,200	277,200	343,000	355,300	372,000	392,400 (416,500)	430,200 (457,800)		
79	233,000	278,100	343,600	355,900	372,600	393,000 (417,100)	430,800 (458,400)		
80	233,800	278,900	344,200	356,500	373,200	393,600 (417,700)	431,400 (459,000)		
81	234,500	279,700	344,800	357,100	373,800	394,100 (418,200)	431,900 (459,600)		
82	235,100	280,600	345,400	357,700	374,500	394,700 (418,800)	432,500		
83	235,700	281,500	346,000	358,300	375,100	395,300 (419,400)	433,100		
84	236,200	282,300	346,600	358,900	375,700	395,900 (420,000)	433,700		

85	236,700	283,100	347,200	359,500	376,300	396,400 (420,500)	434,200
86	237,200	283,900	347,800	360,100	377,000	397,000 (421,100)	434,800
87	237,700	284,700	348,400	360,700	377,600	397,600 (421,700)	435,400
88	238,100	285,500	349,000	361,300	378,200	398,200 (422,300)	436,000
89	238,500	286,300	349,600	361,900	378,800	398,700 (422,800)	436,500
90	239,000	287,000	350,200	362,500	379,500	399,300	437,100
91	239,400	287,700	350,800	363,100	380,100	399,900	437,700
92	239,800	288,400	351,400	363,700	380,700	400,500	438,300
93	240,200	289,000	352,000	364,300	381,300	401,100	438,800
94	240,700	289,700	352,600	364,900	382,000	401,700	439,400
95	241,100	290,400	353,200	365,400	382,600	402,300	440,000
96	241,500	291,100	353,700	365,900	383,200	402,900	440,600
97	241,900	291,700	354,200	366,400	383,800	403,400	441,100
98		292,400	354,800	367,000	384,500	404,000	
99		293,100	355,400	367,500	385,100	404,600	
100		293,700	355,900	368,000	385,700	405,200	
101		294,300	356,400	368,500	386,300	405,700	
102		294,800	357,000	369,100	387,000	406,300	
103		295,300	357,500	369,700	387,600	406,900	
104		295,800	358,000	370,200	388,200	407,500	
105		296,200	358,500	370,700	388,800	408,000	
106		296,600	359,000	371,300	389,500	408,600	
107		297,000	359,500	371,800	390,100	409,200	
108		297,400	360,000	372,300	390,700	409,800	
109		297,800	360,500	372,800	391,300	410,300	
110		298,200	361,000	373,400	391,900	410,900	
111		298,600	361,500	373,900	392,500	411,500	
112		299,000	362,000	374,400	393,100	412,100	
113		299,400	362,500	374,900	393,700	412,600	
114		299,800	363,000	375,500	394,300		
115		300,200	363,500	376,000	394,900		
116		300,600	364,000	376,500	395,500		
117		301,000	364,500	377,000	396,100		
118		301,400	365,000	377,600	396,700		
119		301,800	365,500	378,100	397,300		
120		302,200	366,000	378,600	397,900		
121		302,600	366,500	379,100	398,400		
122		303,000		379,700	399,000		
123		303,400		380,200	399,600		
124		303,800		380,700	400,200		
125		304,100		381,200	400,800		
126		304,500		381,800	401,400		
127		304,900		382,300	402,000		
128		305,300		382,800	402,600		

129	305,600	383,300	403,100
130	306,000	383,900	403,700
131	306,400	384,400	404,300
132	306,800	384,900	404,900
133	307,100	385,400	405,400
134	307,500	386,000	
135	307,900	386,500	
136	308,200	387,000	
137	308,500	387,500	
138	308,900	388,100	
139	309,200	388,600	
140	309,500	389,100	
141	309,800	389,600	
142	310,200	390,200	
143	310,500	390,700	
144	310,800	391,200	
145	311,100	391,700	
146		392,300	
147		392,800	
148		393,300	
149		393,800	
150		394,400	
151		394,900	
152		395,400	
153		395,900	
154		396,500	
155		397,000	
156		397,500	
157		398,000	

- 備考 1 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第22条及び附則第13項に規定する職員を除く。
2 この表の 6級の 1号給から89号給までの括弧内の金額は、6級の職にある職員で市長が特に必要と認めて指定する職にあるものに適用する。
3 この表の 7級の 1号給から81号給までの括弧内の金額は、7級の職にある職員で市長が特に必要と認めて指定する職にあるものに適用する。

附則別表第3 教育職給料表(2)

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
1	158,200	174,000	255,100	378,500
2	159,700	175,800	257,800	381,600
3	161,200	177,500	260,500	384,700
4	162,600	179,200	263,100	387,800
5	164,000	180,900	265,700	390,900
6	165,800	182,800	268,400	394,100
7	167,500	184,700	271,100	397,300
8	169,200	186,600	273,700	400,400
9	170,900	188,400	276,300	403,500
10	172,700	190,300	279,100	406,100
11	174,500	192,200	281,900	408,700
12	176,300	194,100	284,600	411,300
13	178,100	195,900	287,300	413,800
14	179,900	197,900	290,200	415,800
15	181,700	199,900	293,100	417,800
16	183,400	201,900	295,900	419,800
17	185,100	203,800	298,700	421,800
18	186,900	205,900	301,600	423,900
19	188,700	208,000	304,500	425,900
20	190,500	210,100	307,300	427,900
21	192,200	212,200	310,100	429,900
22	194,000	214,500	313,000	431,900
23	195,800	216,800	315,900	433,900
24	197,600	219,000	318,800	435,900
25	199,300	221,200	321,600	437,800
26	200,900	223,500	324,500	439,800
27	202,500	225,800	327,300	441,800
28	204,000	228,000	330,100	443,800
29	205,500	230,200	332,900	445,700
30	207,200	232,300	335,800	447,700
31	208,900	234,400	338,600	449,700
32	210,600	236,500	341,400	451,700
33	212,200	238,500	344,200	453,600
34	214,200	240,600	346,900	455,200
35	216,200	242,700	349,600	456,800
36	218,200	244,700	352,300	458,400
37	220,200	246,700	354,900	460,000
38	222,300	248,800	357,300	460,900
39	224,400	250,900	359,600	461,800
40	226,500	253,000	361,900	462,700

41	228,500	255,100	364,200	463,600
42	230,700	257,400	366,600	464,500
43	232,900	259,700	369,000	465,400
44	235,100	262,000	371,300	466,300
45	237,300	264,200	373,600	467,200
46	239,100	266,600	375,700	468,100
47	240,800	269,000	377,800	469,000
48	242,500	271,400	379,900	469,900
49	244,200	273,700	381,900	470,800
50	245,300	276,300	383,800	471,700
51	246,400	278,800	385,700	472,600
52	247,500	281,300	387,600	473,500
53	248,500	283,800	389,400	474,400
54	250,200	286,700	391,000	475,100
55	251,900	289,600	392,600	475,800
56	253,600	292,400	394,200	476,500
57	255,300	295,200	395,700	477,100
58	256,900	298,100	397,300	477,800
59	258,500	301,000	398,900	478,500
60	260,100	303,800	400,500	479,200
61	261,700	306,600	402,000	479,800
62	263,400	309,400	403,600	480,500
63	265,100	312,200	405,200	481,200
64	266,800	315,000	406,700	481,900
65	268,500	317,800	408,200	482,500
66	270,200	320,600	409,700	483,200
67	271,900	323,400	411,100	483,900
68	273,600	326,200	412,500	484,600
69	275,200	328,900	413,900	485,300
70	276,800	331,700	415,400	485,900
71	278,400	334,500	416,800	486,500
72	280,000	337,300	418,200	487,100
73	281,500	340,000	419,600	487,700
74	282,800	343,000	421,000	488,300
75	284,100	345,900	422,400	488,900
76	285,400	348,800	423,700	489,500
77	286,600	351,700	425,000	490,100
78	288,100	354,400	426,400	
79	289,600	357,100	427,800	
80	291,100	359,800	429,200	
81	292,600	362,500	430,500	
82	294,100	365,200	431,900	
83	295,600	367,900	433,300	
84	297,100	370,600	434,600	

85	298,500	373,300	435,900
86	300,100	375,400	437,300
87	301,600	377,500	438,700
88	303,100	379,600	440,000
89	304,600	381,700	441,300
90	306,100	383,500	442,100
91	307,600	385,300	442,900
92	309,000	387,100	443,600
93	310,400	388,800	444,300
94	312,000	390,600	445,000
95	313,600	392,300	445,700
96	315,200	394,000	446,300
97	316,800	395,700	446,900
98	317,700	397,300	447,600
99	318,600	398,800	448,200
100	319,500	400,300	448,800
101	320,300	401,800	449,400
102	320,900	402,900	449,900
103	321,500	404,000	450,400
104	322,000	405,100	450,900
105	322,500	406,100	451,300
106	323,100	407,200	451,800
107	323,700	408,200	452,300
108	324,200	409,200	452,800
109	324,700	410,200	453,200
110	325,300	410,900	453,700
111	325,900	411,500	454,200
112	326,500	412,100	454,700
113	327,100	412,700	455,100
114	327,600	413,300	455,600
115	328,000	413,900	456,100
116	328,400	414,400	456,600
117	328,800	414,900	457,100
118	329,200	415,500	
119	329,500	416,000	
120	329,800	416,500	
121	330,100	417,000	
122	330,400	417,500	
123	330,700	418,000	
124	331,000	418,500	
125	331,300	419,000	
126	331,700	419,500	
127	332,100	420,000	
128	332,400	420,400	

129	332,700	420,800
130	333,100	421,300
131	333,500	421,800
132	333,900	422,200
133	334,300	422,600
134	334,700	423,100
135	335,100	423,500
136	335,400	423,900
137	335,700	424,300
138		424,800
139		425,200
140		425,600
141		426,000
142		426,500
143		427,000
144		427,400
145		427,800
146		428,300
147		428,700
148		429,100
149		429,500
150		430,000
151		430,400
152		430,800
153		431,200
154		431,700
155		432,100
156		432,500
157		432,900
158		433,400
159		433,800
160		434,200
161		434,600
162		435,100
163		435,500
164		435,900
165		436,300
166		436,800
167		437,200
168		437,600
169		438,000
170		438,500
171		438,900
172		439,300

173		439,700		
174		440,200		
175		440,600		
176		441,000		
177		441,400		

備考 1 この表は、高等学校又は特別支援学校に勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、実習助手その他市長が指定する職員に適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額、この表の額に7,700円をそれぞれ加算して得た額（以下この項において「3級給料月額」という。）とする。ただし、この表の職務の級2級から3級となった職員のうち、職務の級3級となった場合に決定される3級給料月額が、職務の級3級となる直前の給料月額に教職調整額（教育職員の給与等の特別措置に関する条例（昭和47年名古屋市条例第20号）第3条第1項に規定する教職調整額をいう。以下同じ。）を加算して得た額（以下この項において「2級給料月額」という。）に満たない者の給料月額は、市長が定める間、この表の額に2級給料月額から職務の級3級となった場合に決定されるこの表の額を減じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。）をそれぞれ加算して得た額とする。

附則別表第4 教育職給料表(4)

職務の級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
1	158,200	174,000	252,500	255,100	368,200
2	159,700	175,800	255,000	257,800	371,400
3	161,200	177,500	257,500	260,500	374,500
4	162,600	179,200	259,900	263,100	377,600
5	164,000	180,900	262,300	265,700	380,700
6	165,800	182,800	264,800	268,400	383,900
7	167,500	184,700	267,300	271,100	387,000
8	169,200	186,600	269,800	273,700	390,100
9	170,900	188,400	272,200	276,300	393,200
10	172,700	190,300	274,900	279,100	395,800
11	174,500	192,200	277,600	281,900	398,400
12	176,300	194,100	280,200	284,600	401,000
13	178,100	195,900	282,800	287,300	403,600
14	179,900	197,900	285,700	290,200	405,400
15	181,700	199,900	288,600	293,100	407,200
16	183,400	201,900	291,400	295,900	409,000
17	185,100	203,800	294,200	298,700	410,700
18	186,900	205,900	297,100	301,600	412,400
19	188,700	208,000	300,000	304,500	414,100
20	190,400	210,100	302,800	307,300	415,800
21	192,100	212,200	305,600	310,100	417,500
22	193,900	214,500	308,500	313,000	419,100
23	195,700	216,800	311,300	315,800	420,600
24	197,400	219,000	314,100	318,600	422,100
25	199,100	221,200	316,900	321,400	423,600
26	200,600	223,500	319,600	324,000	425,200
27	202,100	225,800	322,300	326,600	426,700
28	203,500	228,000	325,000	329,200	428,200
29	204,900	230,200	327,600	331,800	429,700
30	206,500	232,300	330,200	334,500	431,200
31	208,100	234,400	332,800	337,100	432,700
32	209,700	236,500	335,400	339,700	434,100
33	211,200	238,500	338,000	342,300	435,500
34	213,300	240,600	340,600	344,900	436,300
35	215,300	242,700	343,200	347,400	437,100
36	217,300	244,700	345,800	349,900	437,900
37	219,300	246,700	348,300	352,400	438,600
38	221,400	248,800	350,600	354,500	439,400
39	223,500	250,900	352,900	356,500	440,100
40	225,600	253,000	355,100	358,500	440,800

41	227,700	255,100	357,300	360,500	441,500
42	229,900	257,400	359,500	362,500	442,300
43	232,100	259,700	361,700	364,400	443,000
44	234,300	262,000	363,900	366,300	443,700
45	236,400	264,200	366,000	368,200	444,400
46	238,200	266,600	368,000	370,000	445,200
47	240,000	269,000	370,000	371,800	445,900
48	241,700	271,400	372,000	373,500	446,600
49	243,400	273,700	373,900	375,200	447,300
50	244,500	276,300	375,600	376,900	448,100
51	245,600	278,800	377,300	378,600	448,800
52	246,700	281,300	379,000	380,300	449,500
53	247,800	283,800	380,600	382,000	450,200
54	249,300	286,700	382,000	383,300	450,900
55	250,800	289,600	383,400	384,600	451,600
56	252,300	292,400	384,700	385,900	452,300
57	253,700	295,200	386,000	387,200	452,900
58	255,300	298,100	387,200	388,300	453,600
59	256,800	301,000	388,400	389,400	454,300
60	258,300	303,800	389,600	390,500	455,000
61	259,800	306,600	390,800	391,600	455,600
62	261,600	309,400	391,900	392,700	456,300
63	263,400	312,200	393,000	393,800	457,000
64	265,200	315,000	394,000	394,900	457,700
65	266,900	317,800	395,000	395,900	458,400
66	268,500	320,600	396,000	397,000	459,100
67	270,100	323,400	397,000	398,100	459,800
68	271,700	326,100	398,000	399,100	460,500
69	273,300	328,800	398,900	400,100	461,100
70	274,900	331,300	399,800	401,200	461,700
71	276,500	333,800	400,700	402,200	462,300
72	278,100	336,300	401,600	403,200	462,900
73	279,600	338,800	402,500	404,200	463,500
74	280,800	341,500	403,300	405,300	464,100
75	281,900	344,200	404,100	406,300	464,700
76	283,000	346,800	404,800	407,300	465,300
77	284,100	349,400	405,500	408,300	465,900
78	285,500	351,800	406,300	409,400	466,500
79	286,900	354,100	407,100	410,400	467,100
80	288,200	356,400	407,900	411,400	467,700
81	289,500	358,700	408,600	412,400	468,300
82	290,700	361,200	409,400	413,500	468,900
83	291,900	363,700	410,200	414,500	469,500
84	293,100	366,100	410,900	415,500	470,100

85	294,300	368,500	411,600	416,500	470,700
86	295,500	370,500	412,400	417,500	
87	296,700	372,500	413,200	418,500	
88	297,900	374,400	413,900	419,500	
89	299,100	376,300	414,600	420,500	
90	300,400	377,700	415,300	421,300	
91	301,600	379,100	415,900	422,100	
92	302,800	380,500	416,500	422,800	
93	304,000	381,900	417,100	423,500	
94	305,100	383,300	417,700	424,200	
95	306,200	384,700	418,300	424,900	
96	307,200	386,100	418,900	425,500	
97	308,200	387,500	419,400	426,100	
98	308,500	388,700	420,000	426,800	
99	308,800	389,900	420,500	427,500	
100	309,100	391,000	421,000	428,100	
101	309,400	392,100	421,500	428,700	
102	309,800	393,100	422,000	429,200	
103	310,100	394,100	422,500	429,700	
104	310,400	395,100	422,900	430,200	
105	310,700	396,000	423,300	430,600	
106	311,000	397,000	423,800	431,100	
107	311,300	397,900	424,300	431,600	
108	311,600	398,800	424,700	432,100	
109	311,900	399,700	425,100	432,500	
110	312,300	400,200	425,600	433,000	
111	312,700	400,700	426,100	433,500	
112	313,100	401,200	426,500	434,000	
113	313,400	401,700	426,900	434,400	
114	313,600	402,200	427,400	434,900	
115	313,800	402,700	427,900	435,400	
116	314,000	403,200	428,400	435,900	
117	314,200	403,700	428,800	436,300	
118		404,200	429,300	436,800	
119		404,700	429,800	437,300	
120		405,200	430,200	437,800	
121		405,700	430,600	438,200	
122		406,200	431,100	438,700	
123		406,700	431,600	439,200	
124		407,200	432,000	439,700	
125		407,700	432,400	440,100	
126		408,200	432,900	440,600	
127		408,700	433,400	441,100	
128		409,200	433,800	441,600	

129	409,700	434,200	442,000
130	410,200		
131	410,700		
132	411,200		
133	411,700		
134	412,200		
135	412,700		
136	413,100		
137	413,500		
138	414,000		
139	414,400		
140	414,800		
141	415,200		
142	415,700		
143	416,100		
144	416,500		
145	416,900		
146	417,400		
147	417,800		
148	418,200		
149	418,600		
150	419,100		
151	419,500		
152	419,900		
153	420,300		
154	420,800		
155	421,200		
156	421,600		
157	422,000		
158	422,500		
159	422,900		
160	423,300		
161	423,700		
162	424,200		
163	424,600		
164	425,000		
165	425,400		
166	425,900		
167	426,300		
168	426,700		
169	427,100		
170	427,600		
171	428,100		
172	428,500		

173		428,900			
174		429,400			
175		429,800			
176		430,200			
177		430,600			

- 備考 1 この表は、小学校又は中学校に勤務する校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭その他市長が指定する職員に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額、この表の額に7,500円をそれぞれ加算して得た額（以下この項において「3級給料月額」という。）とする。ただし、この表の職務の級2級又は特2級から3級となった職員のうち、職務の級3級となった場合に決定される3級給料月額が、職務の級3級となる直前の給料月額に教職調整額を加算して得た額（以下この項において「2級等給料月額」という。）に満たない者の給料月額は、市長が定める間、この表の額に2級等給料月額から職務の級3級となった場合に決定されるこの表の額を減じて得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げる。）をそれぞれ加算して得た額とする。

附則別表第5 医療職給料表(2)

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	143,000	158,100	215,700	244,600	261,900	272,500 (311,000)	328,700
2	144,100	159,300	217,300	246,400	264,000	274,600 (313,500)	331,400
3	145,200	160,500	218,900	248,200	266,100	276,700 (315,900)	334,000
4	146,300	161,700	220,500	250,000	268,100	278,700 (318,300)	336,600
5	147,300	162,800	222,000	251,700	270,100	280,700 (320,700)	339,200
6	148,400	164,500	223,700	253,800	272,200	282,900 (323,200)	341,900
7	149,500	166,100	225,300	255,800	274,300	285,100 (325,700)	344,600
8	150,600	167,700	226,900	257,800	276,400	287,300 (328,100)	347,200
9	151,600	169,300	228,500	259,800	278,400	289,400 (330,500)	349,800
10	152,800	171,100	230,500	261,900	280,600	291,700 (332,900)	352,500
11	154,000	172,800	232,500	263,900	282,800	293,900 (335,300)	355,100
12	155,100	174,500	234,400	265,900	284,900	296,100 (337,600)	357,700
13	156,200	176,200	236,300	267,900	287,000	298,300 (339,900)	360,300
14	157,700	177,900	238,300	270,000	289,200	300,600 (342,300)	362,900
15	159,200	179,600	240,200	272,100	291,300	302,900 (344,700)	365,500
16	160,700	181,300	242,100	274,100	293,400	305,200 (347,000)	368,100
17	162,100	183,000	244,000	276,100	295,500	307,400 (349,300)	370,700
18	163,900	184,700	245,900	278,200	297,700	309,800 (351,800)	373,300
19	165,700	186,400	247,800	280,300	299,800	312,200 (353,900)	375,900
20	167,500	188,100	249,700	282,400	301,900	314,600 (356,200)	378,500
21	169,300	189,800	251,600	284,500	304,000	316,900 (358,400)	381,000
22	171,100	191,500	253,600	286,700	306,200	319,300 (360,700)	383,500
23	172,800	193,200	255,500	288,800	308,400	321,700 (362,900)	386,000
24	174,500	194,900	257,400	290,900	310,600	324,100 (365,100)	388,500
25	176,200	196,600	259,300	293,000	312,700	326,400 (367,300)	390,900
26	177,800	198,400	261,200	295,200	315,100	328,400 (369,600)	393,300
27	179,300	200,100	263,100	297,400	317,400	330,400 (371,900)	395,700
28	180,800	201,800	265,000	299,600	319,700	332,400 (374,100)	398,100
29	182,300	203,500	266,900	301,700	322,000	334,300 (376,300)	400,500
30	183,500	205,300	268,800	303,800	324,200	336,200 (378,500)	402,500
31	184,700	207,000	270,700	305,900	326,400	338,100 (380,600)	404,500
32	185,900	208,700	272,600	308,000	328,600	340,000 (382,700)	406,400
33	187,100	210,400	274,500	310,100	330,700	341,900 (384,800)	408,300
34	188,300	212,100	276,400	312,100	332,800	343,900 (386,400)	409,700
35	189,500	213,800	278,300	314,000	334,900	345,800 (388,000)	411,100
36	190,700	215,500	280,200	315,900	336,900	347,700 (389,600)	412,500
37	191,900	217,200	282,100	317,800	338,900	349,600 (391,100)	413,900
38	193,100	218,900	284,000	319,600	340,800	351,500 (392,100)	415,100
39	194,300	220,600	285,900	321,400	342,700	353,400 (393,100)	416,300
40	195,500	222,300	287,800	323,200	344,600	355,300 (394,000)	417,500

41	196,700	224,000	289,700	325,000	346,400	357,100 (394,900)	418,600
42	197,900	225,800	291,600	326,400	348,000	358,900 (395,600)	419,400
43	199,100	227,500	293,500	327,800	349,600	360,600 (396,200)	420,200
44	200,300	229,200	295,400	329,200	351,100	362,300 (396,800)	421,000
45	201,500	230,900	297,200	330,600	352,600	364,000 (397,400)	421,700
46	202,700	232,600	299,100	331,900	353,800	365,800 (398,000)	422,500
47	203,900	234,300	301,000	333,200	355,000	367,600 (398,600)	423,300
48	205,100	236,000	302,800	334,500	356,200	369,300 (399,200)	424,100
49	206,200	237,700	304,600	335,800	357,300	371,000 (399,800)	424,800
50	207,300	239,400	306,500	337,100	358,300	372,300 (400,400)	425,600
51	208,400	241,100	308,300	338,400	359,300	373,500 (401,000)	426,400
52	209,400	242,800	310,100	339,700	360,300	374,700 (401,600)	427,200
53	210,400	244,500	311,900	341,000	361,200	375,900 (402,100)	428,000
54	211,500	246,300	313,600	342,100	362,200	377,000 (402,700)	428,800
55	212,500	248,000	315,300	343,200	363,200	378,100 (403,300)	429,600
56	213,500	249,700	317,000	344,300	364,100	379,100 (403,900)	430,400
57	214,500	251,400	318,700	345,300	365,000	380,100 (404,400)	431,100
58	215,500	253,200	320,200	346,300	365,800	380,800 (405,000)	431,900
59	216,500	255,000	321,700	347,300	366,600	381,400 (405,600)	432,700
60	217,500	256,700	323,200	348,300	367,400	382,000 (406,200)	433,500
61	218,500	258,400	324,600	349,200	368,200	382,600 (406,700)	434,200
62	219,400	260,100	326,000	350,100	369,100	383,200 (407,300)	435,000
63	220,200	261,700	327,400	351,000	369,900	383,800 (407,900)	435,800
64	221,000	263,300	328,800	351,900	370,700	384,400 (408,500)	436,600
65	221,800	264,900	330,200	352,700	371,500	384,900 (409,000)	437,300
66	222,600	266,900	331,500	353,500	372,300	385,500 (409,600)	438,100
67	223,400	266,900	332,800	354,300	373,100	386,100 (410,200)	438,900
68	224,200	267,900	334,100	355,000	373,900	386,700 (410,800)	439,700
69	225,000	268,800	335,300	355,700	374,700	387,200 (411,300)	440,400
70	225,900	269,800	336,400	356,400	375,500	387,800 (411,900)	441,200
71	226,700	270,800	337,500	357,100	376,300	388,400 (412,500)	442,000
72	227,500	271,800	338,600	357,700	377,000	389,000 (413,100)	442,800
73	228,300	272,700	339,600	358,300	377,700	389,500 (413,600)	443,500
74	229,100	273,600	340,300	359,000	378,400	390,100 (414,200)	444,300
75	229,900	274,500	341,000	359,700	379,100	390,700 (414,800)	445,100
76	230,700	275,400	341,700	360,300	379,800	391,300 (415,400)	445,800
77	231,400	276,300	342,400	360,900	380,400	391,800 (415,900)	446,500
78	232,200	277,200	343,000	361,600	381,100	392,400 (416,500)	447,300
79	233,000	278,100	343,600	362,300	381,800	393,000 (417,100)	448,100
80	233,800	278,900	344,200	362,900	382,400	393,600 (417,700)	448,800
81	234,500	279,700	344,800	363,500	383,000	394,100 (418,200)	449,500
82	235,100	280,600	345,400	364,200	383,700	394,700 (418,800)	450,300
83	235,700	281,500	346,000	364,900	384,400	395,300 (419,400)	451,000
84	236,200	282,300	346,600	365,500	385,000	395,900 (420,000)	451,700

85	236,700	283,100	347,200	366,100	385,600	396,400 (420,500)	452,400
86	237,200	283,900	347,800	366,800	386,300	397,000 (421,100)	
87	237,700	284,700	348,400	367,500	386,900	397,600 (421,700)	
88	238,100	285,500	349,000	368,100	387,500	398,200 (422,300)	
89	238,500	286,300	349,600	368,700	388,100	398,700 (422,800)	
90	239,000	287,000	350,200	369,400	388,800	399,300	
91	239,400	287,700	350,800	370,100	389,400	399,900	
92	239,800	288,400	351,400	370,800	390,000	400,500	
93	240,200	289,000	352,000	371,400	390,600	401,100	
94	240,700	289,700	352,600	372,100	391,300	401,700	
95	241,100	290,400	353,200	372,800	391,900	402,300	
96	241,500	291,100	353,700	373,400	392,500	402,900	
97	241,900	291,700	354,200	374,000	393,100	403,400	
98		292,400	354,800	374,700	393,700	404,000	
99		293,100	355,400	375,400	394,300	404,600	
100		293,700	355,900	376,000	394,900	405,200	
101		294,300	356,400	376,600	395,400	405,700	
102		294,800	357,000	377,300	396,000	406,300	
103		295,300	357,500	377,900	396,600	406,900	
104		295,800	358,000	378,500	397,200	407,500	
105		296,200	358,500	379,100	397,700	408,000	
106		296,600	359,000	379,800	398,300	408,600	
107		297,000	359,500	380,400	398,900	409,200	
108		297,400	360,000	381,000	399,500	409,800	
109		297,800	360,500	381,600	400,100	410,300	
110		298,200	361,000	382,300	400,700	410,900	
111		298,600	361,500	382,900	401,300	411,500	
112		299,000	362,000	383,500	401,900	412,100	
113		299,400	362,500	384,100	402,400	412,600	
114		299,800	363,000	384,700	403,000		
115		300,200	363,500	385,300	403,600		
116		300,600	364,000	385,900	404,200		
117		301,000	364,500	386,400	404,700		
118		301,400		387,000			
119		301,800		387,600			
120		302,200		388,200			
121		302,600		388,700			
122		303,000		389,300			
123		303,400		389,900			
124		303,800		390,500			
125		304,100		391,000			
126		304,500		391,600			
127		304,900		392,200			
128		305,300		392,800			

129		305,600		393,300			
130		306,000		393,900			
131		306,400		394,500			
132		306,800		395,100			
133		307,100		395,600			
134		307,500		396,200			
135		307,900		396,800			
136		308,200		397,400			
137		308,500		397,900			
138				398,500			
139				399,100			
140				399,700			
141				400,300			
142				400,900			
143				401,500			
144				402,100			
145				402,600			

備考 1 この表は、医療保護施設等に勤務する薬剤師、管理栄養士、診療放射線技師その他の職員で市長が指定するものに適用する。
2 この表の 6級の 1号給から89号給までの括弧内の金額は、6級の職にある職員で市長が特に必要と認めて指定する職にあるものに適用する。

(職員の勤務時間及び休暇に関する条例の一部改正)

- 13 職員の勤務時間及び休暇に関する条例の一部を次のように改正する。

第14条の2第1項中「職員が」の次に「要介護者(」を、「もの」の次に「をいう。以下同じ。)」を、「するため、」の次に「任命権者が、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において」を加え、同条第2項中「人事委員会規則で定めるところにより、6月以内」を「指定期間内」に改める。

第17条中「事項」の次に「(前条に規定する事項を除く。)」を加え、同条を第18条とし、第16条の次に次の1条を加える。

(臨時的任用職員の勤務時間及び休暇)

第17条 臨時的に任用される職員の勤務時間及び休暇に関する事項については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、市長が定める。

(職員の勤務時間及び休暇に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 14 改正後勤務時間条例第14条の2の規定は、一部施行日以後に新たに指定する期間に係る介護休暇について適用する。

(職員の定年等に関する条例の一部改正)

- 15 職員の定年等に関する条例(昭和58年名古屋市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第3条ただし書中「別表に掲げる施設等において医療業務に従事する」を削り、「歯科医師」の次に「で市長が指定するもの」を加える。

別表を削る。

(職員退職手当条例の一部改正)

- 16 職員退職手当条例(昭和31年名古屋市条例第20号)の一部を次のように改正する。

附則第15項中「100分の87」を「100分の83.7」に改める。

(職員退職手当条例の一部改正に伴う経過措置)

- 17 前項の規定による改正後の職員退職手当条例附則第15項の規定の適用につ

いては、同項中「100分の83.7」とあるのは、平成30年3月31日においては、「100分の85.35」とする。

(理 由)

この案を提出したのは、本市人事委員会の職員の給与に関する勧告を踏まえつつ、国及び他の地方公共団体の職員の給与との均衡等を考慮して本市職員の給与の改定等を行う必要があるによる。

(参 考)

新 旧 对 照 (改正案)
改正案前

1 職員の給与に関する条例（抜すい（第1条に係る部分に限る。））

(初任給調整手当)

第11条の2 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、第1号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、第2号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から10年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日（第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては、採用後市長が定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

(1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充

が困難であると認められる職で市長の定めるもの 月額 $\frac{184,500 \text{ 円}}{184,300 \text{ 円}}$

(2) } (略)
(3) }

$$\left. \begin{array}{l} 2 \\ 3 \end{array} \right\} \text{ (略)}$$

(勤勉手当)

第20条の2 (略)

2 (略)

3 前項第1号の勤勉手当基礎額に乘じる_____割合は、6月
 _____支給する時期ごとの
 _____支給する場合においては、12月に支給する場合においては100分
 _____100分の85_____

の95
—— (特定管理職員にあっては—— 6月に支給する場合においては 100分の

105、12月に支給する場合においては100分の115、指定職給料表の適用を受ける職員にあっては6月に支給する場合においては1,000分の925、12月に支給する場合においては1,000分の975)とする。

4 第2項第2号の勤勉手当基礎額に乗じる $\frac{\text{支給する時期ごとの}}{\text{6月}}$ 割合は、 $\frac{\text{6月}}{\text{支給する時期ごとの}}$ に支給する場合においては100分の40、12月に支給する場合においては100分の45(特定管理職員にあっては、 $\frac{\text{6月に支給する場合においては}}{\text{100分の50}}$ 、12月に支給する場合においては100分の55)とする。

5 }
6 } (略)

(特定の職員についての適用除外)

第20条の8 (略)

2 (略)

3 第6条第2項から第9項まで、第9条、第10条、第10条の3及び第11条の2の規定は、再任用職員には適用しない。

2 職員の給与に関する条例(抜すい(第2条に係る部分に限る。))

第12条の30 (略)

2 前項の特殊勤務手当の額は、同項第1号から第3号までに掲げる業務に従事した場合にあっては勤務1時間につき1,125円、同項第4号から第7号までに掲げる業務に従事した場合にあっては日額 $\frac{5,100 \text{ 円}}{4,250 \text{ 円}}$ を超えない範囲内で市長が定める額とする。

3 (略)

(宿日直手当)

第18条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき $\frac{6,200 \text{ 円}}{4,400 \text{ 円}}$ (入

院患者の病状の急変に対処するための医師の宿日直勤務にあつては 26,500 円、市長が定めるその他特殊な業務を主として行う宿日直勤務にあつては 6,400 円) を超えない範囲内において市長が人事委員会の承認を得て定める額を宿日直手当として支給する。

2 (略)

(勤勉手当)

第20条の2 (略)

2 (略)

3 前項第1号の勤勉手当基礎額に乘じる $\frac{\text{支給する時期ごとの}}{6 \text{ 月に}}$ 割合は、 $\frac{100 \text{ 分}}{6 \text{ 月に}}$

の90

支給する場合においては 100 分の85、12月に支給する場合においては 100 分

$\frac{100 \text{ 分の } 110}{6 \text{ 月に支給する場合においては } 100 \text{ 分の } 95}$ (特定管理職員にあつては

105、12月に支給する場合においては 100 分の 115

受ける職員にあつては $\frac{100 \text{ 分の } 95}{6 \text{ 月に支給する場合においては } 1,000 \text{ 分の } 925}$ 、12月

に支給する場合においては 1,000 分の 975) とする。

4 第2項第2号の勤勉手当基礎額に乘じる $\frac{\text{支給する時期ごとの}}{6 \text{ 月に}}$ 割合は、 $\frac{1,000 \text{ 分の } 425}{6 \text{ 月に}}$

1,000 分の 425

に支給する場合においては 100 分の40、12月に支給する場合においては 100

$\frac{1,000 \text{ 分の } 525}{6 \text{ 月に支給する場合においては } 100 \text{ 分の } 45}$ (特定管理職員にあつては、

50、12月に支給する場合においては 100 分の55) とする。

5 } (略)
6 }

(臨時的任用職員の給与)

第22条 (略)

- 2 臨時的に任用される職員（小学校、中学校、高等学校、特別支援学校又は幼稚園に勤務する教員（第5項において「小学校等教員」という。）を除く。次項及び第4項において同じ。）の給料は、勤務1時間当たり $\frac{1,240 \text{ 円}}{1,235 \text{ 円}}$ を超えない範囲内において、その者の職務の内容及び年齢に応じて市長が定める。

3 }
4 } (略)
5 }

附 則

1 }
5 } (略)
17 }

- 18 第11条の2第1項第1号及び第2号の規定により支給する初任給調整手当の額は、人材確保のため特に必要があると市長が認めるときは、同項第1号及び第2号の規定による額に $\frac{66,400 \text{ 円}}{66,300 \text{ 円}}$ を超えない範囲内で市長が定める額を加算した額とすることができる。

- 19 再任用職員の給料月額、第5条、第6条及び別表第7の規定にかかわらず、当分の間、これらの規定の適用により定められる額から当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に掲げる割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、この条例に規定する手当の額の算定の基礎となる給料月額及び1時間当たりの給与額の算定の基礎となる給料月額（第14条の規定により減額する場合のその算定の基礎となるものを除く。）は、第5条、第6条及び別表第7の規定により定められる額とする。

- (1) 再任用職員でその職務の級が9級であるもの $\frac{1,000 \text{ 分の } 298}{1,000 \text{ 分の } 291}$

(2) 再任用職員でその職務の級が 8 級であるもの	$\frac{100 \text{ 分の } 18}{1,000 \text{ 分の } 174}$
(3) 再任用職員でその職務の級が 7 級であるもの	$\frac{1,000 \text{ 分の } 115}{1,000 \text{ 分の } 109}$

別表第 8 級別基準職務表

1 }
5 } (略)
5 }

6 医療職給料表 (1) 級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
(略)	
2 級	厚生院附属病院の部長若しくは副部長、 <u>保健福祉セン</u> <u>保健所</u> ター ——の長、課長若しくは主幹又は係長若しくは主査の職務
3 級	——衛生研究所の長若しくは副所長又は厚生院附属 参事、 病院の長若しくは副病院長の職務
(略)	

7 }
5 } (略)
9 }

3 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（抜すい（附則第 6 項に係る部分に限る。））

（給与条例の適用除外等）

第 6 条 （略）

2 特定任期付職員に対する給与条例第 2 条第 1 項、第 4 条第 1 項、第 19 条の 2 第 1 項、第 20 条第 3 項、第 21 条の 2 及び第 22 条の 2 の規定の適用について

は、第2条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成15年名古屋市条例第3号。以下「任期付職員条例」という。）第5条の規定」と、第4条第1項中「災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）」とあるのは「災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）並びに任期付職員条例に定める特定任期付職員業績手当」と、第19条の2第1項中「又は指定職給料表の適用を受ける職員」とあるのは「、指定職給料表の適用を受ける職員又は任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第1項に規定する企業職員

を除く。以下「特定任期付職員」という。）」と、第20条第3項中「ある職員（」とあるのは「ある職員（特定任期付職員を除く。）と、1,000分の

割合は、6
775

月に支給する場合においては1,000分の1,225、12月に支給する場合におい

ては1,000分の1,375（市長の定める管理又は監督の地位にある職員（以下

「特定管理職員」という。）にあっては6月に支給する場合においては

1,000分の1,025、12月に支給する場合においては1,000分の1,175」とあ

るのは「1,000分の775、特定任期付職員にあっては6月に支給する場合に
支給する時期ごとの割合は、

においては1,000分の1,625、12月に支給する場合においては1,000分の

1,675」と、第21条の2中「この条例」とあるのは「この条例及び任期付職員条例」と、第22条の2中「勤勉手当を除き、この条例」とあるのは「任期付職員条例に定める特定任期付職員業績手当を除き、この条例及び任期付職員条例」とする。

4 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（抜すい（附則第7項に係る部分に限る。））

（給与条例の適用除外等）

第6条 （略）

2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第4条第1項、第19条の2第1項、第20条第3項、第21条の2及び第22条の2の規定の適用については、第2条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成15年名古屋市条例第3号。以下「任期付職員条例」という。）第5条の規定」と、第4条第1項中「災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）」とあるのは「災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）並びに任期付職員条例に定める特定任期付職員業績手当」と、第19条の2第1項中「又は指定職給料表の適用を受ける職員」とあるのは「、指定職給料表の適用を受ける職員又は任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第1項に規定する企業職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）」と、第20条第3項中「ある職員（）」とあるのは「ある職員（特定任期付職員を除く。）」と、「1,000分の775」とあるのは「1,000分の775、特定任期付職員にあっては $\frac{\text{支給する時}}{6 \text{ 月に支給}}$ 期ごとに100分の165
する場合においては1,000分の1,625、12月に支給する場合においては
—————」と、第21条の2中「この条例」とあるのは「この条例及
1,000分の1,675
び任期付職員条例」と、第22条の2中「勤勉手当を除き、この条例」とあるのは「任期付職員条例に定める特定任期付職員業績手当を除き、この条例及び任期付職員条例」とする。

5 特別職に属する職員の給与に関する条例（抜すい（附則第8項に係る部分

に限る。))

(手当)

第3条 (略)

- 2 給与条例第20条及び第20条の3から第20条の5までの規定は、前条第1号、第2号及び第4号から第6号までに掲げる職員（同条第4号から第5号までに掲げる職員にあっては、給料月額を給与条例別表第6指定職給料表の適用を受ける職員の号給の例に準じて定められた者に限る。）に対する期末手当の支給について準用する。この場合において、給与条例第20条第3項中「1,000分の1,225」とあるのは「100分の155」と、「1,000分の1,375」とあるのは「 $\frac{100 \text{ 分の } 175}{100 \text{ 分の } 170}$ 」と、給与条例第20条第5項中「職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「職員が受けるべき給料及び地域手当の月額の合計額に100分の120を乗じて得た額に給料の月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額」と読み替えるものとする。

3 }
4 } (略)

- 6 特別職に属する職員の給与に関する条例（抜すい（附則第9項に係る部分に限る。))

(手当)

第3条 (略)

- 2 給与条例第20条及び第20条の3から第20条の5までの規定は、前条第1号、第2号及び第4号から第6号までに掲げる職員（同条第4号から第5号までに掲げる職員にあっては、給料月額を給与条例別表第6指定職給料表の適用を受ける職員の号給の例に準じて定められた者に限る。）に対する期末手当の支給について準用する。この場合において、給与条例第20条第3項中「1,000分の1,225」とあるのは「 $\frac{1,000 \text{ 分の } 1,575}{100 \text{ 分の } 155}$ 」と、「1,000分の

1,375」とあるのは「 $\frac{1,000 \text{ 分の } 1,725}{100 \text{ 分の } 175}$ 」と、給与条例第20条第5項中「職

員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは「職員が受けるべき給料及び地域手当の月額の合計額に100分の120を乗じて得た額に給料の月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額」と読み替えるものとする。

3 } (略)
4 }

7 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成26年名古屋市条例第26号）抜すい

附 則

1 (略)

(経過措置)

2 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）第3条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）附則第19条（同法附則第19条の2の規定により読み替える場合を含む。）に規定する退職共済年金を支給する年齢に達した日の属する年度の翌年度以後の期間における職員に対するこの条例による改正後の職員の給与に関する条例（以下「改正後条例」という。）第5条第1項第2号及び附則第19項の規定の適用については、改正後条例第5条第1項第2号中「別表第7」とあるのは「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成26年名古屋市条例第26号）附則別表」と、改正後条例附

則第19項第1号中「 $\frac{1,000 \text{ 分の } 298}{1,000 \text{ 分の } 291}$ 」とあるのは「 $\frac{1,000 \text{ 分の } 236}{1,000 \text{ 分の } 229}$ 」と、同

項第2号中「 $\frac{100 \text{ 分の } 18}{1,000 \text{ 分の } 174}$ 」とあるのは「 $\frac{1,000 \text{ 分の } 113}{1,000 \text{ 分の } 107}$ 」と、同項第3

号中「 $\frac{1,000 \text{ 分の } 115}{1,000 \text{ 分の } 109}$ 」とあるのは「 $\frac{1,000 \text{ 分の } 46}{100 \text{ 分の } 4}$ 」とする。

8 職員の勤務時間及び休暇に関する条例（抜すい）

（介護休暇）

第14条の2 介護休暇は、職員が~~要介護者（~~配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他人事委員会規則で定める者で負傷又は疾病その他人事委員会規則で定める事由により日常生活を営むのに支障があるもの~~をいう。以下同じ。）~~の介護をするため、任命権者が、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において~~勤務しないことが相当であると認められる場合に~~おける休暇とする。

2 介護休暇の期間は、指定期間内~~人事委員会規則で定めるところにより、6月以内~~において必要と認められる期間とする。

（臨時的任用職員の勤務時間及び休暇）

第17条 臨時的に任用される職員の勤務時間及び休暇に関する事項については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、市長が定める。

（委任規定）

第18条 この条例施行に関し必要な事項~~（前条に規定する事項を除く。）~~は、
第17条 人事委員会規則で定める。

9 職員の定年等に関する条例（抜すい）

（定年）

第3条 職員の定年は、年齢60年とする。ただし、別表に掲げる施設等において市長が指定するもの
医師及び歯科医師で医療業務に従事するの定年は、年
齢65年とする。

別表

- | | |
|---|----------------------------|
| 1 | 身体障害者更生相談所、精神保健福祉センター及び厚生院 |
| 2 | ひばり荘及びあけぼの学園 |
| 3 | 保健所 |
| 4 | 市立病院 |
| 5 | その他医療業務を担当する部署等のある施設等 |

10 職員退職手当条例（抜すい）

附 則

- 1 }
5 } (略)
14 }

15 退職した者又は死亡した者に対する退職手当の基本額は、当分の間、第4
条、第6条及び第6条の2の規定により計算した額にそれぞれ $\frac{100 \text{ 分の } 83.7}{100 \text{ 分の } 87}$
を乗じて得た額とする。

名古屋市アセットマネジメント基金条例の制定について

名古屋市アセットマネジメント基金条例を次のとおり定めるものとする。

平成30年 2 月19日提出

名古屋市長 河 村 た かし

名古屋市アセットマネジメント基金条例

(設置の目的)

第1条 アセットマネジメントの推進を図るため、名古屋市アセットマネジメント基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、歳入歳出予算に定めるところによる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(益金の処理)

第4条 基金から生じる収益は、この基金に編入するものとする。

(処分)

第5条 基金は、アセットマネジメントの推進に要する費用の財源に充てる場合
に限り、これを処分することができる。

(運用)

第6条 市長は、必要があると認めるときは、基金に属する現金を確実な繰戻
しの方法、期間及び利率を定めて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(理 由)

この案を提出したのは、名古屋市アセットマネジメント基金を設置する必要
があるによる。

(参 考)

参 照 条 文

地方自治法（昭和22年法律第67号）抜すい

(基金)

第 241 条 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。

2 基金は、これを前項の条例で定める特定の目的に応じ、及び确实かつ効率的に運用しなければならない。

3 第1項の規定により特定の目的のために財産を取得し、又は資金を積み立てるための基金を設けた場合においては、当該目的のためでなければこれを処分することができない。

4 基金の運用から生ずる収益及び基金の管理に要する経費は、それぞれ毎会計年度の歳入歳出予算に計上しなければならない。

5 }
6 } (略)

7 基金の管理については、基金に属する財産の種類に応じ、収入若しくは支出の手續、歳計現金の出納若しくは保管、公有財産若しくは物品の管理若しくは処分又は債権の管理の例による。

8 第2項から前項までに定めるもののほか、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、条例でこれを定めなければならない。

平成30年第52号議案

名古屋市介護保険条例の一部改正について

名古屋市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり定めるものとする。

平成30年 2月19日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市介護保険条例の一部を改正する条例

名古屋市介護保険条例（平成12年名古屋市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第6条の2第1項中「及び法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者」を削り、同条第3項中「第49条の2」を「第49条の2第1項」に改め、「及び法第59条の2に規定する居宅要支援被保険者」を削り、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 法第49条の2第2項に規定する要介護被保険者について第2項の規定を適用する場合においては、同項の規定中「100分の90」とあるのは、「100分の70」とする。

第6条の3第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 市長が、災害その他の規則で定める特別の事情があることにより、配食サービスに必要な費用を負担することが困難であると認めた特別給付対象者が

受ける配食サービスについて前条第 4 項の規定を適用する場合においては、同項の規定中「100分の70」とあるのは、「100分の70を超え100分の100以下の範囲内において規則で定める割合」とする。

第 7 条第 1 項中「平成27年度」を「平成30年度」に、「平成29年度」を「平成32年度」に改め、同項第 1 号及び第 2 号中「31,829円」を「34,514円」に改め、同項第 3 号中「45,974円」を「49,853円」に改め、同項第 4 号中「53,047円」を「57,522円」に改め、同項第 5 号中「60,120円」を「65,192円」に改め、同項第 6 号中「70,729円」を「76,696円」に改め、同項第 7 号中「74,266円」を「80,531円」に改め、同号アを次のように改める。

ア 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額（令第38条第 1 項第 1 号ハに規定する合計所得金額をいう。以下同じ。）が80万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

第 7 条第 1 項第 8 号中「77,802円」を「84,366円」に改め、同号ア中「合計所得金額」を「当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額」に改め、同項第 9 号中「88,412円」を「95,870円」に改め、同号ア中「合計所得金額」を「当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額」に改め、同項第10号中「106,094円」を「115,044円」に改め、同号ア中「合計所得金額」を「当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額」に改め、同項第11号中「120,240円」を「130,384円」に改め、同号ア中「合計所得金額」を「当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額」に改め、同項第12号中「134,386円」を「145,723円」に改め、同号ア中「合計所得金額」を「当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額」に改め、同項第13号中「148,531円」を「161,062円」に改め、同号ア中「合計所得金額」を「当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額」に改め、同項第14号中「162,677円」を「176,401円」に改め、同号ア中「合計所得金額」を「当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額」に改め、同項第15号中「176,823円」を「191,740円」に改め、同条第 2 項各号列記以外の部分中「第 7 条第 1 項第 1 号」を「前項第 1 号」に改め、同項第 1 号中「第 7 条第 1 項第 1 号」を「前項第 1 号」に、「3,537円」を「3,835円」に改め、同項第 2 号中「第 7 条第 1 項第 2 号」を「前項第 2 号」に、「3,537円」を「3,835円」に

改める。

第8条中「（以下この条において「前年度分」という。）」を削り、「地方税法」の次に「（昭和25年法律第226号）」を加え、「前年度分の市町村民税に係る」を「当該保険料の賦課期日の属する年の前々年の」に、「及び所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第2項第1号」を「、所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第2項第1号に掲げる金額及び同号」に改める。

第18条第1項の表9の項中「介護老人保健施設」という。）の次に「又は同条第29項に規定する介護医療院（以下「介護医療院」という。）」を、「24の項」の次に「又は24の2の項」を加え、同表中

「

23	介護老人福祉施設に係る指定の申請	45,000円
24	介護老人保健施設に係る開設の許可の申請	

」

を

「

23	介護老人福祉施設に係る指定の申請	45,000円
24	介護老人保健施設に係る開設の許可の申請	
24 の 2	介護医療院に係る開設の許可の申請	

」

に改め、同表31の項中「介護老人保健施設」の次に「又は介護医療院」を、「24の項」の次に「又は24の2の項」を加え、同表中

「

38	地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第11条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第5条の規定による改正前の介護保険法（以下「旧介護保険法」という。）第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護（以下「介護予防訪問介護」という。）に係る事業者の指定の申請（介護予防訪問介護を訪問介護又は定期巡回・随時対応型訪問介護看護と一体的に行うために1の項又は13の項の申請と同時にを行う申請を除く。）
39	旧介護保険法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護（以下「介護予防通所介護」という。）に係る事業者の指定の申請（介護予防通所介護を通所介護又は地域密着型通所介護と一体的に行うために6の項又は15の項の申請と同時にを行う申請を除く。）

を

」

「

38	削除
39	削除

に改め、

」

同表48の項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を、「63の項」の次に「、63の2の項」を加え、同表中

「

63	介護老人保健施設に係る許可の更新の申請
----	---------------------

を

」

「

63	介護老人保健施設に係る許可の更新の申請
63 の 2	介護医療院に係る許可の更新の申請

に改め、

」

同表71の項中「介護老人保健施設」の次に「、介護医療院」を、「63の項」の次に「、63の 2の項」を加え、同表78の項及び79の項を削る。

第21条中「第 1号被保険者」を「被保険者」に改める。

第22条中「介護給付費納付金」を「納付金」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成30年 4月 1日から施行する。ただし、第 6条の 2第 3項の改正規定（「第49条の 2」を「第49条の 2第 1項」に改める部分に限る。）、同条中第 5項を第 6項とし、第 4項を第 5項とし、第 3項の次に 1項を加える改正規定及び第 6条の 3の改正規定は、同年 8月 1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の名古屋市介護保険条例の規定中保険料に関する部分は、平成30年度分の保険料から適用し、平成29年度分以前の保険料については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（理 由）

この案を提出したのは、平成30年度から平成32年度までの保険料の額を定める等の必要があるによる。

(参考 1)

新 旧 対 照 (改正案)
(現 行)

名古屋市介護保険条例 (抜粋)

(市特別給付)

第 6 条の 2 本市は、法第 62 条の規定に基づき、法第 41 条第 1 項に規定する居宅要介護被保険者及び法第 53 条第 1 項に規定する居宅要支援被保険者 (以下「特別給付対象者」という。) が、市長が指定する者 (以下「指定特別給付事業者」という。) から生活援助型配食サービス (特別給付対象者の居宅に食事を配送し、及び安否の確認を行うサービスをいう。以下「配食サービス」という。) を受けたときは、当該特別給付対象者に対し、当該配食サービスに要した費用について、配食サービス費を支給する。

2 (略)

3 法第 49 条の 2 第 1 項 に規定する要介護被保険者 及び法第 59 条の 2 に規定する居宅要支援被保険者 について前項の規定を適用する場合においては、同項の規定中「100 分の 90」とあるのは、「100 分の 80」とする。

4 法第 49 条の 2 第 2 項に規定する要介護被保険者について第 2 項の規定を適用する場合においては、同項の規定中「100 分の 90」とあるのは、「100 分の 70」とする。

$\left. \begin{array}{l} \frac{5}{4} \\ \frac{6}{5} \end{array} \right\}$ (略)

(配食サービス費の額の特例)

第 6 条の 3 (略)

2 (略)

3 市長が、災害その他の規則で定める特別の事情があることにより、配食サービスに必要な費用を負担することが困難であると認めた特別給付対象者が受ける配食サービスについて前条第 4 項の規定を適用する場合においては、同項の規定中「100分の70」とあるのは、「100分の70を超え 100分の 100以下の範囲内において規則で定める割合」とする。

$\frac{4}{3}$ 第 6 条の規定は、 $\frac{\text{前 3 項}}{\text{前 2 項}}$ の規定による特例の適用の申請等について準用する。

(保険料率及び保険料の額)

第 7 条 $\frac{\text{平成30年度}}{\text{平成27年度}}$ から $\frac{\text{平成32年度}}{\text{平成29年度}}$ までの各年度における保険料率は、令第39条第 1 項の基準に基づき算定するものとし、当該年度分の保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第 1 号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 令第39条第 1 項第 1 号イ又はロに掲げる者 $\frac{34,514\text{円}}{31,829\text{円}}$

(2) 令第39条第 1 項第 1 号ハ又はニに掲げる者 $\frac{34,514\text{円}}{31,829\text{円}}$

(3) 令第39条第 1 項第 2 号に掲げる者 $\frac{49,853\text{円}}{45,974\text{円}}$

(4) 令第39条第 1 項第 3 号に掲げる者 $\frac{57,522\text{円}}{53,047\text{円}}$

(5) 令第39条第 1 項第 4 号に掲げる者 $\frac{65,192\text{円}}{60,120\text{円}}$

(6) 令第39条第 1 項第 5 号に掲げる者 $\frac{76,696\text{円}}{70,729\text{円}}$

(7) 次のいずれかに該当する者 $\frac{80,531\text{円}}{74,266\text{円}}$

ア $\frac{\text{当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額}}{\text{地方税法（昭和25年法律第 226 号）第 292 条第 1 項第13号に規定する}}$

1項第1号ハに規定する合計所得金額をいう。以下同じ。）が80万円未満合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）

満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ （略）

(8) 次のいずれかに該当する者 $\frac{84,366\text{円}}{77,802\text{円}}$

ア 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が80万円以上

125万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ （略）

(9) 次のいずれかに該当する者 $\frac{95,870\text{円}}{88,412\text{円}}$

ア 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が 125万円以

上 200万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ （略）

(10) 次のいずれかに該当する者 $\frac{115,044\text{円}}{106,094\text{円}}$

ア 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が 200万円以

上 290万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ （略）

(11) 次のいずれかに該当する者 $\frac{130,384\text{円}}{120,240\text{円}}$

ア 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が 290万円以

上 400万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ （略）

(12) 次のいずれかに該当する者 $\frac{145,723\text{円}}{134,386\text{円}}$

ア 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が 400万円以

上 540万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ (略)

(13) 次のいずれかに該当する者 $\frac{161,062\text{円}}{148,531\text{円}}$

ア 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が 540万円以上 700万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ (略)

(14) 次のいずれかに該当する者 $\frac{176,401\text{円}}{162,677\text{円}}$

ア 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が 700万円以上 1,000万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ (略)

(15) 前各号のいずれにも該当しない者 $\frac{191,740\text{円}}{176,823\text{円}}$

2 次条の規定による算定を行った結果、前項第 1号又は第 2号に該当するに至った者に係る保険料の額は、次の各号に掲げる第 1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額した額とする。

(1) 前項第 7条第 1項第 1号に該当するに至った者 $\frac{3,835\text{円}}{3,537\text{円}}$

(2) 前項第 7条第 1項第 2号に該当するに至った者 $\frac{3,835\text{円}}{3,537\text{円}}$

3 (略)

(保険料の額の算定)

第 8条 普通徴収の方法によって徴収する保険料の額については、当該年度の 7月中に前条の規定による算定（以下「確定賦課」という。）を行うものとし、確定賦課を行う前においては、当該年度の前年度分（以下この条において「前年度分」という。）（昭和25年法律第 226号）の地方税法（昭和25年法律第 226号）の規定によ

る市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第 328条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。）の課税の状況並びに^{当該前年}保険料の賦課期日の属する年の前々年の^{合計所得金額及び}所得税法（昭和40年度分の市町村民税に係る）に掲げる金額及び同号に規定する公的年金等の収入金額を基礎とした前条の規定の例による算定（以下「暫定賦課」という。）を行う。

（手数料）

第18条 次の表の左欄に掲げる申請（当該申請に係る事業所が本市の区域外にある場合の申請を除く。）に係る事務につき、同表の右欄に掲げる手数料を徴収する。この場合において、当該手数料の額は、1件につき同表の右欄に掲げる額とする。

番号	区 分	手数料の額
	(略)	30,000円
9	法第 8条第10項に規定する短期入所療養介護（以下「短期入所療養介護」という。）に係る事業者の指定の申請（同条第28項に規定する介護老人保健施設（以下「介護老人保健施設」という。）又は同条第29項に規定する介護医療院（以下「介護医療院」という。）の空床を利用して短期入所療養介護を行うために24の項又は24の 2の項の申請と同時に 行う申請を除く。 ）	
	(略)	
	(略)	30,000円
31	法第 8条の 2第 8項に規定する介護予防短期入所療養介護（以下「介護予防短期入所療養介護」という。）に係る事業者の指定の申請（介護予防短期入所療養介護を短期入所療養介護と一体的に行うために 9の項の申請と同時に 行う申請及び介護老人保健施設 又は介護医療院の空床を利用し	

	て介護予防短期入所療養介護を行うために24の項又は24の2の項の申請と同時に行う申請を除く。)	
	(略)	
	(略)	10,000円
48	短期入所療養介護に係る事業者の指定の更新の申請（介護老人保健施設、 <u>介護医療院</u> 又は健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第26条の規定による改正前の介護保険法第8条第26項に規定する介護療養型医療施設（以下「介護療養型医療施設」という。）の空床を利用して短期入所療養介護を行うために63の項、 <u>63の2の項</u> 又は64の項の申請と同時に行う申請を除く。）	
	(略)	
71	介護予防短期入所療養介護に係る事業者の指定の更新の申請（介護予防短期入所療養介護を短期入所療養介護と一体的に行うために48の項の申請と同時に行う申請及び介護老人保健施設、 <u>介護医療院</u> 又は介護療養型医療施設の空床を利用して介護予防短期入所療養介護を行うために63の項、 <u>63の2の項</u> 又は64の項の申請と同時に行う申請を除く。）	
	(略)	
78	介護予防訪問介護に係る事業者の指定の更新の申請（介護予防訪問介護を訪問介護又は定期巡回・随時対応型訪問介護看護と一体的に行うために40の項又は52の項の申請と同	

	時に行う申請を除く。)	
79	介護予防通所介護に係る事業者の指定の更新の申請（介護 予防通所介護を通所介護又は地域密着型通所介護と一体的 に行うために45の項又は54の項の申請と同時に行う申請を 除く。）	

2 } (略)
3 }

第21条 市長は、被保険者、~~第1号~~被保険者の配偶者若しくは~~第1号~~被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が、正当な理由なしに、法第202条第1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、その者に対し10万円以下の過料を科する。

第22条 市長は、偽りその他不正の行為により保険料その他法の規定による徴収金（法第150条第1項に規定する~~介護給付費~~納付金及び法第157条第1項に規定する延滞金を除く。）の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。

(参考 2)

参 照 条 文

1 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）抜すい 新旧対照 ^{改正後}_{改正前}

第 8 条 （略）

2 }
5 } (略)
28 }

29 この法律において「介護医療院」とは、要介護者であつて、主として長期にわたり療養が必要である者（その治療の必要の程度につき厚生労働省令で定めるものに限る。以下この項において単に「要介護者」という。）に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設として、第 107 条第 1 項の都道府県知事の許可を受けたものをいい、「介護医療院サービス」とは、介護医療院に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をいう。

（一定以上の所得を有する ^{要介護}_{第 1 号} 被保険者に係る居宅介護サービス費等の額）

第 49 条の 2 （略）

2 第 1 号被保険者であつて政令で定めるところにより算定した所得の額が前

項の政令で定める額を超える政令で定める額以上である要介護被保険者が受ける同項各号に掲げる介護給付について当該各号に定める規定を適用する場合においては、これらの規定中「100分の90」とあるのは、「100分の70」とする。

(居宅介護サービス費等の額の特例)

第50条 (略)

2 (略)

3 市町村が、災害その他の厚生労働省令で定める特別の事情があることにより、居宅サービス、地域密着型サービス若しくは施設サービス又は住宅改修に必要な費用を負担することが困難であると認めた要介護被保険者が受ける前条第1項各号に掲げる介護給付について当該各号に定める規定を適用する場合（同条第2項の規定により読み替えて適用する場合に限る。）においては、同条第2項の規定により読み替えて適用するこれらの規定中「100分の70」とあるのは、「100分の70を超え100分の100以下の範囲内において市町村が定めた割合」とする。

(開設許可)

第107条 介護医療院を開設しようとする者は、厚生労働省令で定めるところ
削除

により、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 }
5 } (略)
6 }

(被保険者等に関する調査)

第 202条 市町村は、被保険者の資格、保険給付、地域支援事業及び保険料に関して必要があると認めるときは、被保険者、~~第 1号~~被保険者の配偶者若しくは~~第 1号~~被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させることができる。

2 (略)

第 214条 (略)

2 (略)

3 市町村は、条例で、被保険者、~~第 1号~~被保険者の配偶者若しくは~~第 1号~~被保険者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由なしに、第 202条第 1項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

4 }
5 } (略)

2 介護保険法施行令（平成10年政令第 412号）抜すい 新旧対照 改正後
改正前

(保険料率の算定に関する基準)

第38条 各年度における保険料率に係る法第 129条第 2項に規定する政令で定める基準は、基準額に当該年度分の保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第 1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める標準割合（市町村が保険料を賦課する場合に通常よるべき割合であつて、特別の必要があると認められる場合においては、保険料収納必要額を保険料により確保することができるよう、市町村が次の各号の区分ごとの第 1号被保険者数の見込数等を勘案して設定する割合）を乗じて得た額であることとする。

(1) 次のいずれかに該当する者 10分の 5

イ }
ロ } (略)

ハ 市町村民税世帯非課税者であつて、当該保険料の賦課期日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額（租税特別措置法第33条の 4第 1項若しくは第 2項、第34条第 1項、第34条の 2第 1項、第34条の 3第 1項、第35条第 1項、第35条の 2第 1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から特別控除額を控除して得た額とする。以下この項及び次条第 1項において同じ。）から所得税法第35条第 2項第 1号に掲げる金額を控除して得た額（当該額が 0を下回る場合には、 0とする。次号イ及び第 4号イ並びに次条第 1項第 1号ハ、第 2号イ及び第 4号イにおいて同じ。）の合計額が80万円以下であり、かつ、イ、ロ又は二に該当し

ないもの

二 (略)

(2) }
(3) } (略)
(9) }

2 }
3 } (略)

4 第 1項第 1号ハの特別控除額は、租税特別措置法第33条の 4第 1項若しくは第 2項、第34条第 1項、第34条の 2第 1項、第34条の 3第 1項、第35条第 1項、第35条の 2第 1項又は第36条の規定により同法第31条第 1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除すべき金額及び同法第33条の 4第 1項若しく

は第 2 項、第34条第 1 項、第34条の 2第 1 項、第34条の 3第 1 項、第35条第 1 項又は第36条の規定により同法第32条第 1 項に規定する短期譲渡所得の金額から控除すべき金額の合計額とする。

$\left. \begin{array}{l} \frac{5}{4} \\ \frac{11}{10} \end{array} \right\} \text{ (略)}$

(特別の基準による保険料率の算定)

第39条 前条第 1 項の規定にかかわらず、特別の必要がある場合においては、市町村は、基準額に各年度分の保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第 1 号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を保険料率とすることができる。この場合において、市町村は、第 9 号に掲げる第 1 号被保険者の区分を当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額に基づいて更に区分し、当該区分に応じて定める割合を乗じて得た額を保険料率とすることができる。

(1) 次のいずれかに該当する者 10分の 5を標準として市町村が定める割合

$\left. \begin{array}{l} \text{イ} \\ \text{ロ} \end{array} \right\} \text{ (略)}$

ハ 市町村民税世帯非課税者であって、当該保険料の賦課期日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額から所得税法第35条第 2 項第 1 号に掲げる金額を控除して得た額の合計額が80万円以下であり、かつ、イ、ロ又は二に該

当しないもの

二 (略)

(2) 次のいずれかに該当する者 10分の 7.5を標準として市町村が定める割合

イ 市町村民税世帯非課税者であって、当該保険料の賦課期日の属する年

の前年中の公的年金等の収入金額及び当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額から所得税法第35条第2項第1号に掲げる金額を

控除して得た額の合計額が120万円以下であり、かつ、前号に該当しな

いもの

□ (略)

(3) (略)

(4) 次のいずれかに該当する者 10分の9を標準として市町村が定める割合

イ 当該保険料の賦課期日の属する年度分の地方税法の規定による市町村

民税が課されていない者であって、当該保険料の賦課期日の属する年の

前年中の公的年金等の収入金額及び当該保険料の賦課期日の属する年の

前年の合計所得金額から所得税法第35条第2項第1号に掲げる金額を控

除して得た額の合計額が80万円以下であり、かつ、前3号のいずれにも

該当しないもの

□ (略)

(5) }
5 } (略)
(10)

2 }
5 } (略)
5 }

名古屋市子ども・親総合支援基金条例の制定について

名古屋市子ども・親総合支援基金条例を次のとおり定めるものとする。

平成30年 2月19日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市子ども・親総合支援基金条例

(設置の目的)

第 1条 子ども・親総合支援の推進を図るため、名古屋市子ども・親総合支援基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2条 基金として積み立てる額は、歳入歳出予算に定めるところによる。

(管理)

第 3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(益金の処理)

第 4条 基金から生ずる収益は、この基金に編入するものとする。

(処分)

第 5 条 基金は、子ども・親総合支援の推進に要する費用の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(運用)

第 6 条 市長は、必要があると認めるときは、基金に属する現金を確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて運用することができる。

(委任)

第 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成30年 4月 1日から施行する。

(理 由)

この案を提出したのは、名古屋市子ども・親総合支援基金を設置する必要があるによる。

(参 考)

参 照 条 文

地方自治法（昭和22年法律第67号）抜すい

（基金）

第 241条 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。

2 基金は、これを前項の条例で定める特定の目的に応じ、及び確実かつ効率的に運用しなければならない。

3 第 1項の規定により特定の目的のために財産を取得し、又は資金を積み立てるための基金を設けた場合においては、当該目的のためでなければこれを処分することができない。

4 基金の運用から生ずる収益及び基金の管理に要する経費は、それぞれ毎会計年度の歳入歳出予算に計上しなければならない。

5 } (略)
6 }

7 基金の管理については、基金に属する財産の種類に応じ、収入若しくは支出の手續、歳計現金の出納若しくは保管、公有財産若しくは物品の管理若しくは処分又は債権の管理の例による。

8 第 2項から前項までに定めるもののほか、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、条例でこれを定めなければならない。

名古屋市客引き行為等の禁止等に関する条例の制定について

名古屋市客引き行為等の禁止等に関する条例を次のとおり定めるものとする。

平成30年 2 月19日提出

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市客引き行為等の禁止等に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、公共の場所における客引き行為等の禁止等に関し必要な事項を定めることにより、市民、事業者等が、市と協働して、安心して通行し、利用することができる快適な都市環境の形成を図り、もって魅力と活力のある安心、安全で快適なまちづくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 客引き行為等 道路、公園その他の公共の用に供する場所（以下「公共の場所」という。）において行われる次に掲げる行為をいう。

ア 客引き行為 通行人その他不特定の者の中から相手方を特定して、客となるように誘う行為をいう。

イ 客待ち行為 客引き行為をする目的で、相手方となるべき者を待つ行

為をいう。

ウ 勧誘行為 通行人その他不特定の者の中から相手方を特定して、役務に従事するよう勧誘する行為をいう。

エ 勧誘待ち行為 勧誘行為をする目的で、相手方となるべき者を待つ行為をいう。

(2) 市民 市内に居住し、又は滞在する者をいい、市内を通過する者を含む。

(3) 事業者等 事業（その準備行為を含む。）を行う者（以下「事業者」という。）又はその従業者をいう。

（市の責務）

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、客引き行為等の禁止等について市民及び事業者等の意識の啓発等に努めなければならない。

2 市は、客引き行為等の禁止等に関する施策の実施に当たっては、関係機関及び関係団体との連携を図り、必要な協力を求めるものとする。

3 市は、客引き行為等に関して、市民及び事業者等から苦情又は意見があったときは、適切に処理するよう努めなければならない。

（市民の責務）

第4条 市民は、市が実施する客引き行為等の禁止等に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者等の責務）

第5条 事業者等は、公共の場所において、客引き行為等を行い、又は行わせるに当たっては、安心、安全で快適な都市環境を阻害しないよう努めなければならない。

2 事業者等は、市が実施する客引き行為等の禁止等に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（重点区域の指定等）

第6条 市長は、市民及び事業者等と協働して客引き行為等の対策に重点的に取り組む必要があると認める区域を客引き行為等対策重点区域（以下「重点区域」という。）に指定することができる。

2 市長は、前項の規定により重点区域を指定しようとするときは、あらかじめ学識経験者等の意見を聴かななければならない。

3 市長は、第1項の規定により重点区域を指定したときは、その旨並びにそ

の区域及び指定年月日を告示するとともに、市民及び事業者等に周知するよう努めなければならない。

4 市長は、必要があると認めるときは、重点区域の指定を変更し、又は解除することができる。

5 第2項及び第3項の規定は、前項の規定により重点区域の指定を変更し、又は解除する場合に準用する。

6 市は、重点区域において客引き行為等の禁止等に関する自主的な取組を行う団体に対し、必要な支援を行うものとする。

(禁止区域の指定等)

第7条 市長は、重点区域のうち、安心して通行し、利用することができる快適な都市環境を形成するため特に必要があると認める区域を客引き行為等禁止区域（以下「禁止区域」という。）に指定することができる。

2 市長は、必要があると認めるときは、禁止区域の指定を変更し、又は解除することができる。

3 前2項の禁止区域の指定等については、前条第2項及び第3項の規定を準用する。

(禁止区域における客引き行為等の禁止)

第8条 何人も、禁止区域においては、客引き行為等を行い、又は行わせてはならない。

(指導及び勧告)

第9条 市長は、禁止区域において客引き行為等を行い、又は行わせた者に対し、当該行為をしてはならない旨を指導することができる。

2 市長は、前項の規定による指導を受けた者が禁止区域において当該指導に係る行為をしたときは、その者に対し、当該行為をしてはならない旨を勧告することができる。

(命令)

第10条 市長は、前条第2項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その者に対し、当該行為をしてはならない旨を命ずることができる。

(立入調査等)

第11条 市長は、前2条の規定の施行に必要な限度において、客引き行為等を

行い、又は行わせた者に対し、報告を求め、又はその職員をして、事業者の事務所、店舗その他事業に関係のある場所に立ち入らせ、書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に対し、質問させることができる。

- 2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(公表)

第12条 市長は、客引き行為等を行い、又は行わせた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を公表することができる。

- (1) 第10条の規定による命令に従わないとき。
 - (2) 前条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。
- 2 市長は、前項の規定により公表をしようとする場合は、あらかじめ、公表の対象となる者に対しその旨を通知し、意見陳述の機会を与えなければならない。

(土地等の所有者等への通知)

第13条 市長は、前条第1項の規定による公表をしたときは、当該公表がされた者の業務の用に供されている土地又は建物を提供している当該土地又は建物の所有者又は管理者に対し、当該公表の内容を通知することができる。

(関係機関への情報提供)

第14条 市長は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、市民及び事業者等から提供された情報を、関係機関に対し、提供することができる。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第10条の規定による命令に違反した者

(2) 第11条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
(両罰規定)

第17条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の過料を科する。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第8条から第13条まで、第16条及び第17条の規定は、同年10月1日から施行する。

(理 由)

この案を提出したのは、魅力と活力のある安心、安全で快適なまちづくりに寄与するため、公共の場所における客引き行為等の禁止等に関し基本となる事項を定める必要があるによる。

)

)

3
2
1

